

一般廃棄物処理基本計画

平成27年3月 策定

令和6年3月 改定

綾川町

目次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨	1
第1節 計画の趣旨.....	1
1. 一般廃棄物処理基本計画の法的な位置付け.....	2
第2節 本町における一般廃棄物処理基本計画の位置付け.....	3
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画対象区域.....	5
第5節 町の概況.....	7
1. 本町の概要.....	7
2. 人口動態・分布.....	8
3. 市街地・集落等の動向.....	10
4. 産業の動向.....	11
5. 土地利用状況.....	13
6. 将来計画等.....	13
第2章 ごみ処理基本計画	18
第1節 ごみ処理の実績.....	18
1. ごみの種類別発生量.....	18
2. ごみ処理量.....	21
3. ごみの性状.....	27
4. 温室ガス排出量.....	30
5. ごみ処理体制.....	31
6. ごみ収集区分.....	31
7. ごみ処理に係る費用.....	34
第2節 ごみ処理の評価.....	35
1. 循環型社会形成.....	35
2. 地球温暖化防止（温室効果ガスの排出）.....	40
3. 経済性.....	41
4. ごみ処理の評価.....	45
第3節 ごみ処理行政の動向.....	46
1. 国による動向.....	46
2. 香川県による計画.....	50
第4節 ごみ処理基本計画.....	51
1. ごみの発生量及び処理量の見込み.....	51
2. ごみの排出抑制のための方策に関する事項.....	81

3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分.....	83
4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項.....	87
5. ごみの処理施設の整備に関する事項.....	94
6. その他ごみの処理に関し必要な事項.....	99
第5節 食品ロス削減の推進.....	104
1. 背景.....	104
2. 位置づけ.....	104
3. 食品ロスの発生状況.....	104
4. 目標.....	105
5. 推進施策.....	106
第3章 生活排水処理基本計画.....	108
第1節 基本方針.....	108
1. 生活排水処理に係る理念、目標.....	108
2. 生活排水処理施設の基本方針.....	108
3. 計画目標年次.....	108
第2節 生活排水の排出の状況.....	109
1. 生活排水処理の流れと処理内容.....	109
2. 処理形態別人口の推移.....	110
3. 収集・運搬の状況.....	111
4. し尿、浄化槽汚泥の排出状況、性状の推移.....	112
5. し尿、浄化槽汚泥処理に係る費用.....	117
第3節 課題の抽出.....	118
第4節 処理主体.....	119
第5節 生活排水処理基本計画.....	120
1. 処理人口、計画収集人口の予測.....	120
2. 生活排水を処理する区域及び人口等.....	122
第6節 施設及びその整備計画の概要.....	124
1. 下水道.....	124
2. 合併処理浄化槽.....	124
3. その他の処理施設.....	125
第7節 生活排水排出抑制及び再資源化計画.....	127
第8節 し尿・汚泥の処理計画.....	129
1. 収集・運搬計画.....	129
2. 中間処理及び最終処分計画.....	133
第9節 その他の施策.....	134

1. 住民に対する広報・啓発活動	134
2. 地域に関する諸計画との関係	134
第4章 まとめ.....	135
1. ごみ量の削減と分別収集の推進	135
2. ステーション設置要件の見直しと高松市の受入区分の見直し.....	135
3. 最終処分場の整備と他の自治体からの搬入への対応.....	135
4. 公共下水道事業及び合併処理浄化槽設置の推進	136

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

第 1 節 計画の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」において、廃棄物のうち一般廃棄物については、市町村がその処理の統括的な責任を負うことが定められ、区域内で発生する一般廃棄物の処理計画策定の義務があります。

「一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）」は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

近年の廃棄物処理における動向としては、国の政策において、循環型社会の構築を最優先とする方針が掲げられ、行政、国民、事業者による 3R への取組が進展し、再生利用率の向上、最終処分量の減少といった成果に現れるようになりました。

一方、頻発する浸水災害、近い将来起こりうるとされる南海トラフ地震などの大規模災害による、大量の震災廃棄物の処理や廃棄物処理における安全性の確保が大きな課題となっています。また、国際的な資源価格の上昇により、世界規模での資源制約が強まると予想されています。今後の循環型社会形成政策は、天然資源の消費抑制のために廃棄物を減量化するといった「量」に重きを置いた従来の方針から、環境保全と安全・安心を確保した上で廃棄物を有効活用し、資源生産性を向上させるといった「質」が求められています。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和 4 年 4 月 1 日施行され、収集体制を含む再商品化のルートを確立するなど、今後新たな分別収集体制が必要になっています。

綾川町（以下、「本町」という。）における一般廃棄物処理は、昭和 54 年度より高松地区広域市町村圏振興事務組合での焼却処理、破碎・資源化処理を行い、最終処分は綾南環境衛生組合で行っていました。現在では、組合構成町の合併を機に焼却処理及び破碎・資源化処理は高松市に委託、最終処分場は本町管理となっています。また、生活排水処理は、町営下水道及び合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設で行っており、し尿及び浄化槽汚泥はごみと同様高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センターで処理されています。

本町のごみ処理行政は、合併により町管理となったものがありますが、従来から広域処理を行っており、国及び県が掲げる広域化方針に沿ったものといえます。しかし、国及び県が掲げるごみ減量化目標の達成や廃棄物処理における温室効果ガスの削減、廃棄物処理に関する住民サービスの維持・向上など解決すべき課題があります。

本計画は、計画策定より 9 年が経過しました。一般廃棄物処理を取り巻く現状を把握し、本町及び周辺圏域の循環型社会形成を一層進め、自然環境及び生活環境保全の一助となることを目的として、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行います。

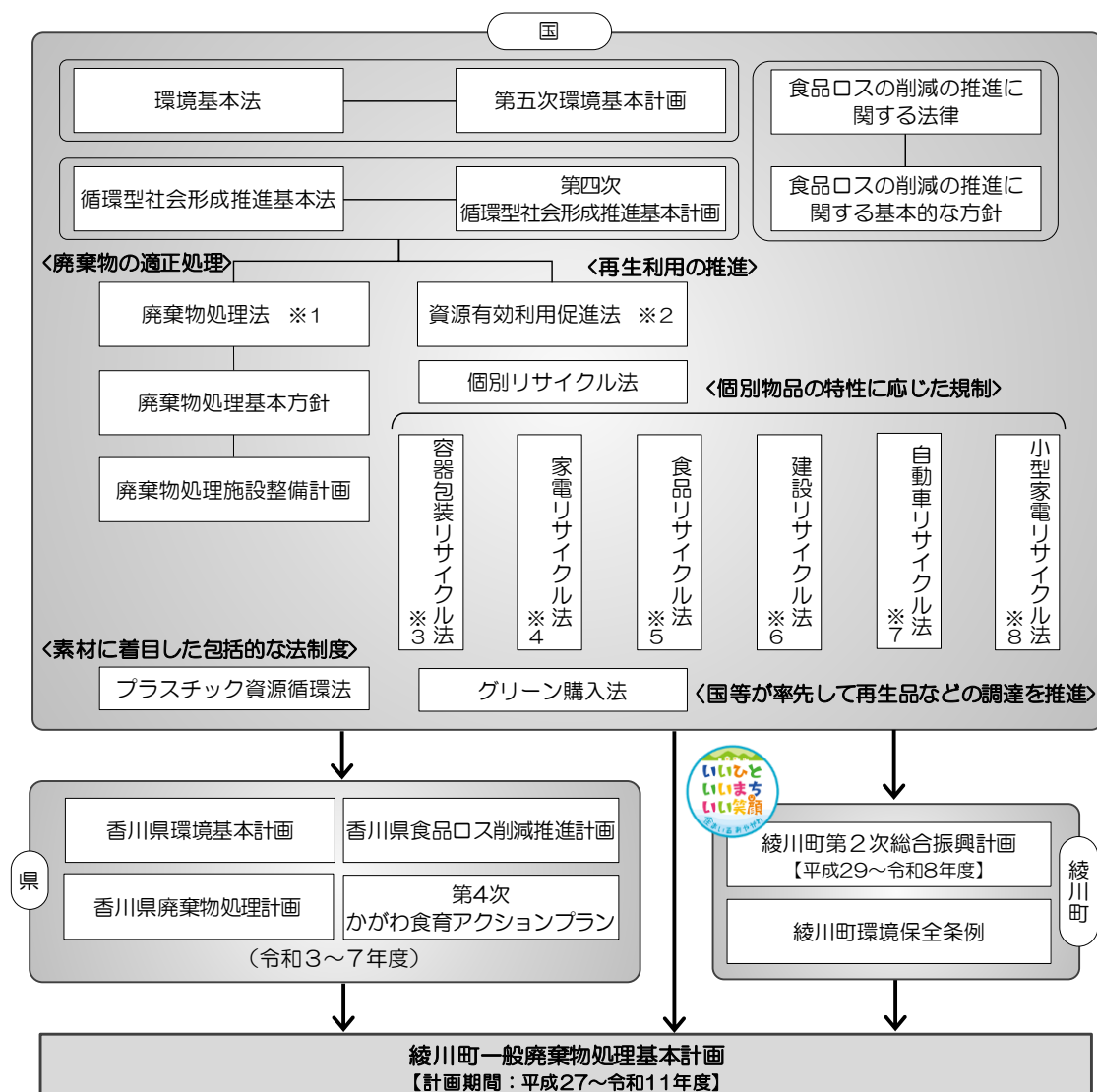
1. 一般廃棄物処理基本計画の法的な位置付け

本計画の策定及び改定は、市町村計画の環境施策のひとつとして、法的義務を受けるものです。図表 1.1.1 に示すように環境法制のうち廃棄物の適正処理を目的とした「廃棄物処理法」に定められています。

「廃棄物処理法」第6条の1において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。」とされています。本計画は、一般廃棄物の処理における市町村の基本的な方針を定める「一般廃棄物処理基本計画」と基本計画の年度別実施方針を定める「一般廃棄物処理実施計画」に分けられます。

市町村による「一般廃棄物処理基本計画」の内容は、一般廃棄物であるごみ及び生活排水処理を含み、その内容は、市町村の基本構想に沿ったものとする必要があります。

図表 1.1.1 環境法制における一般廃棄物処理基本計画の位置付け



※1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

※2 「資源の有効な利用の促進に関する法律」

※3 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」

※4 「特定家庭用機器再商品化法」

※5 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

※6 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

※7 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

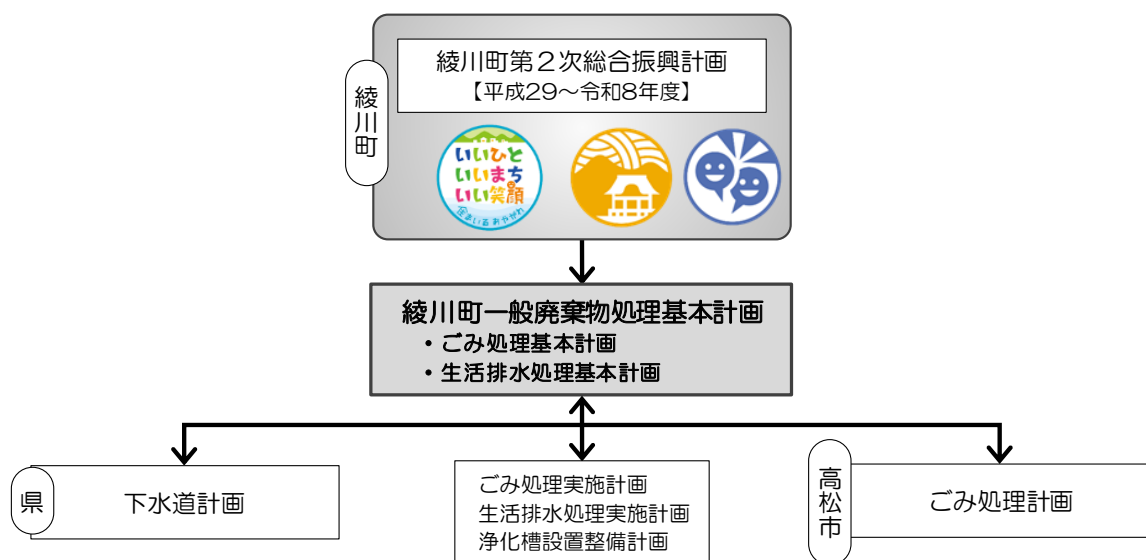
※8 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」

第2節 本町における一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理基本計画であるが、本町においては、ごみ処理及び生活排水処理基本計画は、綾川町第2次総合振興計画（以下、「総合振興計画」という。）における基本目標「魅力あふれる自然と調和のとれるまち（環境）」、「住みよい明るいまち（生活基盤）」などと密接な関係があります。また、生活排水処理基本計画は、本町の下水道計画及び合併処理浄化槽の設置に係る「浄化槽整備計画」と関連があります。

本計画による将来計画は、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画に反映します。さらに、本町のごみ処理委託先である高松市や上位官庁である香川県において、廃棄物処理及び下水道に係る計画が策定・改定される場合、相互の関連付けと計画の整合を図ります。

図表 1.2.1 本計画と他の計画との関連



第3節 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、平成27年より計画を開始し、15年後の令和11年度までとします。

なお、概ね5年ごとに中間目標年次を定め、その時の社会情勢や廃棄物処理状況の変化などを考慮し、必要な場合には計画の見直しを行うものとします。

計画策定より9年を経過し、計画期間の折り返しを迎えることから、令和5年度に見直しを行い、令和6年度より計画期間の最終目標を改定します。

図表 1.3.1 一般廃棄物処理基本計画の計画期間及び目標年次

元号 年度	平成					令和										
	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
計画策定年次																
計画期間																
計画目標年次																

第4節 計画対象区域

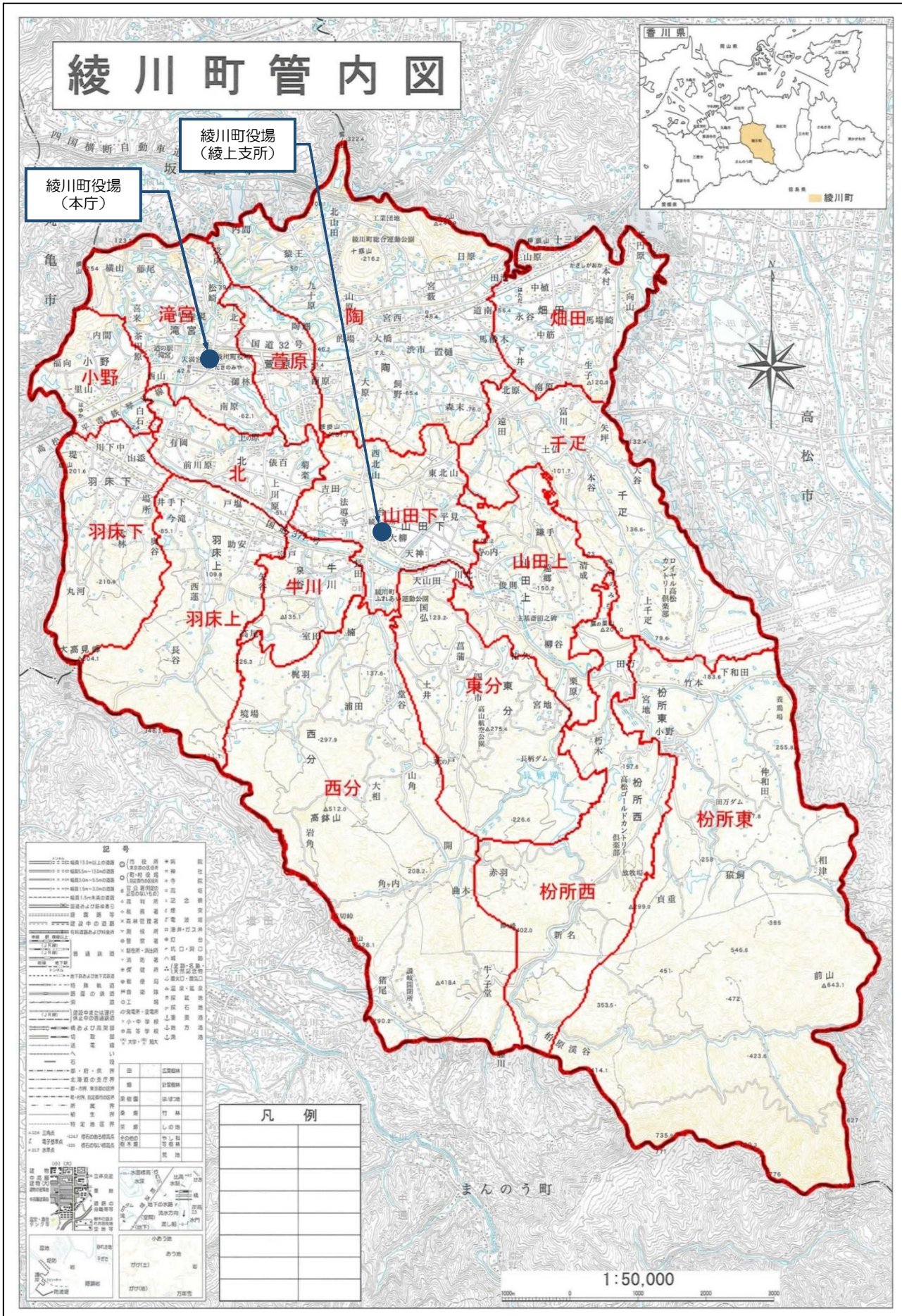
計画対象区域は、本町の行政区域全域とします。

本町の位置図を図表 1.4.1 に、行政区域図を図表 1.4.2 に示します。

図表 1.4.1 位置図



図表 1.4.2 行政区域図



第5節 町の概況

1. 本町の概要

本町は香川県の中央部にあり、町の東は香川県の県庁所在地である高松市に隣接しているほか、北は坂出市、西は丸亀市、南はまんのう町と接している自治体です。町の広ぼうは、東西約10km、南北14km、総面積109.67km²であり、町中央部、北部は小高い山に囲まれた台地・丘陵地となっており、町南部には山林が広がっています。

町の主要河川は、町名の由来ともなっている綾川です。町南部から中央部を経て坂出市に向かう綾川は、讃岐山脈最高峰の竜王山北麓付近（香川県高松市塩江町安原下）に端を発し、幾多の支流を総べ、長柄湖を経て田万川を併せ、町北部から坂出市にかけての北条湖、府中湖に流れます。綾川の上流域にある柏原溪谷は讃岐百景のひとつであり、林野庁の「水源の森百選」にも選ばれています。これらの溪谷やダム湖周辺には緑豊かな自然が広がっています。本町の南部は讃岐山脈が連なり、「讃岐七富士」に数えられる羽床富士（堤山）、綾上富士（高鉢山）があります。

本町は、平成18年3月に旧綾歌郡綾上町、綾南町が合併してできた自治体ですが、地域の歴史は古く、縄文・弥生式土器や古墳が多く出土しています。また、奈良時代から鎌倉時代には、窯業の中心地として栄えたとされ、200以上の窯跡が残されています。

町の特産品は、うどん、いちご、柿、米であり、特にうどんは国内でのうどん発祥の地とされており、平安時代に唐に渡った弘法大師空海が帰国後、弟子に麺の製法を伝え、それを両親に振舞ったのが当地とされています。また、綾川沿いの田園地帯では、そこで得られる良質の米と水を使った酒の製造や関連製品の研究・製造が行われ、丘陵地で麦の栽培が行われるなど、特色のある農業が行われてきたが、それらを支える水の確保は、古くから地域の大きな課題であった。町内には現在も大小合わせて1,600を超えるため池が存在する。

交通は、高松市に通じる国道32号線や四国横断自動車道をはじめとする自動車交通網が整備されています。鉄道も高松琴平電気鉄道琴平線が敷設されているなど、隣接自治体や県外へのアクセスが比較的容易です。また、町内には、高松空港の滑走路の一部があり、空港にも近いという立地となっています。

2. 人口動態・分布

本町の平成 20 年度～令和 4 年度の 15 年間における人口の推移を図表 1.5.1 及び図表 1.5.2 に示します。

本町の人口は年々減少を続けていましたが、令和 4 年度は 171 人増加しています。総じて、減少傾向にあり、令和過去 15 年間の減少率は 9.7%、年間減少率は 0.5～1.0% となっています。令和 4 年度における外国人を除く人口は 23,427 人です。

一方、世帯数は平成 25 年度に、一度、減少に転じました増加傾向にあります。過去 15 年間で 581 世帯増加し、令和 4 年度では 9,744 世帯となっています。また、人口が減少し世帯数が増加しているため、世帯当たり人口は、令和 4 年度では 2.4 人/世帯となっています。

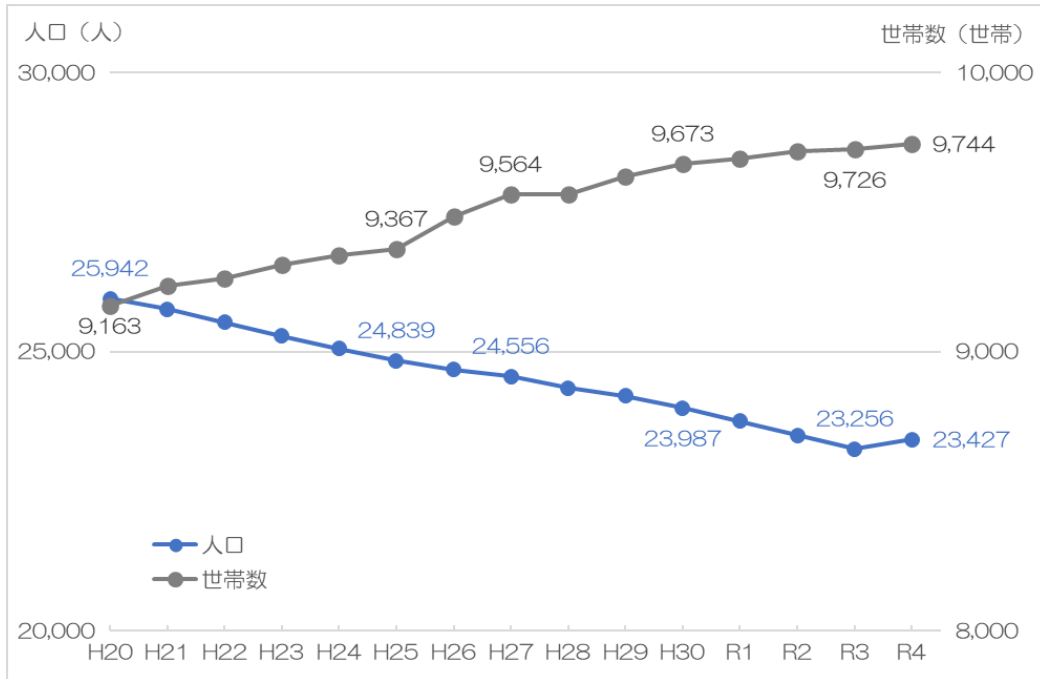
図表 1.5.1 人口実績（平成 20 年度～令和 4 年度）

年 度	綾 川 町						
	人口 ¹⁾ (人)	平成20年度 に対する 人口比率	前年度からの 増減率	外国人 人口 (人)	合 計 (人)	世帯数 ¹⁾ (世帯)	世帯当たり 人口 ¹⁾ (人/世帯)
平成20年度	25,942	100.0%	—	128	26,070	9,163	2.83
平成21年度	25,756	99.3%	-0.7%	164	25,920	9,237	2.79
平成22年度	25,527	98.4%	-0.9%	171	25,698	9,261	2.76
平成23年度	25,274	97.4%	-1.0%	186	25,460	9,312	2.71
平成24年度	25,048	96.6%	-0.9%	174	25,222	9,343	2.68
平成25年度	24,839	95.7%	-0.8%	174	25,013	9,367	2.65
平成26年度	24,675	95.1%	-0.6%	182	24,857	9,486	2.60
平成27年度	24,556	94.7%	-0.5%	199	24,755	9,564	2.57
平成28年度	24,350	93.9%	-0.8%	236	24,586	9,565	2.55
平成29年度	24,207	93.3%	-0.6%	251	24,458	9,626	2.51
平成30年度	23,987	92.5%	-0.8%	303	24,290	9,673	2.48
令和元年度	23,748	91.5%	-0.9%	345	24,093	9,692	2.45
令和2年度	23,497	90.6%	-1.0%	363	23,860	9,718	2.42
令和3年度	23,256	89.6%	-0.9%	350	23,606	9,726	2.39
令和4年度	23,427	90.3%	0.7%	398	23,825	9,744	2.40

1) 外国人は含まない。

資料：綾川町住民基本台帳（各年度 10 月 1 日）

図表 1.5.2 人口実績（平成 20 年度～令和 4 年度）



次に本町の年齢層別男女人口を図表 1.5.3 及び図表 1.5.4 に示します。

男女別人口では、女性が男性を大きく上回っています。年齢層別人口では、男女ともに 70 歳代が最も多く、次いで 60 歳代となっています。また、女性は 80 歳以上の人口が男性を大きく上回っている状況です。65 歳以上の割合は男性では 33.8%、女性では 39.1%に及び、住民の高齢化が進行しています。

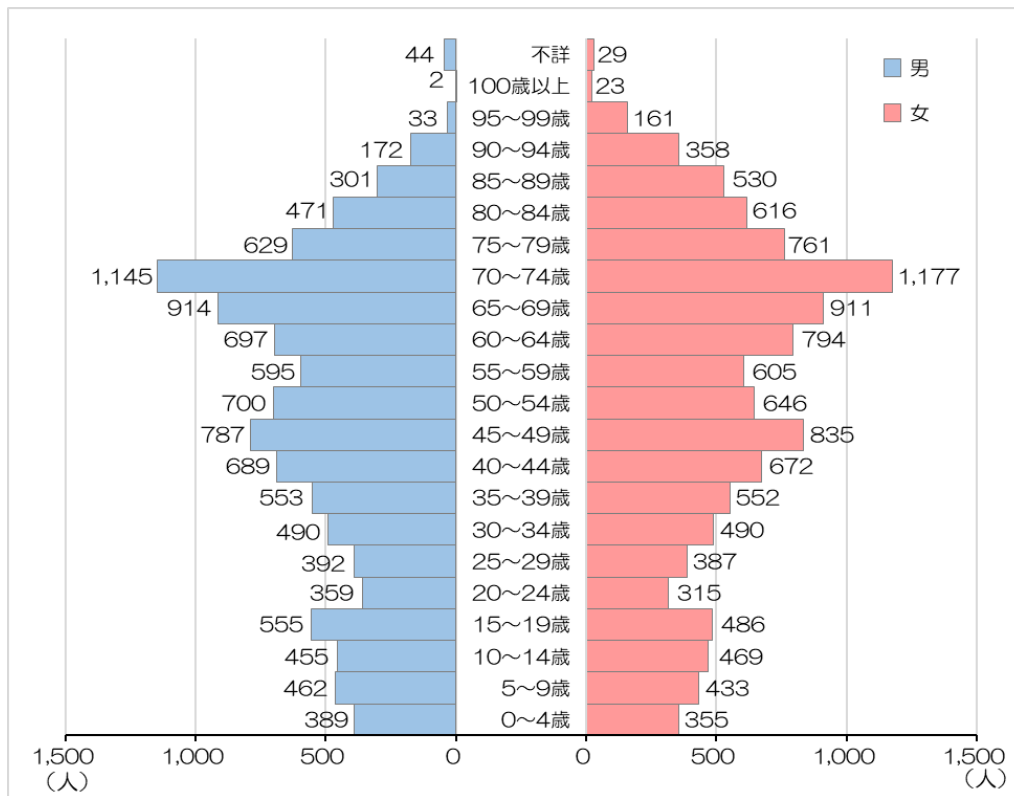
図表 1.5.3 年齢層別男女人口

綾川町	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	22,439	10,834	11,605	15歳未満	2,563	1,306	1,257
				15～64歳	11,599	5,817	5,782
				65歳以上	8,204	3,667	4,537
年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
0～4歳	744	389	355	55～59	1,200	595	605
5～9	895	462	433	60～64	1,491	697	794
10～14	924	455	469	65～69	1,825	914	911
15～19	1,041	555	486	70～74	2,322	1,145	1,177
20～24	674	359	315	75～79	1,390	629	761
25～29	779	392	387	80～84	1,087	471	616
30～34	980	490	490	85～89	831	301	530
35～39	1,105	553	552	90～94	530	172	358
40～44	1,361	689	672	95～99	194	33	161
45～49	1,622	787	835	100歳以上	25	2	23
50～54	1,346	700	646	年齢不詳	73	44	29

※人口動態調査は、国勢調査における人口から住民基本台帳の移動人口により推計されるため、住民基本台帳人口とは異なる。

資料：人口動態調査（「香川県統計年鑑（令和3年10月1日現在）」による。）

図表 1.5.4 年齢層別男女人口



3. 市街地・集落等の動向

本町は町北部の一部が高松広域都市計画区域に含まれ、国道 32 号線及び国道 377 号線を中心に下水道が敷設されています。

このうち、市街地は、国道 32 号線沿線を中心に、陶、畑田、滝宮、萱原地区といった旧綾南町の中心市街地が人口密度の高い地区となっています。一方、人口密度が低いのは、東分、粉所西、西分、粉所東といった旧綾上町南部となっています。

人口、世帯数の動向としては、市街地・郊外ともに概ね人口が減少しており、人口が増加しているのは、滝宮、萱原、小野となっています。一方、世帯数は市街地及びその周辺で増加しており、世帯人員が減少する傾向がうかがえます。本町の各区域における人口、世帯数及び人口密度を図表 1.5.5 に示します。

図表 1.5.5 行政区域における人口及び人口密度の推移

行政区域	平成22年国勢調査			平成27年国勢調査			令和2年国勢調査			増減（平成27年比）		
	人口 （人）	世帯 （世帯）	人口密度 （人/㎡）	人口 （人）	世帯 （世帯）	人口密度 （人/㎡）	人口 （人）	世帯 （世帯）	人口密度 （人/㎡）	人口 （人）	世帯 （世帯）	人口密度 （人/㎡）
陶	5,748	1,954	528.00	5,639	2,013	516.25	5,357	2,084	490.57	▲ 282	71	▲ 25.68
畑田	4,369	1,578	1,043.57	4,137	1,587	988.16	3,976	1,588	949.70	▲ 161	1	▲ 38.46
滝宮	3,306	1,142	734.71	3,285	1,175	744.09	3,492	1,291	790.97	207	116	46.89
萱原	1,682	616	931.72	1,746	655	991.57	1,919	784	1,089.81	173	129	98.25
小野	615	194	284.56	600	200	266.19	646	242	286.60	46	42	20.41
千疋	946	337	124.79	842	316	111.02	784	316	103.37	▲ 58	0	▲ 7.65
北	899	246	345.76	894	262	343.84	728	267	279.99	▲ 166	5	▲ 63.84
羽床下	1,081	368	234.40	997	367	216.20	897	363	194.51	▲ 100	▲ 4	▲ 21.68
山田下	1,445	457	322.88	1,383	466	290.79	1,260	466	264.93	▲ 123	0	▲ 25.86
山田上	1,055	335	229.43	1,010	362	220.00	850	337	185.14	▲ 160	▲ 25	▲ 34.85
羽床上	896	293	136.41	815	299	122.23	755	284	113.23	▲ 60	▲ 15	▲ 9.00
牛川	507	176	230.86	483	179	232.86	454	199	218.88	▲ 29	20	▲ 13.98
東分	498	166	69.88	442	156	68.07	377	161	58.06	▲ 65	5	▲ 10.01
粉所西	331	94	41.08	259	109	28.69	239	108	26.48	▲ 20	▲ 1	▲ 2.22
西分	684	254	44.83	571	228	37.71	507	212	33.48	▲ 64	▲ 16	▲ 4.23
粉所東	563	199	24.58	507	174	22.60	452	214	20.15	▲ 55	40	▲ 2.45
計	24,625	8,409	224.84	23,610	8,548	215.13	22,693	8,916	224.84	▲ 917	368	9.71

資料：各年国勢調査

4. 産業の動向

令和 2 年国勢調査における本町の労働人口の推移を図表 1.5.6、産業別労働人口を図表 1.5.7 に示します。

令和 2 年における労働人口は 11,261 人と 15 歳以上人口（19,803 人）の約 56.9%であり、香川県全体の水準（約 57.1%）とほぼ同程度となっています。完全失業者数は 394 人と労働力人口の約 3.5%であり、香川県全体の水準（約 3.5%）と同程度です。

産業別就業者数では男女ともに第 3 次産業が最も多く、次いで第 2 次産業となっています。この傾向は、香川県全体の傾向に類似し、本町では、第 1 次産業の割合が 9.1%と香川県全体の 4.7%に比べてやや高くなっています。

図表 1.5.6 労働状態別 15 歳以上人口

（単位：人）

区分		総数 ¹⁾	労働力人口							非労働力人口
			総数	就業者				完全失業者		
				総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事		休業者	
香川県	男	388,764	250,122	240,076	226,594	6,252	2,257	4,973	10,046	110,825
	女	425,825	209,167	203,120	149,349	45,552	2,587	5,632	6,047	190,793
	総数	814,589	459,289	443,196	375,943	51,804	4,844	10,605	16,093	301,618
綾川町	男	9,617	6,154	5,891	5,547	222	32	90	263	3,011
	女	10,385	5,107	4,976	3,666	1,150	47	113	131	4,872
	総数	20,002	11,261	10,867	9,213	1,372	79	203	394	7,883

1) 労働力状態「不詳」を含む。

資料：令和 2 年国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日現在）

図表 1.5.7 産業別（大区分）15 歳以上人口

(単位：人)

区分		総数	第1次産業※)	第2次産業※)	第3次産業※)	分類不能の産業
香川県	男	240,076	13,023	77,674	142,398	6,981
	女	203,120	7,769	30,276	158,873	6,202
	総数	443,196	20,792	107,950	301,271	13,183
綾川町	男	5,891	631	1,854	3,300	106
	女	4,976	360	744	3,772	100
	総数	10,867	991	2,598	7,072	206

※) 第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業、公務

資料：令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）

次に、令和2年国勢調査における本町の産業別従業者数を図表 1.5.8 に示します。

従業者数は「製造業」、「卸売、小売業」の順に多く、次いで「医療、福祉」となっています。

図表 1.5.8 産業別従業者数

(単位：人)

総数	産業分類別					
	農林漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業
従業者数	従業者数	従業者数	従業者数	従業者数	従業者数	従業者数
10,867	991	—	895	1,703	59	150

産業分類別					
運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業
従業者数	従業者数	従業者数	従業者数	従業者数	従業者数
560	1,667	194	118	267	431

産業分類別					
生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されるものを除く)
従業者数	従業者数	従業者数	従業者数	従業者数	従業者数
362	530	1,593	158	602	381

資料：令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）

5. 土地利用状況

本町の総面積及び民有地面積の内訳を図表 1.5.9 に、区分別民有地面積割合を図表 1.5.10 に示します。

町の総面積 109.75 km²のうち、民有地面積は 70.02 km²です。民有地のうち半数が山林であり、34.54 km²と民有地全体の 49.3%を占めます（町総面積の 32.4%）。田畑を併せた農業用地は民有地の 32.68%、宅地は 9.7%を占めます。

図表 1.5.9 総面積及び民有地面積※

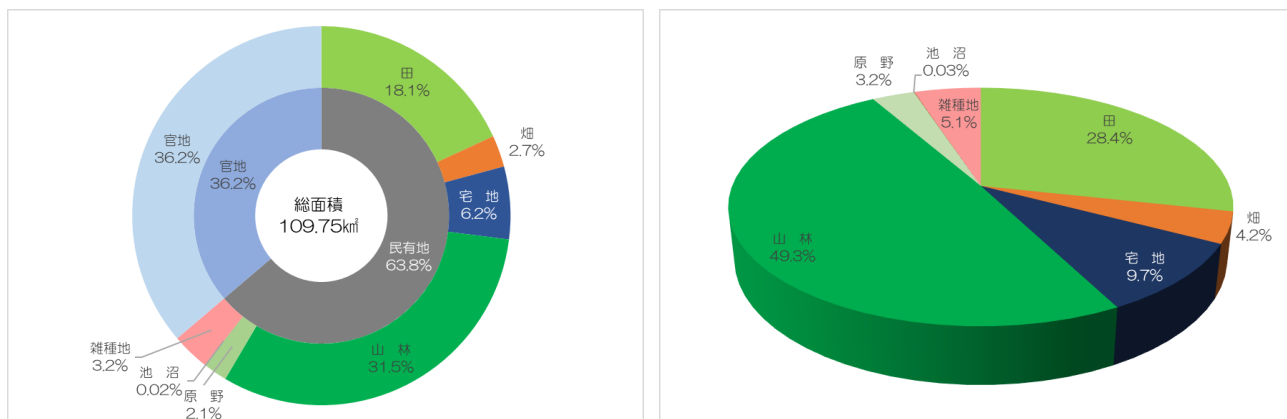
(単位：km²)

総面積	民有地面積									
	計	田	畑	宅地	山林	鉱泉地	牧場	原野	池沼	雑種地
109.75	70.02	19.89	2.96	6.79	34.54	—	—	2.26	0.02	3.55

※市町の土地課税台帳及び補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地を除く。

資料：県自治振興課（「香川県統計年鑑」による。）

図表 1.5.10 区分別民有地面積割合



6. 将来計画等

1) 本町の計画

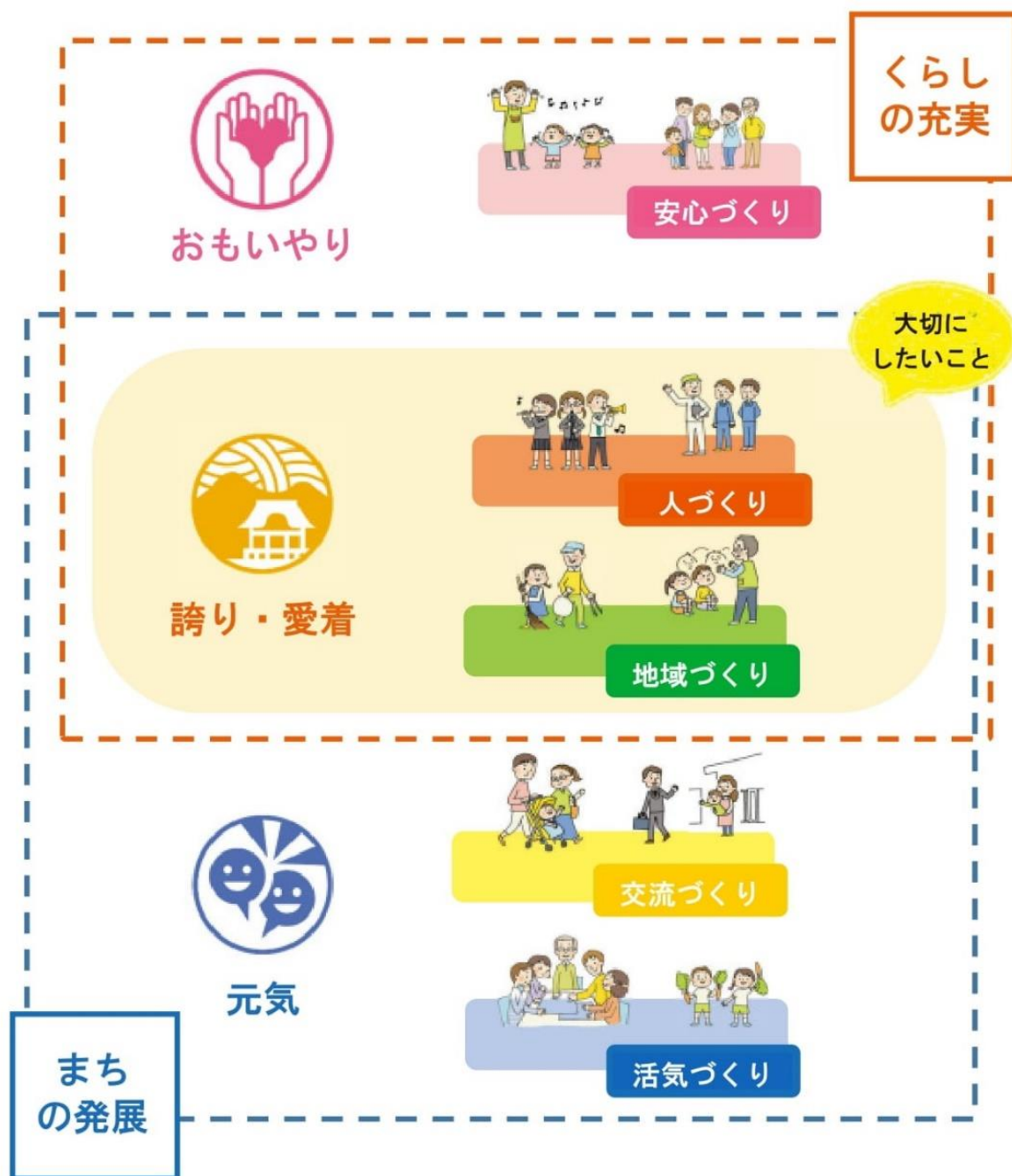
本町では、平成 29 年 3 月に「綾川町第二次総合振興計画」を策定し、目指すべきまちの将来像を『いいひと いいまち いい笑顔 ～住まいる あやがわ～』とし、多種多様な課題点に対する取組を進めています。総合振興計画に示された本町の理念と基本目標、具体的項目の概要を図表 1.5.11 及び図表 1.5.12 に、施策の方向性（抜粋）を図表 1.5.13 に示します。

この計画の中で、一般廃棄物に関する項目としては基本目標 3 に「循環型社会の形成」、基本目標 7 に「上水道・下水道」等が挙げられています。

本町の一般廃棄物処理は、ごみ処理は、高松西部クリーンセンターにおける焼却処理、破碎・資源化処理及び綾川町一般廃棄物最終処分場における最終処分を行い、今後もこの体制を継続する状況です。

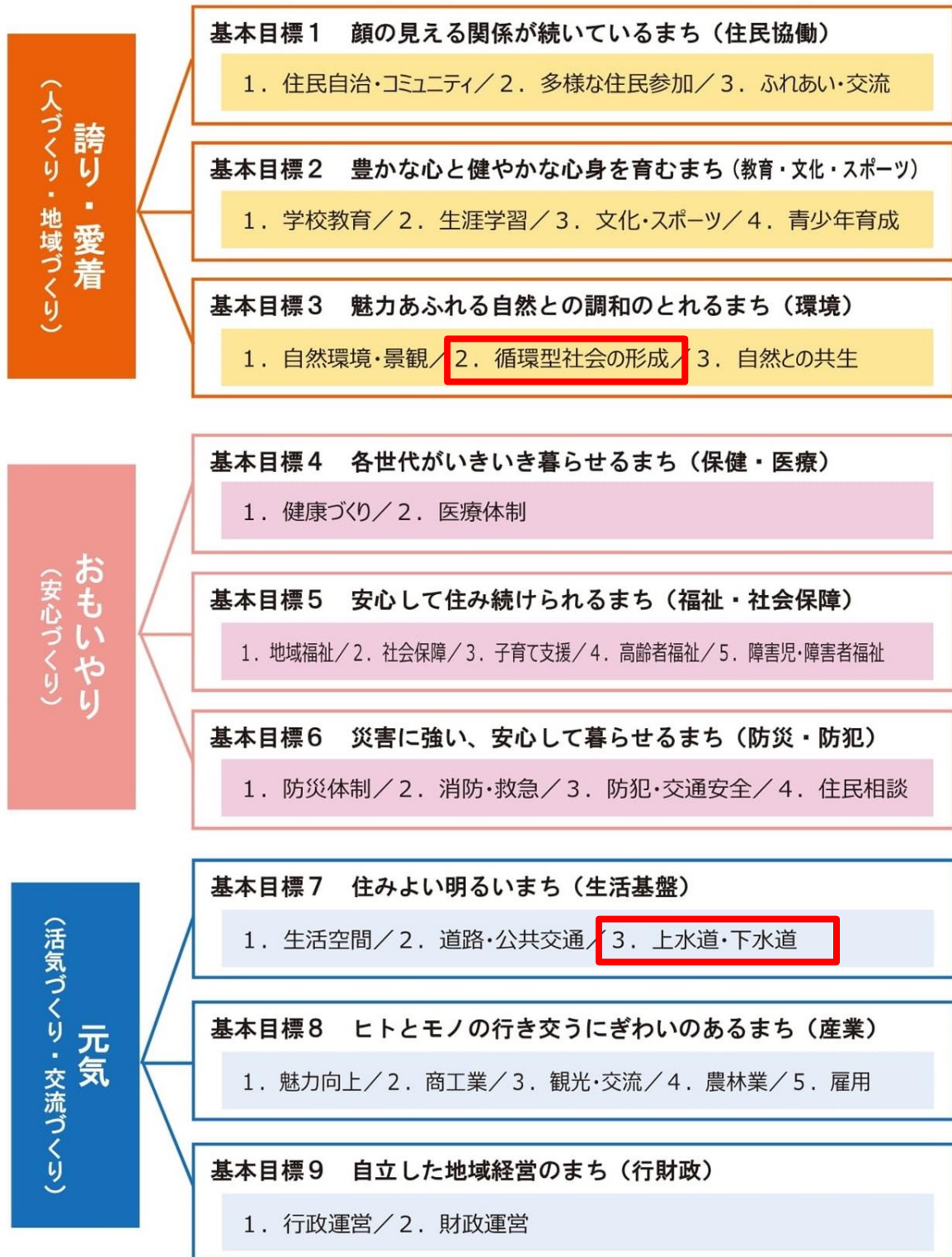
一方、生活排水対策は、公共下水道事業の推進や浄化槽設置整備事業の活用、農業集落排水処理施設の維持による環境保全を掲げています。生活排水処理施設としては、現在運用されている下水道の区域内接続戸数の拡充に加え、下水道地域以外の地域における合併処理浄化槽の整備を推進しており、集合処理施設の構想も視野に入れつつ、この方針を継続していくこととしています。

図表 1.5.11 理念と基本目標



資料：綾川町第二次総合振興計画

図表 1.5.12 施策体系図



資料：綾川町第二次総合振興計画

図表 1.5.13 施策の方向性（抜粋）

基本目標	取組項目	施策の方向性	
3.魅力あふれる自然との調和のとれるまち（環境）	01 自然環境・景観	01	景観の保全と創造
		02	環境保護・保全活動の推進
		03	公害防止対策の推進
		04	環境学習機会の充実
	02 循環型社会の形成	01	循環型社会の形成
		02	ごみ処理の適正化
03		生活排水対策の推進	
4.各世代がいきいき暮らせるまち（保健・医療）	01 健康づくり	01	住民による健康づくりの推進
		02	保健・予防の推進
		03	食育の推進
		04	横断的な連携の充実
6.災害に強い、安心して暮らせるまち（防災・防犯）	01 防災体制	01	防災体制の充実
		02	防災対策の充実
		03	救急・救助体制の推進
		04	地域防災力の強化
7.住みよい明るいまち（生活基盤）	01 生活空間	01	適正な土地利用の推進
		02	住環境の整備
		03	公園機能の充実
		04	人にやさしい施設・設備の充実
	03 上水道・下水道	01	水の安定供給
		02	公共下道の整備
		03	合併処理浄化槽の設置促進
		04	農業集落排水処理の維持
		05	水の意識啓発
		06	経営の健全化
8.人とモノの行き交うにぎわいのあるまち（産業）	04 農林業	01	農地の保全と環境整備
		02	農業等経営支援
		03	新規就農者などの育成
		04	地産地消の推進
		05	環境保全型農業の推進
		06	畜産の振興
		07	林業の振興

資料：綾川町第二次総合振興計画

2) 県、国による計画

香川県による計画としては、滝宮地区都市再生整備計画が平成24年度より平成26年まで実施され、整備終了後の事後評価も完了しました。

この計画は、高松市に近く、県内でも交通網の充実した本町において、公共交通の利便性向上のための新駅の設置と新駅を拠点にした新たなまちづくりを行うものでした。滝宮地区は、高松市と高知県高知市を結ぶ国道32号線が東西に走っており、近年では大型商業施設が進出しているなど、都市化が進んでおり、この都市再生整備計画により、さらなる住民生活の利便性向上が図られました。

その一方で、町南部の旧綾上地区は、基幹産業である農業が後継者不足等により衰退し、若年層の都市部への流出のために高齢化が進んでいます。このため、同地区では、過疎対策自立支援促進計画を策定し、農林業の振興や、柏原溪谷等の自然環境を生かした観光振興を図っています。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の実績

1. ごみの種類別発生量

1) 収集人口、ごみ排出量

平成23年度から令和2年度の10年間における計画収集人口及びごみ排出量の実績を
図表2.1.1及び図表2.1.2に示します。

計画収集人口は、総人口の減少傾向を反映し減少傾向にあります。自家処理人口は平
成18年度以降計上されていません。

本町のごみ総排出量は、総じて減少傾向にあります。令和2年度と計画策定時の平成
27年度で比較する場合、令和2年度のごみ総排出量は96.6%となり、212t減少していま
す。自家処理量は計上されていません。また、集団回収量は減少傾向をたどっています。
直接搬入量は年度によりばらつきがあり、34~187t/年が計上されています。

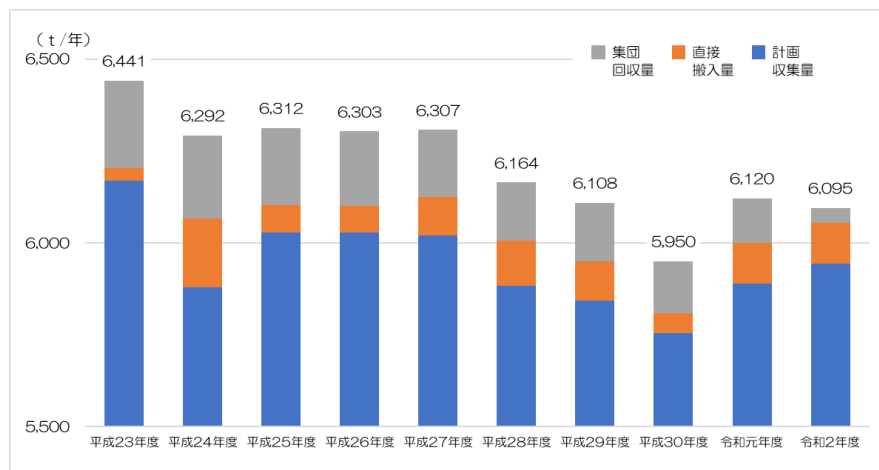
図表2.1.1 ごみ収集人口及びごみ排出量実績（平成23年度～令和2年度）

年度	総人口			ごみ総排出量				自家 処理量 (人)
	(人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	(t)	計画 収集量 (t)	直接 搬入量 (t)	集団 回収量 (t)	
平成23年度	25,274	25,274	0	6,441	6,169	34	238	0
平成24年度	25,222	25,222	0	6,292	5,879	187	226	0
平成25年度	25,013	25,013	0	6,312	6,028	75	209	0
平成26年度	24,857	24,857	0	6,303	6,027	74	202	0
平成27年度	24,755	24,755	0	6,307	6,020	105	182	0
平成28年度	24,586	24,586	0	6,164	5,882	123	159	0
平成29年度	24,458	24,458	0	6,108	5,842	108	158	0
平成30年度	24,290	24,290	0	5,950	5,755	54	141	0
令和元年度	24,093	24,093	0	6,120	5,888	112	120	0
令和2年度	23,860	23,860	0	6,095	5,944	111	40	0

※ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成23年度～令和2年度 環境省）

図表2.1.2 計画ごみ搬入量実績（平成23年度～令和2年度）



2) 家庭系ごみと事業系ごみ

平成 23 年度～令和 2 年度における搬入ごみ実績（収集量+直接搬入量）について、家庭系ごみと事業系ごみに分けたものを図表 2.1.3 及び図表 2.1.4 に示します。

家庭系ごみは増減を繰り返しながら、概ね 4,900 t 前後で推移しています。一方、事業系ごみも同様に、増減を繰り返しながら、概ね 1,100 t 前後で推移しています。家庭系ごみと事業系ごみの合計量は、計画策定時の平成 27 年をピークに減少していましたが、令和元年度より増加に転じていますが、過去 10 年間では、総じて減少傾向にあります。

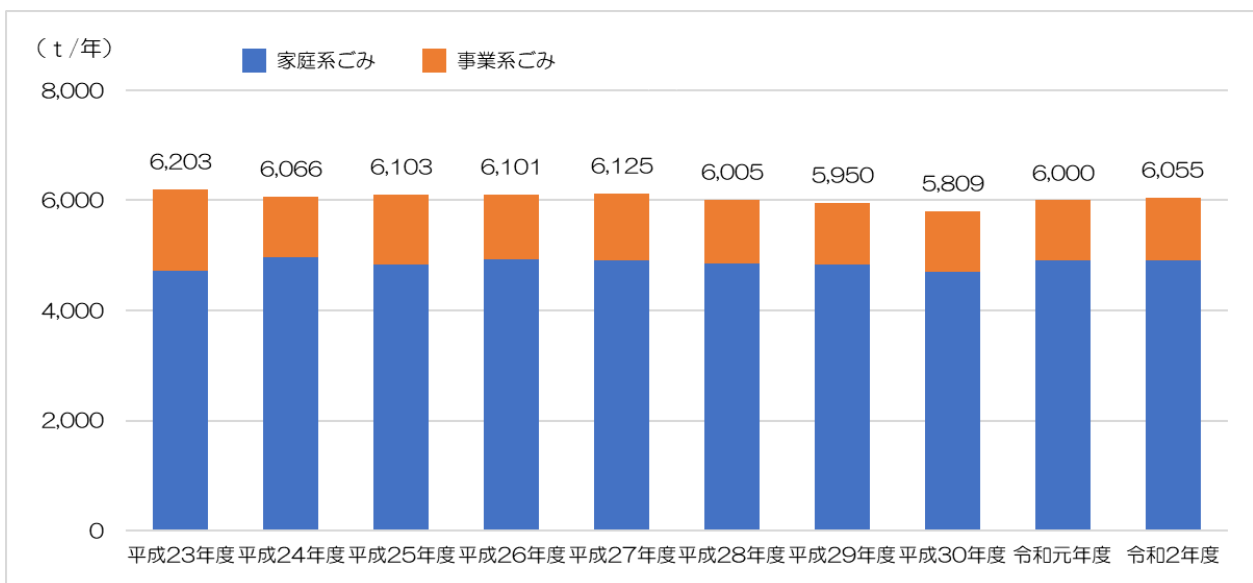
図表 2.1.3 家庭系ごみと事業系ごみの搬入量実績（平成 23 年度～令和 2 年度）

年度	搬入量（家庭系ごみ+事業系ごみ）		
	（t）	家庭系ごみ （t）	事業系ごみ （t）
平成23年度	6,203	4,719	1,484
平成24年度	6,066	4,976	1,090
平成25年度	6,103	4,839	1,264
平成26年度	6,101	4,926	1,175
平成27年度	6,125	4,917	1,208
平成28年度	6,005	4,852	1,153
平成29年度	5,950	4,825	1,125
平成30年度	5,809	4,696	1,113
令和元年度	6,000	4,915	1,085
令和2年度	6,055	4,914	1,141

※搬入量（生活系ごみ+事業系ごみ）＝（収集量+直接搬入量）

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 23 年度～令和 2 年度 環境省）

図表 2.1.4 家庭系ごみと事業系ごみの搬入量実績（平成 23 年度～令和 2 年度）



3) ごみ収集区分別の搬入量

平成 23 年度～令和 2 年度におけるごみ搬入量を収集区分別にまとめたものを図表 2.1.5 及び図表 2.1.6 に示します。

収集量は可燃ごみが最も多く、令和 2 年度では 4,180t/年となっており、全搬入ごみ量の約 7 割を占めます。令和 2 年度と計画策定時の平成 27 年度で比較する場合、令和 2 年度の可燃ごみ排出量は 97.7%となり、97 t 減少しています。

分別区分は、ごみ処理委託先である高松市に準じ、「混合ごみ」は設定されていません。

図表 2.1.5 ごみ収集区分別の搬入量実績（平成 23 年度～令和 2 年度）

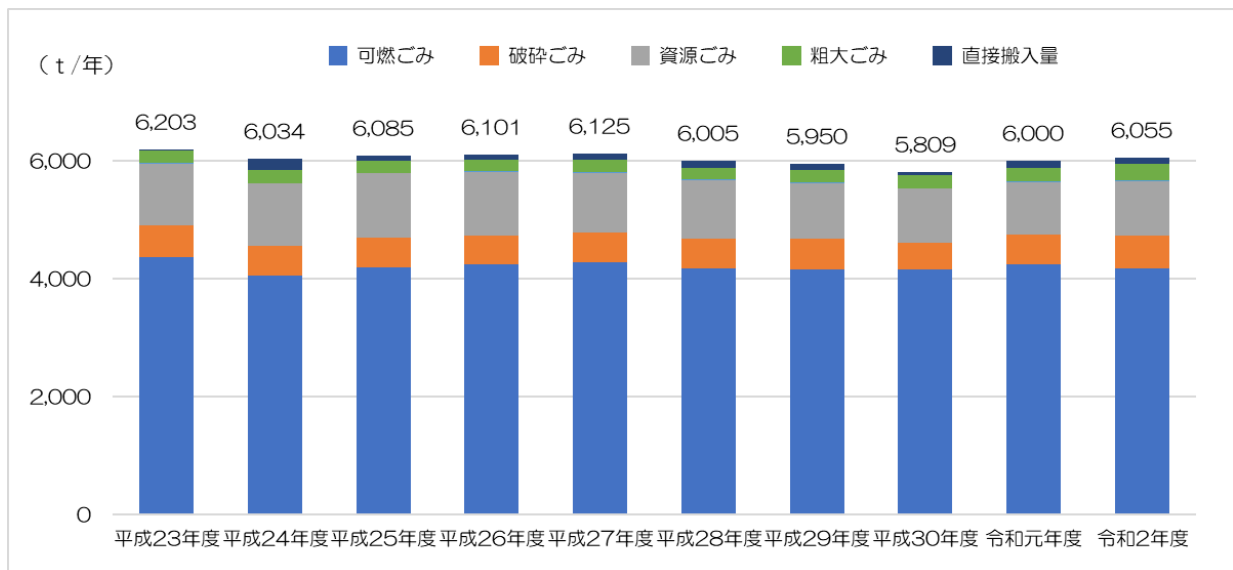
年度	ごみ搬入量（収集量+直接搬入量）							直接搬入量 (t)	自家 処理量 (t)
	収集量 (t)	収集量（混合ごみ+可燃ごみ+破碎ごみ+資源ごみ+その他+粗大ごみ ¹⁾ ）							
		混合ごみ (t)	可燃ごみ (t)	破碎ごみ (t)	資源ごみ (t)	その他 ²⁾ (t)	粗大ごみ (t)		
平成23年度	6,203	0	4,365	543	1,049	15	197	34	0
平成24年度	6,034	0	4,052	512	1,051	8	224	187	0
平成25年度	6,085	0	4,191	508	1,093	8	210	75	0
平成26年度	6,101	0	4,244	496	1,073	9	205	74	0
平成27年度	6,125	0	4,277	503	1,023	8	209	105	0
平成28年度	6,005	0	4,178	511	985	8	200	123	0
平成29年度	5,950	0	4,161	513	953	6	209	108	0
平成30年度	5,809	0	4,151	468	915	7	214	54	0
令和元年度	6,000	0	4,254	505	885	8	236	112	0
令和2年度	6,055	0	4,180	553	928	9	274	111	0

1) 収集量の各項目の下端は、収集形態を示し、区分は①生活系ごみ ②事業系ごみを表す。

2) その他：電池、蛍光灯等及び公共施設から排出される資源ごみの排出量を表す。

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 23 年度～令和 2 年度 環境省）

図表 2.1.6 ごみ収集区分別の搬入量実績（平成 23 年度～令和 2 年度）



4) ごみ処理方法別の搬入量

平成 23 年度～令和 2 年度におけるごみ搬入量を処理方法別にまとめたものを図表 2.1.7 及び図表 2.1.8 に示します。

直接焼却量は、増減を繰り返していますが、総じて増加傾向が見られます。また、平成 24 年度では前年度より減少したものの、平成 25 年度以降、増加しています。令和 2 年度における処理量のうち、直接焼却量は 70.5%を占めています。

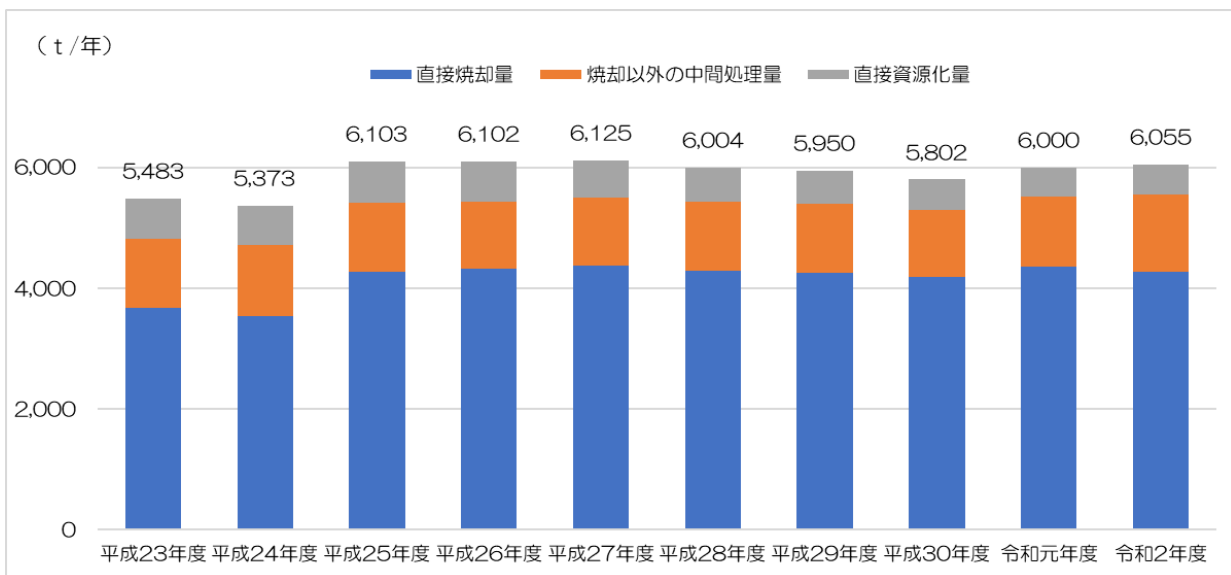
また、直接資源化量は減少傾向を示しているほか、焼却以外の中間処理量は、令和元年度までは横ばい状況でしたが、令和 2 年度より増加向を示しています。直接最終処分量は計上されていません。

図表 2.1.7 ごみ処理方法別の搬入量実績（平成 23 年度～令和 2 年度）

年度	処理量 (直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)				
	直接焼却量	焼却以外の 中間処理量	直接資源化量	直接最終 処分量	
	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
平成23年度	5,483	3,678	1,149	656	0
平成24年度	5,373	3,547	1,175	651	0
平成25年度	6,103	4,267	1,155	681	0
平成26年度	6,102	4,318	1,113	671	0
平成27年度	6,125	4,382	1,121	622	0
平成28年度	6,004	4,297	1,129	578	0
平成29年度	5,950	4,264	1,142	544	0
平成30年度	5,802	4,196	1,105	501	0
令和元年度	6,000	4,360	1,166	474	0
令和2年度	6,055	4,268	1,283	504	0

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 23 年度～令和 2 年度 環境省）

図表 2.1.8 ごみ処理方法別の搬入量実績（平成 23 年度～令和 2 年度）



2. ごみ処理量

本町のごみ処理は、大きく焼却処理、資源化処理に分けられます。ここでは、各処理量の実績について述べます。

1) 焼却処理量

平成 23 年度～令和 2 年度における焼却処理量を図表 2.1.9 及び図表 2.1.10 に示します。

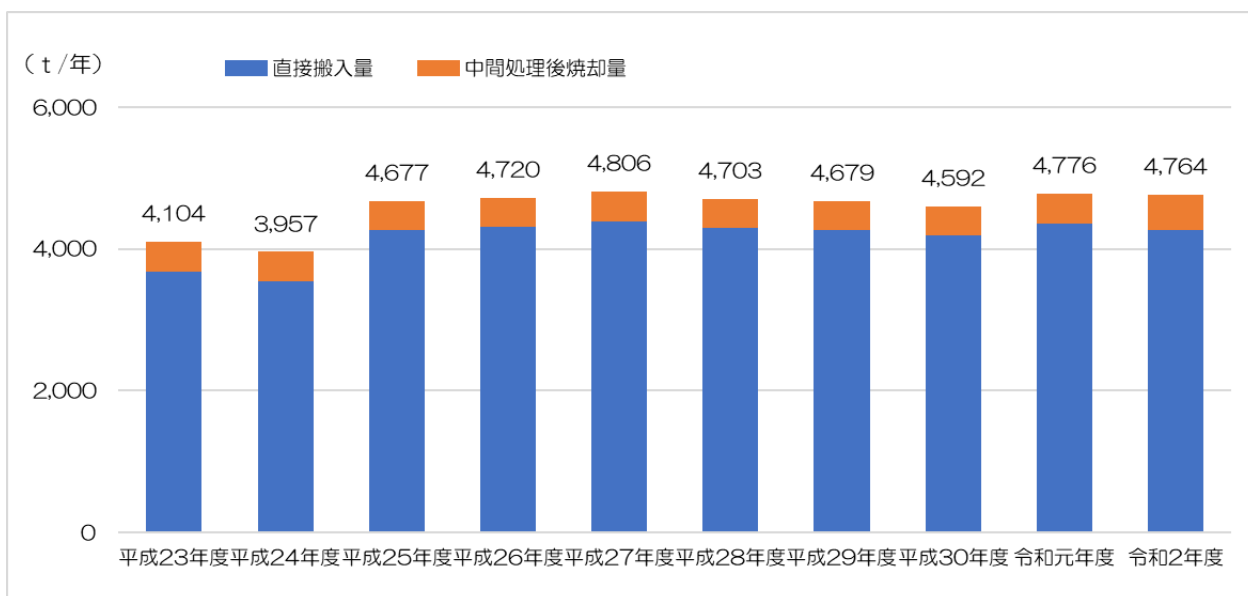
焼却処理は、直接焼却のほか、粗大ごみ処理施設、資源化施設及びその他の施設からの焼却量が計上されています。令和 2 年度の焼却処理量は 4,764t であり、ごみ搬入量 (6,055t/年 p19 図表 2.1.3 参照) の 78.7%を占めます。

図表 2.1.9 焼却処理量実績 (平成 23 年度～令和 2 年度)

年度	焼却処理量 (直接焼却量+焼却施設以外の中間施設からの搬入量)									
	焼却処理量 (t)	直接搬入量 (t)	焼却施設以外の中間施設からの搬入量							
			粗大ごみ 処理施設 (t)	ごみ 堆肥化施設 (t)	ごみ 飼料化施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ 燃料化施設 (t)	その他の 資源化等 を行う施設 (t)	その他の 施設 (t)	
平成23年度	4,104	3,678	426	426	—	—	—	—	—	—
平成24年度	3,957	3,547	410	410	—	—	—	—	—	—
平成25年度	4,677	4,267	410	410	—	—	—	—	—	—
平成26年度	4,720	4,318	402	402	—	—	—	—	—	—
平成27年度	4,806	4,382	424	424	—	—	—	—	—	—
平成28年度	4,703	4,297	406	406	—	—	—	—	—	—
平成29年度	4,679	4,264	415	415	—	—	—	—	—	—
平成30年度	4,592	4,196	396	396	—	—	—	—	—	—
令和元年度	4,776	4,360	416	416	—	—	—	—	—	—
令和2年度	4,764	4,268	496	496	—	—	—	—	—	—

資料：一般廃棄物処理実態調査結果 (平成 23 年度～令和 2 年度 環境省)

図表 2.1.10 焼却処理量実績 (平成 23 年度～令和 2 年度)



2) 資源化量

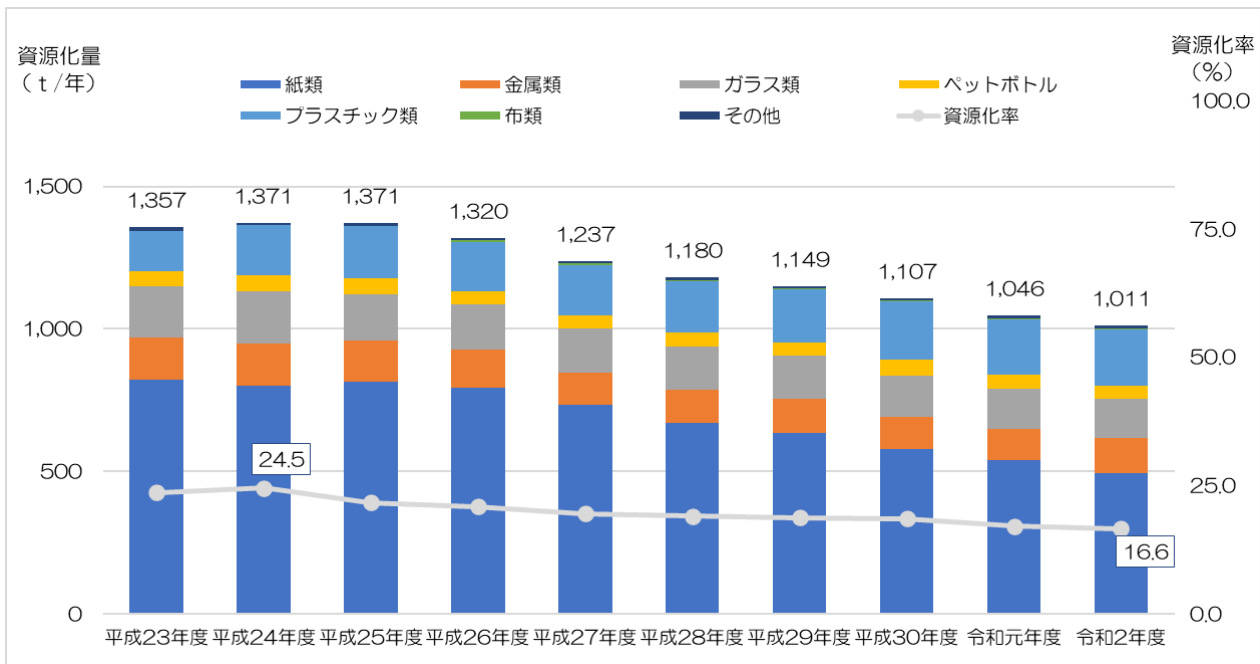
平成 23 年度～令和 2 年度におけるごみ資源化量を処理方法別にまとめたものを図表 2.1.11 及び図表 2.1.12 に示します。

資源化量は平成 25 年度をピークに減少しています。計画策定時の平成 27 年度と令和 2 年度で資源化量を比較すると、81.7%となり 226 t 減少している状況です。令和 2 年度において、資源化量では紙類が最も多く 48.8%を占めます。次いで、プラスチック類が 19.6%、ガラス類が 13.5%となっています。また、ごみ総排出量 (6,095t/年 集団回収量を含む。p 18 図表 2.1.1 参照) に対する資源化率は 16.6%となっています。

本町では、集団回収量が計上されており、紙類が最も多くなっています。集団回収量は平成 23 年度では 238 t ありましたが、令和 2 年度では 40 t と大幅に減少しています。布類の資源化はすべて集団回収によるものです。

現在の資源化形態は、紙類は直接資源化＋集団回収、金属類は直接資源化＋中間処理後資源化＋集団回収、ガラス類は中間処理後資源化＋集団回収、ペットボトル及びプラスチック類は中間処理後資源化となっています。

図表 2.1.11 資源化量実績 (平成 23 年度～令和 2 年度)



資料：一般廃棄物処理実態調査結果 (平成 23 年度～令和 2 年度 環境省)

図表 2.1.12 資源化量実績（平成 23 年度～令和 2 年度）

年度	資源化量（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）										資源化率 (%)
	(t)	紙類 (t)	金属類 (t)	ガラス類 (t)	ペット ボトル (t)	プラス チック類 (t)	布類 (t)	熔融スラグ (t)	焼却灰 ・飛灰 (t)	その他 ^{※)} (t)	
平成23年度	1,357	821	147	183	51	140	0	0	0	15	23.7
平成24年度	1,371	802	145	185	56	175	0	0	0	8	24.5
平成25年度	1,371	816	143	164	54	184	0	0	0	10	21.7
平成26年度	1,320	795	131	160	45	174	6	0	0	9	20.9
平成27年度	1,237	734	113	154	45	176	7	0	0	8	19.6
平成28年度	1,180	670	116	152	48	180	6	0	0	8	19.1
平成29年度	1,149	635	120	150	48	186	4	0	0	6	18.8
平成30年度	1,107	578	113	145	55	205	4	0	0	7	18.6
令和元年度	1,046	539	111	141	50	193	4	0	0	8	17.1
令和2年度	1,011	493	124	136	48	198	3	0	0	9	16.6

年度	直接資源化量（紙類＋金属類＋ガラス類＋ペットボトル＋プラスチック類＋布類＋焼却灰・飛灰＋その他）									
	(t)	紙類 (t)	金属類 (t)	ガラス類 (t)	ペット ボトル (t)	プラス チック類 (t)	布類 (t)	焼却灰 ・飛灰 (t)	その他 ^{※)} (t)	
平成23年度	656	599	57	0	0	0	0	0	0	
平成24年度	651	593	58	0	0	0	0	0	0	
平成25年度	681	619	62	0	0	0	0	0	0	
平成26年度	671	610	61	0	0	0	0	0	0	
平成27年度	622	573	54	0	0	0	0	0	0	
平成28年度	578	525	53	0	0	0	0	0	0	
平成29年度	544	491	53	0	0	0	0	0	0	
平成30年度	501	450	51	0	0	0	0	0	0	
令和元年度	474	430	44	0	0	0	0	0	0	
令和2年度	504	458	46	0	0	0	0	0	0	

年度	中間処理後再生利用量（紙類＋金属類＋ガラス類＋ペットボトル＋プラスチック類＋布類＋肥料＋飼料＋焼却灰・飛灰＋その他）										
	(t)	紙類 (t)	金属類 (t)	ガラス類 (t)	ペット ボトル (t)	プラス チック類 (t)	布類 (t)	熔融スラグ (t)	焼却灰 ・飛灰 (t)	その他 ^{※)} (t)	
平成23年度	463	0	87	171	50	140	0	0	0	15	
平成24年度	494	0	87	171	53	175	0	0	0	8	
平成25年度	481	0	78	155	54	184	0	0	0	10	
平成26年度	447	0	67	152	45	174	0	0	0	9	
平成27年度	433	0	56	148	45	176	0	0	0	8	
平成28年度	443	0	60	147	48	180	0	0	0	8	
平成29年度	447	0	64	143	48	186	0	0	0	6	
平成30年度	465	0	59	139	55	205	0	0	0	7	
令和元年度	452	0	65	136	50	193	0	0	0	8	
令和2年度	467	0	77	135	48	198	0	0	0	9	

年度	集団回収量（紙類＋金属類＋ガラス類＋ペットボトル＋プラスチック類＋布類＋その他）							
	(t)	紙類 (t)	金属類 (t)	ガラス類 (t)	ペット ボトル (t)	プラス チック類 (t)	布類 (t)	その他 ^{※)} (t)
平成23年度	238	222	3	12	1	0	0	0
平成24年度	226	209	0	14	3	0	0	0
平成25年度	209	197	3	9	0	0	0	0
平成26年度	202	185	3	8	0	0	6	0
平成27年度	182	166	3	6	0	0	7	0
平成28年度	159	145	3	5	0	0	6	0
平成29年度	158	144	3	7	0	0	4	0
平成30年度	141	128	3	6	0	0	4	0
令和元年度	120	109	2	5	0	0	4	0
令和2年度	40	35	1	1	0	0	3	0

※）その他：電池、蛍光灯など

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 23 年度～令和 2 年度 環境省）

3) 最終処分量

平成 23 年度～令和 2 年度における最終処分量を方法別にまとめたものを図表 2.1.13 及び図表 2.1.14 に示します。

最終処分量は焼却残渣量が最も多く、粗大ごみ処理施設からの中間処理残渣、その他の資源化等を行う施設からの中間処理残渣が続きます。

最終処分量は、増減があるもののわずかに減少していますが、焼却残渣量はやや増加傾向が見られます。令和 2 年度における最終処分量は 932t であり、ごみ量搬入量 (6,055t/年 p19 図表 2.1.3 参照) の 15.4%になります。

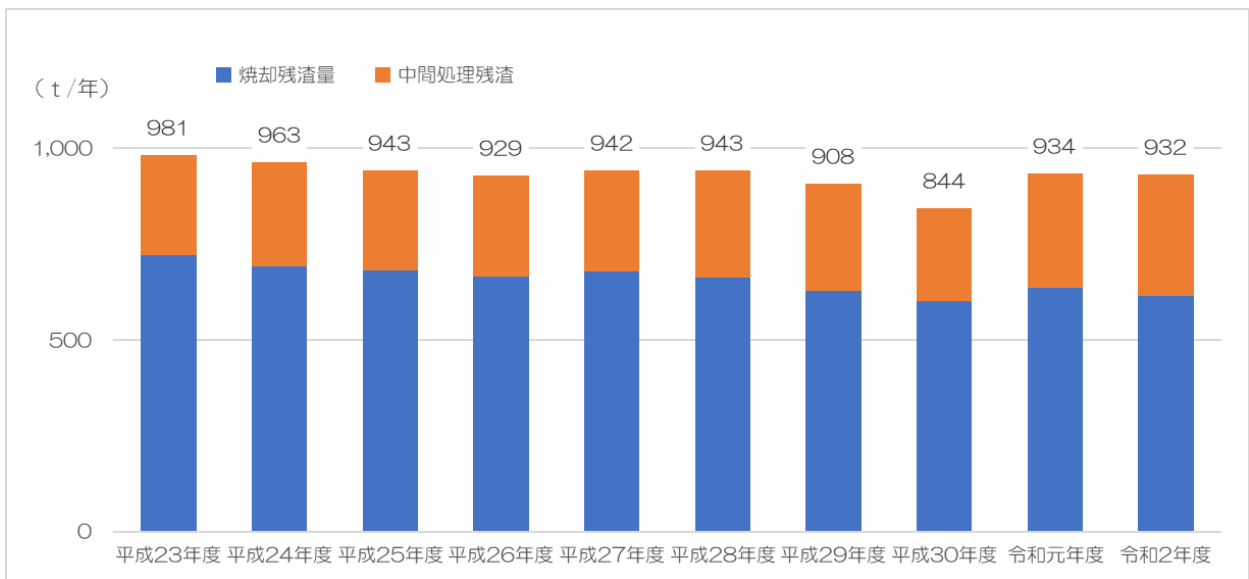
図表 2.1.13 最終処分量実績 (平成 23 年度～令和 2 年度)

年度	最終処分量 (直接最終処分量+焼却残渣量+焼却施設以外の中間施設からの残渣量)											
	(t)	直接最終 処分量 (t)	焼却 残渣量 (t)	焼却施設以外の中間施設からの残渣量								
				(t)	粗大ごみ 処理施設 (t)	ごみ 堆肥化施設 (t)	ごみ 飼料化施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ 燃料化施設 (t)	その他の 資源化等を行 う施設 ¹⁾ (t)	その他の 施設 ²⁾ (t)	
平成23年度	981	0	721	260	218	—	—	—	—	—	32	10
平成24年度	963	0	692	271	225	—	—	—	—	—	32	14
平成25年度	943	0	680	263	214	—	—	—	—	—	33	16
平成26年度	929	0	665	264	219	—	—	—	—	—	32	13
平成27年度	942	0	678	264	218	—	—	—	—	—	32	14
平成28年度	943	0	663	280	228	—	—	—	—	—	31	21
平成29年度	908	0	628	280	227	—	—	—	—	—	32	21
平成30年度	844	0	600	244	216	—	—	—	—	—	8	20
令和元年度	934	0	636	298	247	—	—	—	—	—	32	19
令和2年度	932	0	615	317	263	—	—	—	—	—	40	14

1) 「その他の資源化等を行う施設」のものは、民間委託資源化処理後の不燃残渣を指す

2) 「その他の施設」のものは、行政機関から排出される廃棄物のうち、高松市受入不可のもの、不法投棄回収物など
資料：一般廃棄物処理実態調査結果 (平成 23 年度～令和 2 年度 環境省)

図表 2.1.14 本町の最終処分量実績 (平成 23 年度～令和 2 年度)



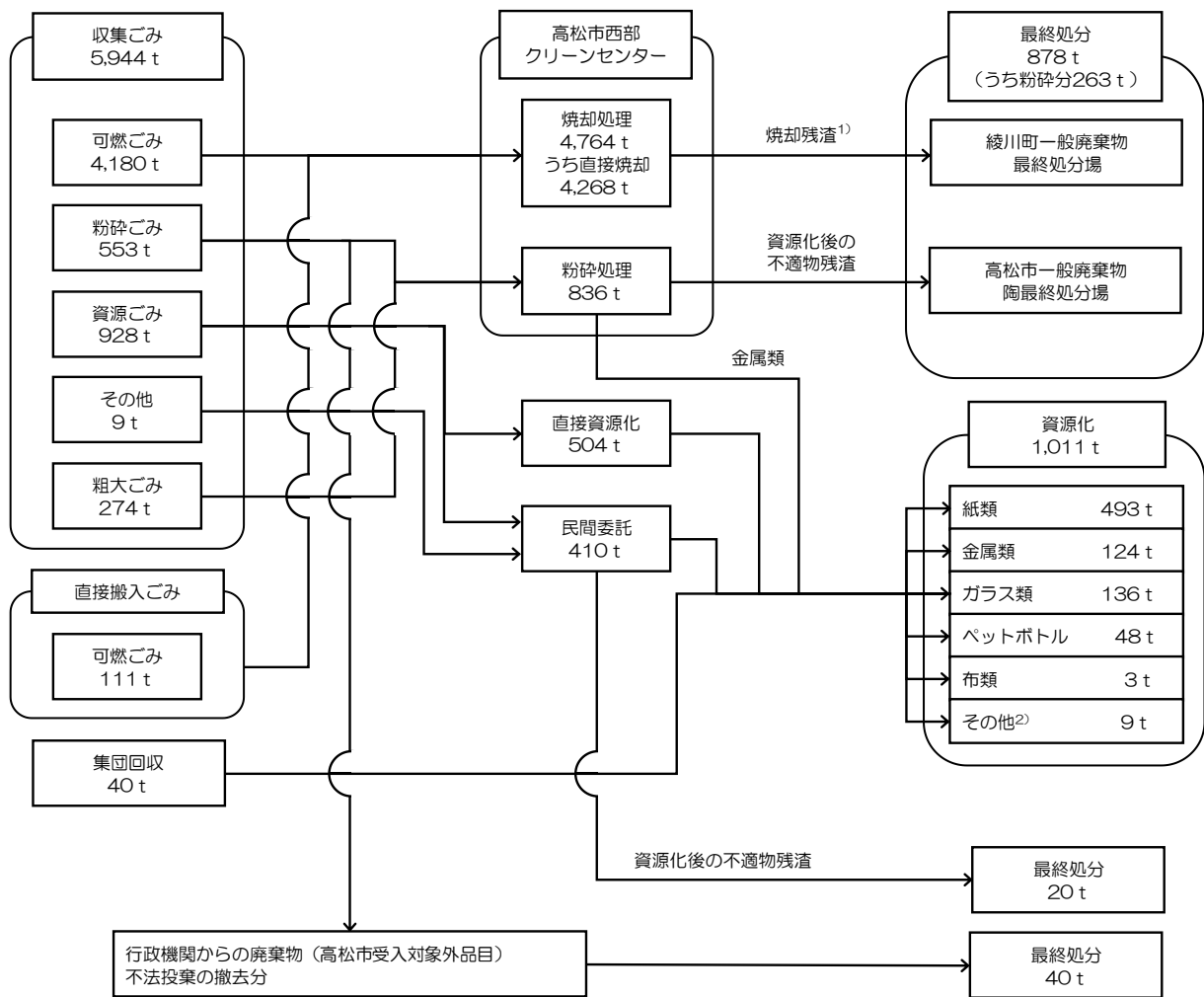
4) ごみ処理フロー

ごみの区分ごとの搬入量及び処理量をもとに令和 2 年度におけるごみ処理フローを
表 2.1.15 に示します。

計画処理量 5,944t/年は、高松市西部クリーンセンターで焼却処理 4,761t/年（破碎
処理後焼却を含む。）、破碎・資源化処理 836t/年を行った後、綾川町一般廃棄物最終処
分場で 615t/年を埋立処分しています。

また、直接資源化、中間処理後資源化、民間委託、集団回収を併せた資源化量は
1,011t であり、ごみ総排出量（集団回収を含む。）の 16.6%を占めます。

図表 2.1.15 令和 2 年度における本町のごみ処理フロー



- 1) 高松市西部クリーンセンターに搬入される本町の可燃ごみから生成される焼却残渣と同施設へ搬入される破碎・粗大ごみより生成された資源並びに残渣と同重量の焼却残渣
- 2) 「その他」：電池、蛍光灯等及び公共施設から排出される資源ごみ

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 23 年度～令和 2 年度 環境省）

3. ごみの性状

ごみの性状については、焼却処理又は溶融処理施設による焼却ごみのごみ質、資源化ごみの品目別組成割合によりそれぞれ明らかになっています。ここでは、それらについて述べます。

1) 焼却処理施設におけるごみ質

本町のごみ焼却処理は、高松市西部クリーンセンターで行われています。高松市西部クリーンセンターにおける平成23年度～令和2年度のごみ質分析結果を図表2.1.16～図表2.1.18に示します。

なお、高松市西部クリーンセンターにおける焼却処理対象が高松市、本町の可燃ごみであるため、表2-1-9に示すデータは、これら2市町のごみを合せた表記です。

ごみ質の三成分割合では、水分は平成23・30年度に一時増加しましたが、変動しながらも減少する傾向にあります。平成26年度、令和元・2年度では、灰分が増加しています。

物理的組成では、紙・布類が減少傾向にありましたが、平成27年度を境に増加しています。木・竹・わら類は平成30年を境に減少しています。ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が増加傾向にあります。発熱量も概ね増加傾向となっています。

図表 2.1.16 高松市西部クリーンセンターごみ焼却施設のごみ質

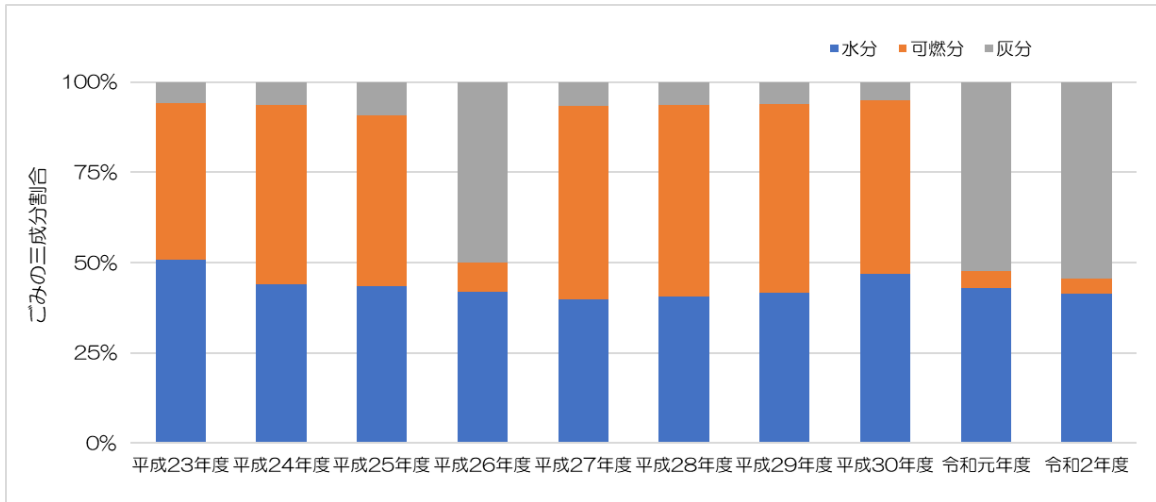
項目		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
三成分	水分	%	50.7	44.0	43.4	42.0	39.8
	可燃分	%	43.5	49.5	47.4	8.1	53.5
	灰分	%	5.8	6.5	9.2	49.9	6.7
単位体積重量		%	173.5	200.8	—	204.7	290.3
物理的組成	紙・布類	%	32.1	32.9	22.3	22.9	19.9
	木・竹・わら類	%	17.6	13.3	18.6	21.1	16.0
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	12.2	13.9	16.3	17.9	28.2
	厨芥類	%	29.5	27.3	28.4	19.4	14.7
	不燃物類	%	7.9	2.6	4.6	13.6	13.6
	その他	%	0.7	10.0	9.8	5.1	7.6
発熱量	定位発熱量（計算値）	KJ/kg	6,915	8,217	8,645	9,220	8,582
	定位発熱量（実測値）	KJ/kg	7,587	9,807	10,059	8,332	9,969

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
三成分	水分	%	40.5	41.7	46.9	42.9	41.5
	可燃分	%	53.1	52.3	48.1	4.7	4.0
	灰分	%	6.4	6.0	5.0	52.4	54.5
単位体積重量		%	154.0	199.0	202.7	144.7	124.8
物理的組成	紙・布類	%	62.5	38.5	42.2	60.8	63.5
	木・竹・わら類	%	12.3	20.9	21.9	6.9	5.7
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	13.2	20.5	16.8	23.1	23.6
	厨芥類	%	7.9	12.0	12.5	5.9	3.5
	不燃物類	%	2.1	5.0	4.9	1.9	1.7
	その他	%	2.0	3.1	1.7	1.4	2.0
発熱量	定位発熱量（計算値）	KJ/kg	8,987	8,803	7,886	8,783	9,217
	定位発熱量（実測値）	KJ/kg	9,508	9,401	8,415	9,812	10,167

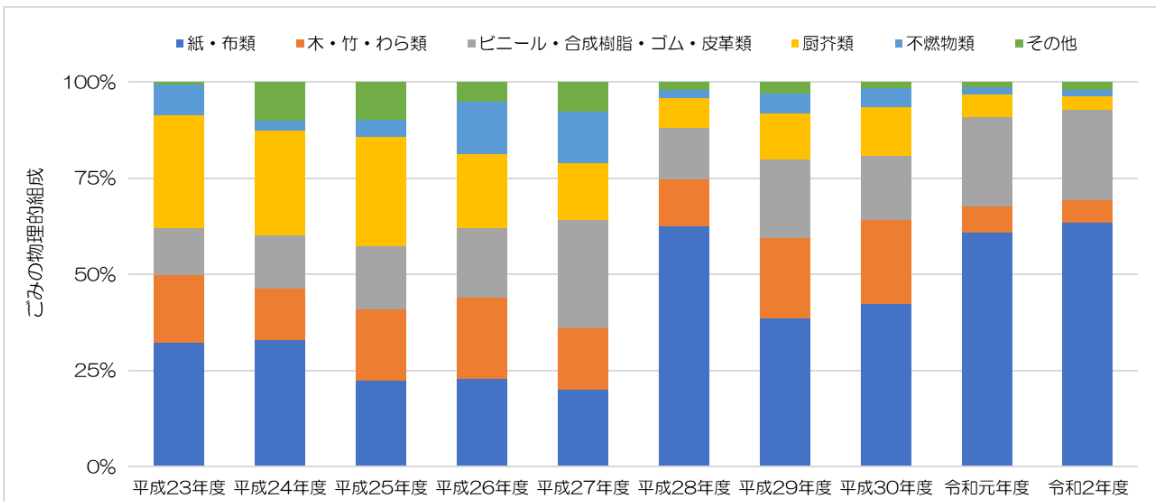
※) 三成分、単位体積重量、発熱量は湿ベース、物理的組成は乾ベースとする。

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成23年度～令和2年度 環境省）

図表 2.1.17 ごみの三成分の年間平均値の推移（平成23年度～令和2年度）



図表 2.1.18 ごみの物理的組成の推移（平成23年度～令和2年度）



2) 資源化物の組成割合

直接資源化量、中間処理後資源化量及び集団回収量を併せた総資源化量の組成割合を図表 2.1.19 及び図表 2.1.20 に示します。

資源化物の割合では、紙類が最も多く、次いでプラスチック類となっています。割合に大きな変動はありませんが、紙類の割合が減少しています。

図表 2.1.19 資源化物の組成割合（平成 23 年度～令和 2 年度）

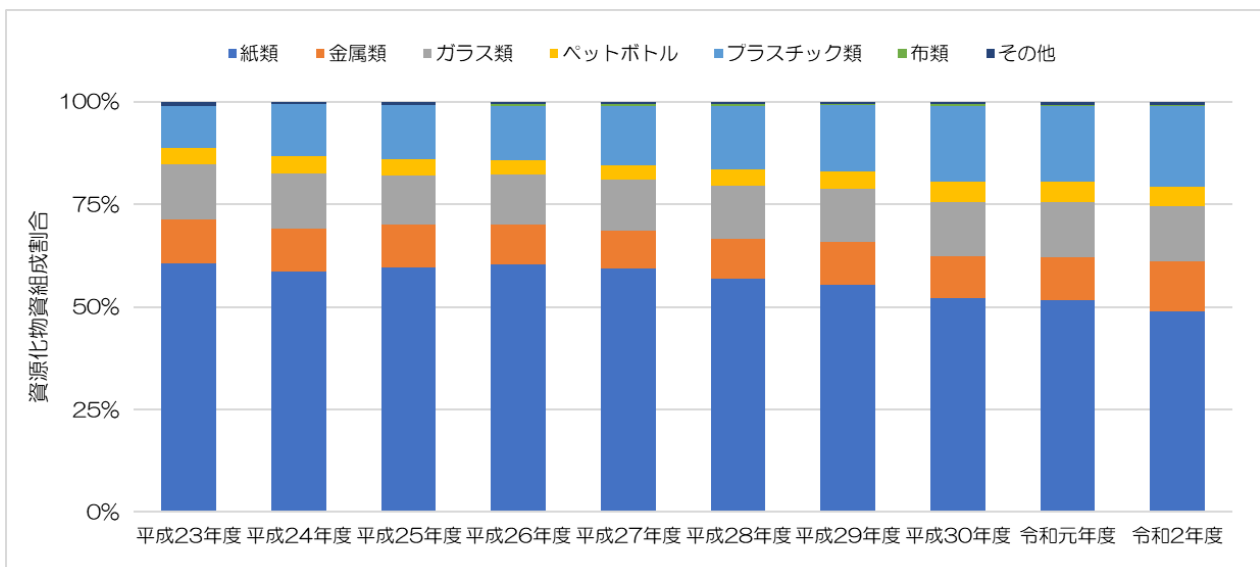
項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
紙類	60.5%	58.5%	59.5%	60.2%	59.3%
金属類	10.8%	10.6%	10.4%	9.9%	9.1%
ガラス類	13.5%	13.5%	12.0%	12.1%	12.4%
ペットボトル	3.8%	4.1%	3.9%	3.4%	3.6%
プラスチック類	10.3%	12.8%	13.4%	13.2%	14.2%
布類	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.6%
その他 ^{※)}	1.1%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
紙類	56.8%	55.3%	52.2%	51.5%	48.8%
金属類	9.8%	10.4%	10.2%	10.6%	12.3%
ガラス類	12.9%	13.1%	13.1%	13.5%	13.5%
ペットボトル	4.1%	4.2%	5.0%	4.8%	4.7%
プラスチック類	15.3%	16.2%	18.5%	18.5%	19.6%
布類	0.5%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%
その他 ^{※)}	0.7%	0.5%	0.6%	0.8%	0.9%

※)「その他」は、電池・蛍光管等

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 23 年度～令和 2 年度 環境省）

図表 2.1.20 資源化物の組成割合（平成 23 年度～令和 2 年度）



4. 温室ガス排出量

平成 23 年度～令和 2 年度における温室効果ガス排出量をごみ処理に関する活動量より算出したものを図表 2.1.21 に示します（算出根拠は参考資料参照）。

ごみ処理における温室効果ガス排出は、

①収集運搬過程	： 収集運搬車輛の走行、燃料の使用、電気の使用、 HFC（ハイドロフルオロカーボン）封入エアコンの使用
②中間処理過程	： 焼却処理における助燃材の使用、廃棄物の燃焼、電気の使用
③廃棄物の直接最終処分	： 埋立作業による燃料の使用、電気の使用、廃棄物の分解

の 3 段階での生成量を算出しますが、現在、収集運搬過程及び最終処分過程における活動量は把握していないため、中間処理過程における生成量を算出しました。値はいずれも二酸化炭素（CO₂）に換算したものです。

中間処理過程である高松市西部クリーンセンターの焼却処理及び破碎・資源化处理で生じる二酸化炭素のうち、本町分として各ごみ処理量で按分して算出した結果、637～2463t-CO₂/年の排出量となっています。

図表 2.1.21 温室効果ガス排出量試算結果

年度	収集運搬過程	中間処理過程	直接最終処分	計
平成23年度	未計上	1,462	未計上	1,462
平成24年度		1,515		1,515
平成25年度		1,725		1,725
平成26年度		1,683		1,683
平成27年度		2,463		2,463
平成28年度		637		637
平成29年度		1,365		1,365
平成30年度		1,303		1,303
令和元年度		1,802		1,802
令和2年度		1,783		1,783

※高松市西部クリーンセンターにおける燃料使用量は、全て中間処理過程に組み込むものとした。
 なお、収集運搬過程及び直接最終処分による CO₂ 排出量は、活動量（電力使用量及び燃料使用量等）が把握されていないため、今回は計上しないものとする。

5. ごみ処理体制

令和5年度現在における本町のごみ処理体制を図表 2.1.22 に示します。

本町では、基本的に家庭系ごみは収集運搬を町が委託により行い、事業系ごみは、排出事業者が町収集許可業者に依頼する体制としています。中間処理については、可燃ごみ、破碎ごみ、粗大ごみ処理は高松市が主体となっているごみ処理事業に委託する形式としています。また、資源化物の回収については、高松市による破碎ごみ、粗大ごみからの資源回収のほか、資源ごみは、民間及び容器包装リサイクル協会へリサイクル処理を委託と一部売却をしています。

最終処分については、高松市西部クリーンセンターから排出される焼却残渣（本町相当分ばいじんを除く。）及び高松市受入対象除外品目、不法投棄の撤去分を綾川町一般廃棄物最終処分場で埋立処分しているほか、同施設での破碎・選別後の不燃残渣は、本町陶にある高松市一般廃棄物陶最終処分場で埋立処分されている。なお、綾川町一般廃棄物最終処分場では、高松市旧国分寺町分の埋立処分も併せて行っています。

図表 2.1.22 ごみ処理体制（令和5年度現在）

種類	収集・運搬	中間処理		最終処分		
	主体	処理主体	方法	処理主体	方法	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	町（委託）	町 （高松市へ事務委託）	焼却	町	埋立
	破碎ごみ	町（委託）	町 （高松市へ事務委託）	破碎、分別	町	埋立
	粗大ごみ	町（委託）	町 （高松市へ事務委託）	破碎、分別	町	埋立
	ビン類	町（委託）	町（委託）	再資源化適合処理	容器リサイクル協	資源化
	ペットボトル	町（委託）	町（委託）	再資源化適合処理	容器リサイクル協	資源化
	プラスチック容器包装	町（委託）	町（委託）	再資源化適合処理	容器リサイクル協	資源化
	缶類	町（委託）	町（売却）	圧縮	民間	資源化
	古紙	町（委託）	町（売却）	圧縮梱包	民間	資源化
	有害ごみ（蛍光灯、乾電池）	町（委託）	町（委託）	無害化、再資源化	民間	—
	有害ごみ（ライター）	町（委託）	町（委託）	焼却	民間	焼却残渣埋立
小型電子機器類	町	町（売却）	破碎、分別	民間	資源化	
事業系ごみ	燃やせるごみ	自己運搬または許可業者	町 （高松へ事務委託）	焼却	町	埋立
	破碎ごみ	自己運搬または許可業者	産業廃棄物 中間処理業者	破碎、分別、 焼却他	産業廃棄物 最終処分業者	埋立または 再資源化
	粗大ごみ	自己運搬または許可業者	産業廃棄物中間 処理業者	破碎、分別、 焼却他	産業廃棄物 最終処分業者	埋立または 再資源化



6. ごみ収集区分

本町のごみ収集区分は、令和5年度現在、図表 2.1.23 に示す内容で行っています。

収集ごみは、可燃ごみ（燃やせるごみ）、破碎ごみ（燃えないごみ）、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみ及び住民が直接回収箱に持ち込むごみとして小型電子機器類があります。

なお、家電、自動車等のリサイクル法対象品については、町の計画処理対象外です。

図表 2.1.23 分別収集区分（令和5年度現在）

区分	ごみの具体例	排出方法	収集頻度	
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・衛生用品 ・食用油（紙に染み込ませるか、固形化したもの） ・草・落ち葉類、雑木、剪定くず （直径5cm以内の枝、長さ50cm以内に束ね「燃やせるごみ処理券」を貼る） ・紙くず （資源回収できない紙：感熱紙・カーボン紙・ビニールコート紙） ・衣類（枕、クッション等で50cm×50cm×100cm未満のものを含む） ・ぬいぐるみ ・灰類 ・カセットテープ・ビデオテープ類 ・紙おむつ ・ペット用砂 	指定袋（白）に入れる 大：300円/10枚 中：200円/10枚 小：100円/10枚 ※雑木・剪定くず 直径5cm以内の枝を長さ50cm以内に束ねて処理券を貼る （300円/10枚）	2回/週 （火曜日・金曜日） 町全域	
破砕ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 （コップ、ケース、皿、化粧品・医薬品のビン、調理器具等） ・陶器類（茶碗、皿、容器、壺、置物等） ・金属類（容器、器具、製品等） ・家電製品 ※小型家電リサイクルとしても搬出可能 （ビデオ、ラジカセ、ミニコンボ、コーヒーメーカー、掃除機、照明器具、スピーカー、扇風機、換気扇、ワープロ、ゲーム機、ドライヤー、シェーバー等の小型の家電製品） ・家具類（指定袋に入る小引き出し、マガジンラック） ・プラスチック類（容器包装でも汚れのひどい物、おもちゃ、乳母車） ・ゴム製品（ホース、シート、パイプ 50cmの大きさに切る。） ・使い捨てカイロ、保冷剤 	指定袋（緑）に入れる （200円/10枚） ※スプレー缶 カセットボンベなど 穴をあけ、アルミ・スチール缶（資源ごみ）へ	2回/月 畑田、千疋地区：第2・4木曜日 陶地区：第1・3水曜日 滝宮・萱原・北地区：第2・4水曜日 粉所、山田、東分地区：第1・3木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区：第2・4月曜日	
資源ごみ	古紙	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール ・図鑑・小説など ・紙バック （銀紙が貼ってあるものは除く） ・新聞紙（折込チラシを含む） ・雑誌（カタログ） ・その他の雑紙（パンフレット・包装紙・紙袋・紙箱） 	種類ごとに分けて、紐でしばる （指定袋なし）	1回/月 畑田、千疋地区：第1水曜日 陶地区：第2水曜日 滝宮・萱原・北地区：第3水曜日 粉所、山田、東分地区：第4水曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区：第4水曜日
	缶	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ、スチール （穴を開けたスプレー缶やカセットボンベ等、飲料缶、缶詰、ミルク缶、お菓子の缶、ボトル缶のフタ、ビンに付いているアルミ製のフタ、ビールなどのフタ（王冠）） 	透明又は半透明のビニール袋に入れる。 （指定袋なし）	1回/月
	びん	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料、調味料等の「食べられるもの」が入っていたビン（一升ビン・ビールビンなどのリターナブルビンは酒屋へ薬品・化粧品・陶器のビンは破砕ごみへ） 	指定袋（ピンク）に入れる （200円/10枚） ※中身はすべて取り除いて水洗いして出す	畑田、千疋地区：第2木曜日 陶地区：第3水曜日 滝宮・萱原・北地区：第2水曜日 粉所、山田、東分地区：第1木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区：第4月曜日
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルマークの付いているペットボトル（飲料用、しょうゆ、酒類） ※マークがないものはリサイクルできません	 指定袋（水色）に入れる （200円/10枚） ※軽く水洗いをし、中を空にし、蓋は外してペットボトルの袋の中へ	畑田、千疋地区：第2木曜日 陶地区：第3水曜日 滝宮・萱原・北地区：第2水曜日 粉所、山田、東分地区：第1木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区：第4月曜日
	ペットボトル以外のプラスチック容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の容器、包装材、緩衝材（発泡スチロール）でプラスチック製のもの ・ボトル（食用油・ソース・ドレッシングのボトル、洗剤容器、シャンプー・リンスのボトルでペットボトル以外のボトル） ・カップ（プリン・ゼリー・ヨーグルトの容器など） ・袋（お菓子の袋、レトルトの袋など） ・発泡スチロール（容器包装プラスチック（右）の表示のあるもの） ・トレイ（魚・肉用トレイ、刺身皿など） ・その他（プリンなどのフタ、電気製品の緩衝材、メロンやリンゴなど果物用緩衝材） 	指定袋（黄色）に入れる （200円/10枚） ※軽く水洗いをし、中を空にしてから出す ※汚れのひどいものは粉砕ごみへ出す ※スーパー等のレジ袋・ビニール袋に小分けして入れない	2回/月 畑田、千疋地区：第1・3木曜日 陶地区：第2・4水曜日 滝宮・萱原・北地区：第1・3水曜日 粉所、山田、東分地区：第2・4木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区：第1・3月曜日

※7月から9月の期間、プラスチック容器包装・缶・ビン・ペットボトルの臨時収集を実施
 期間中、通常収集とあわせるとプラスチック容器包装は週1回、缶・ビン・ペットボトルは月2回実施

資料：令和5年度 綾川町一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画、生活排水処理実施計画）
 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

区分	ごみの具体例	排出方法	収集頻度
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 各種蛍光灯、電球 (元箱又は透明な袋に入れて、破損物も可) 乾電池【筒形】 (その他の形状のものは販売店に出す) 使い捨てライター 水銀体温計など 	<p>透明なビニール袋に入れて、ごみステーションの白いかごに入れる。 (指定袋なし)</p>	<p>1回/月</p> <p>畑田、千疋地区：第2木曜日 陶地区：第3水曜日 滝宮・萱原・北地区：第2水曜日 粉所、山田、東分地区：第1木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区：第4月曜日</p>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 家具類 (たんす、食器棚、机・テーブル類、椅子・ソファ類、サイドボード、テレビ台、本棚、飾り棚、ベッド、靴箱、米櫃、衣装ケース、カーペット類、よしず、すだれ類) 寝具類 (毛布、布団、マット等はひもで縛って出す) 剪定くず (直径20cm以内の枝を長さ1m以内にして束ねる) 自転車、一輪車、三輪車、その他の品で50cm×50cm×100cm以上のもの 家電家具類 (エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、液晶・プラズマ式テレビ、ブラウン管式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く) 	<p>粗大ごみ処理券を粗大ごみ1つに1枚貼って出す。 (200円/10枚)</p> <p>※販売を終了した「破碎ごみ処理券」を使用することも可能</p>	<p>1回/月</p> <p>畑田、千疋地区：第4木曜日 陶地区：第1水曜日 滝宮・萱原・北地区：第4水曜日 粉所、山田、東分地区：第3木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区：第2月曜日</p>
小型電子機器類	<ul style="list-style-type: none"> 小型電子機器類(パソコンを除く) (携帯電話、スマホ、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CDプレーヤー、テープレコーダ(デッキ除く)、ICレコーダ、ipod等、電子辞書、ゲーム機類、ETCユニット、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、電卓、カーナビ、電子機器付属品、ACアダプタ、各種接続ケーブル等) 	<p>町設置のリサイクルボックスへ直接持ち込み</p> <p>※回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもの</p>	<p>月～金 (年末年始、土日、祝日を除く)</p> <p>綾川町役場(会計室横)と綾上支所(正面玄関)に設置の小型家電リサイクルボックスへ持ち込み</p>
町で収集しないごみ	家電4品目	<ul style="list-style-type: none"> エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 テレビ 洗濯機・衣類乾燥機 	リサイクル券を購入し、指定引取所に搬入
	堅牢なもの	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート片、コンクリートブロック、石、鋼板、瓦、形鋼、発動機、エンジン、農機具、ボイラー、湯ノックス、小型物置、ボウリングの玉等 	購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼
	危険物	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン、灯油、オイル、塗料、シンナー、農薬、油脂、薬品類、医療系廃棄物、バッテリー 	購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼
	産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄法に定める産業廃棄物 (農業用ビニール、あぜなみ、トラクター、耕運機の爪等)、建築廃材、家屋の取り潰し廃材、トタン(2枚以上)、壁土、タイヤ、苗床 	産業廃棄物処理業者にて引き取り
	処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> 消火器、オートバイ(50cc以下含む)、スチールワイヤー、チェーン、FRP製品(バスタブ、ボート、タンク等)、ヘッドロ、汚泥 	購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼

7. ごみ処理に係る費用

ごみ処理に係る費用について、図表 2.1.24 に示します。

歳出面では、収集運搬委託及び高松市への処理委託が大きな割合を占め、令和 2 年度では、歳出全体の 86.8%を占めます。

建設改良費は、一般廃棄物最終処分場延命化工事など必要に応じて計上され、歳出全体の約 10%程度になっています。

図表 2.1.24 本町のごみ処理に係る費用（平成 23 年度～令和 2 年度）

年度	歳出（建設改良費＋処理維持管理費＋その他）												
	建設改良費					処理及び維持管理費							その他
		工事費	調査費	組合 分担金		人件費	処理費	車両等 購入費	委託費	負担金	調査 研究費		
平成23年度	158,299	5,395	5,395	0	0	141,884	4,633	0	0	137,251	0	0	11,020
平成24年度	148,009	1,271	1,271	0	0	133,129	4,644	0	0	128,485	0	0	13,609
平成25年度	158,314	0	0	0	0	138,626	4,347	0	0	134,279	0	0	19,688
平成26年度	169,618	1,177	1,177	0	0	150,271	4,748	0	0	145,523	0	0	18,170
平成27年度	193,212	13,322	13,322	0	0	160,936	4,751	0	0	137,172	19,013	0	18,954
平成28年度	300,949	18,028	18,028	0	0	265,060	4,725	0	0	161,166	99,169	0	17,861
平成29年度	371,166	0	0	0	0	352,522	4,740	0	0	160,571	187,211	0	18,644
平成30年度	213,523	0	0	0	0	196,396	4,743	0	0	140,241	51,412	0	17,127
令和元年度	206,913	20,221	20,221	0	0	167,146	4,683	0	0	134,292	28,171	0	19,546
令和2年度	168,624	0	0	0	0	151,132	4,826	0	0	146,306	0	0	17,492

資料：綾川町

第2節 ごみ処理の評価

ここでは、実績をもとに本町のごみ処理の現状を客観的に評価しました。評価指標を図表 2.21 に示します。

評価指標については、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」に準じ、以下の項目を選定し、「公共サービス」を除く「循環型社会形成」、「地球温暖化防止」、「経済性」の視点から、それぞれ示されている指標について評価を行いました（各指標についての算出方法は、参考資料 8 を参照）。

図表 2.2.1 ごみ処理の評価指標

視 点	指標で測るもの	指 標 の 名 称
循環型社会形成	①廃棄物の発生 ②再生利用 ③エネルギー回収・利用 ④最終処分	人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量 廃棄物からの資源回収量 廃棄物からのエネルギー回収量 廃棄物のうち最終処分される割合
地球温暖化防止	⑤温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口 1 人 1 日当たりの排出量
経済性	⑥費用対効果	人口 1 人当たり年間処理経費 資源回収に要する費用 エネルギー回収に要する費用 最終処分減量に要する費用

資料：「ごみ処理基本計画策定指針」

（平成 28 年 9 月：環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）一部抜粋

1. 循環型社会形成

1) 廃棄物の発生

廃棄物の発生については、人口 1 人 1 日当たりのごみ排出量を算出しました。平成 23 年度～令和 2 年度における 1 人 1 日当たりごみ総排出量を図表 2.2.2 及び 図表 2.2.3 に示します。

過去 10 年間の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、0.67～0.70kg/人・日であり、平均値は 0.690kg/人・日となっています。

令和 2 年度における 1 人 1 日当たりごみ排出量の全国平均は、0.901kg/人・日です。本町の実績では、いずれの年度においてもこれを下回っています。

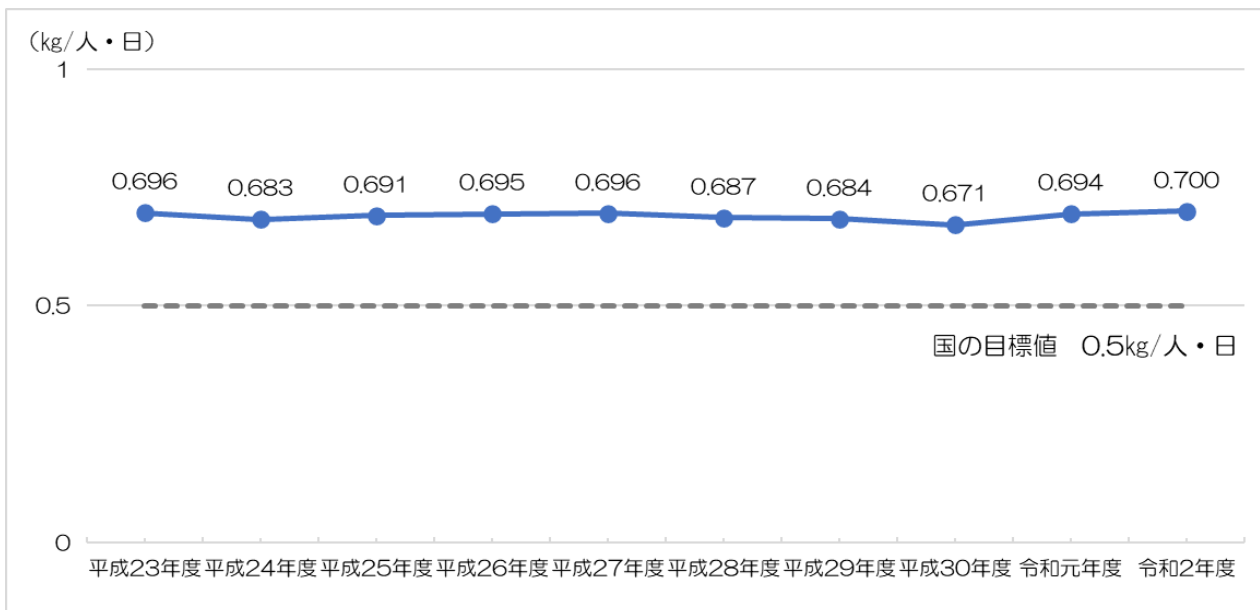
図表 2.2.2 本町の 1 人 1 日あたりごみ総排出量の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）

年度	1人1日あたり ごみ総排出量 (kg/人・日)	全国平均 (令和2年度)
平成23年度	0.696	0.901
平成24年度	0.683	
平成25年度	0.691	
平成26年度	0.695	
平成27年度	0.696	
平成28年度	0.687	
平成29年度	0.684	
平成30年度	0.671	
令和元年度	0.694	
令和2年度	0.700	
平均値	0.690	

(1 人 1 日あたりごみ総排出量)

= (年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量) ÷ (計画収集人口) ÷ 365 日又は 366 日

図表 2.2.3 本町の 1 人 1 日あたりごみ総排出量の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）



2) 再生利用

再生利用については、廃棄物からの資源回収率を算出しました。平成23年度～令和2年度における資源回収率を図表2.2.4及び図表2.2.5に示します。

過去10年間の廃棄物からの資源回収率は、0.166～0.218t/tであり、平均値は0.195t/tでした。

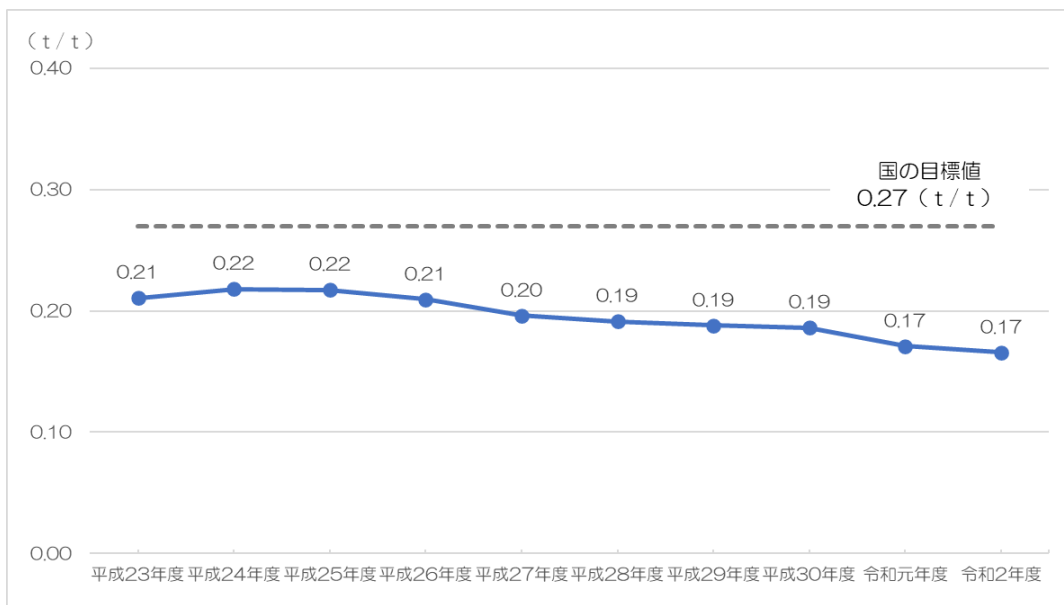
国の平成28年度目標値は0.27t/tでした。これ以降国の目標値は明確に示されていませんが、令和2年度以降は第四次循環型社会形成推進計画等の目標を参考にして施策を推進するとされています。いずれにせよ、本町の実績は目標値より下回っている状況です。

図表2.2.4 本町の廃棄物からの資源回収率の実績（平成23年度～令和2年度）

年度	資源化率 (t/t)	国の目標値 (令和2年度)
平成23年度	0.211	0.27
平成24年度	0.218	
平成25年度	0.217	
平成26年度	0.209	
平成27年度	0.196	
平成28年度	0.191	
平成29年度	0.188	
平成30年度	0.186	
令和元年度	0.171	
令和2年度	0.166	
平均値	0.195	

$$(\text{廃棄物からの資源回収率}) = (\text{総資源化量}) \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量})$$

図表2.2.5 本町の廃棄物からの資源回収率の実績（平成23年度～令和2年度）



3) エネルギー回収・利用

エネルギー回収・利用については、廃棄物からのエネルギー回収量を算出しました。

平成 23 年度～令和 2 年度における廃棄物からのエネルギー回収量を図表 2.2.6 及び図表 2.2.7 に示します。

過去 10 年間の廃棄物からのエネルギー回収量（正味）は、-43.9～777.9MJ/t となり、平均値は 272.4MJ/t でした。高松市西部クリーンセンターでは、発電及び温水利用が行われています。全エネルギー回収量から投入エネルギーを差し引いた正味のエネルギー回収量は、平成 29 年度より大きくプラスに転換しています。廃棄物からのエネルギー回収量よりも投入エネルギーが少なく、売電量も増加しています。

図表 2.2.6 本町の廃棄物からのエネルギー回収量の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）

年度	廃棄物からのエネルギー回収量 (MJ/t)	国の目標値
平成23年	-16.5	—
平成24年	-0.8	
平成25年	-10.9	
平成26年	-31.6	
平成27年	-26.7	
平成28年	-43.9	
平成29年	638.5	
平成30年	724.8	
令和元年	713.5	
令和2年	777.9	
平均値	272.4	

（廃棄物からのエネルギー回収量）

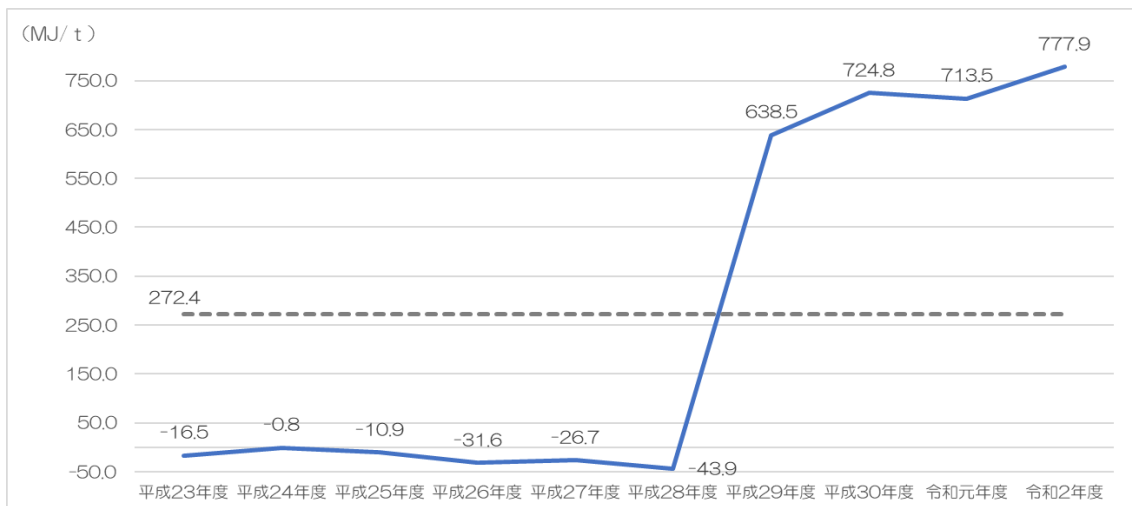
＝（エネルギー回収量（正味））÷（熱回収施設（可燃ごみ処理施設）における総処理量）

（エネルギー回収量（正味））

＝（施設での発電電力量）＋（発電以外のエネルギー回収量）－（施設での購入電力量）

－（燃料の種類毎の消費量）×（燃料の種類毎の発熱量）

図表 2.2.7 本町の廃棄物からのエネルギー回収量の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）



4) 最終処分

最終処分については、廃棄物のうち最終処分される割合を算出しました。平成 23 年度～令和 2 年度における廃棄物のうち最終処分される割合を図表 2.2.8 及び図表 2.2.9 に示します。

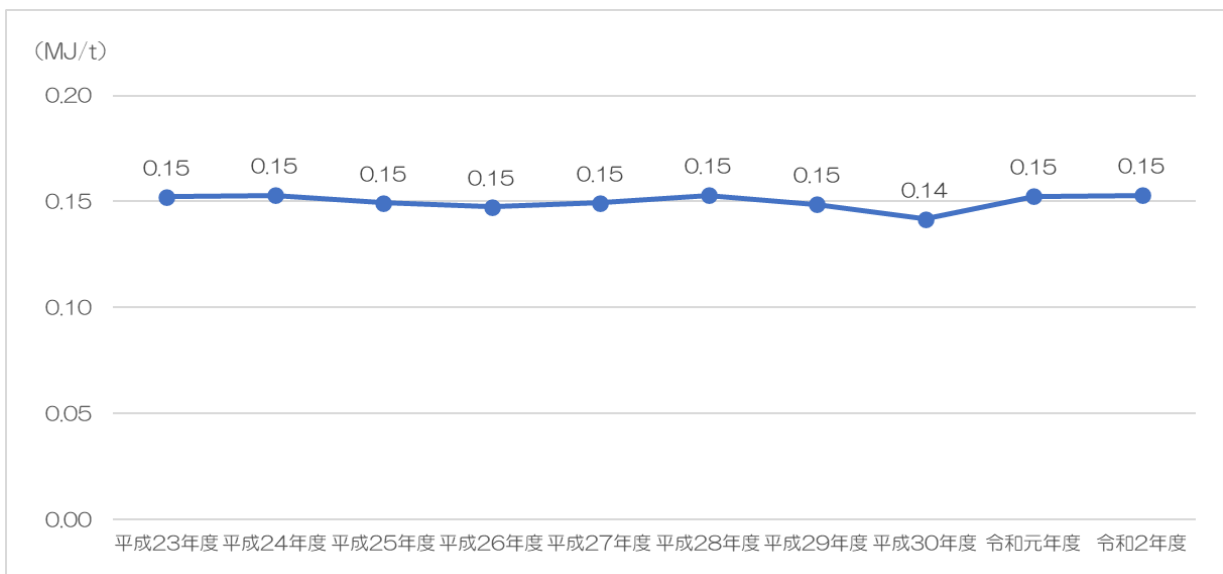
過去 10 年間の廃棄物のうち最終処分される割合は、平成 23 年度～令和 2 年度まで 0.14～0.15t/t が計上され、横ばいとなっています。

図表 2.2.8 本町の廃棄物のうち最終処分される割合の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）

年度	廃棄物のうち 最終処分される割合 (MJ/t)
平成23年度	0.15
平成24年度	0.15
平成25年度	0.15
平成26年度	0.15
平成27年度	0.15
平成28年度	0.15
平成29年度	0.15
平成30年度	0.14
令和元年度	0.15
令和2年度	0.15
平均値	0.15

$$(\text{廃棄物のうち最終処分される割合}) = (\text{最終処分量}) \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量})$$

図表 2.2.9 本町の廃棄物のうち最終処分される割合の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）



2. 地球温暖化防止（温室効果ガスの排出）

温室効果ガスについては、廃棄物処理のうち、高松市西部クリーンセンターにおける処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たりの排出量を算出しました。

平成23年度～令和2年度における温室効果ガスの人口1人1日当たりの排出量を図表2.2.10及び図表2.2.11に示します。

過去10年間の実績では、0.071～0.272kg-CO₂/人・日となり、平均値は0.175kg-CO₂/人・日でした。国の目標値は0.305kg-CO₂/人・日です。過去10年間はこの目標値を下回る値となっています、本町の収集運搬過程及び最終処分過程における排出量については計上していないため、今後これらを含めた温室効果ガス排出量の把握が必要となります。

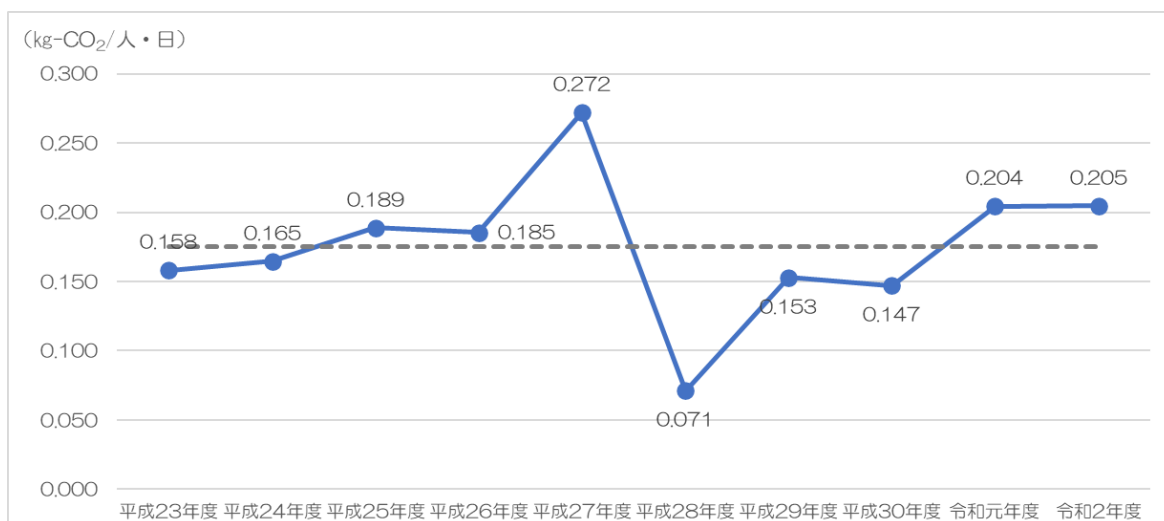
図表 2.2.10 本町の廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量の実績
(平成23年度～令和2年度)

年度	廃棄物処理に伴う 温室効果ガスの 人口1人1日当たり排出量 (kg-CO ₂ /人・日)
平成23年度	0.158
平成24年度	0.165
平成25年度	0.189
平成26年度	0.185
平成27年度	0.272
平成28年度	0.071
平成29年度	0.153
平成30年度	0.147
令和元年度	0.204
令和2年度	0.205
平均	0.175

(廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量)

$$= (\text{温室効果ガス排出量 (正味)}) \div (\text{人口}) \div 365 \text{日又は } 366 \text{日}$$

図表 2.2.11 本町の廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量の実績
(平成23年度～令和2年度)



3. 経済性

1) 人口1人当たり年間経費

平成23年度～令和2年度における人口1人当たり年間処理経費を図表2.2.12及び図表2.2.13に示します。

過去10年間の実績では、約5,278～14,413円/人・年となり、平均値は7,609円/人・年でした。

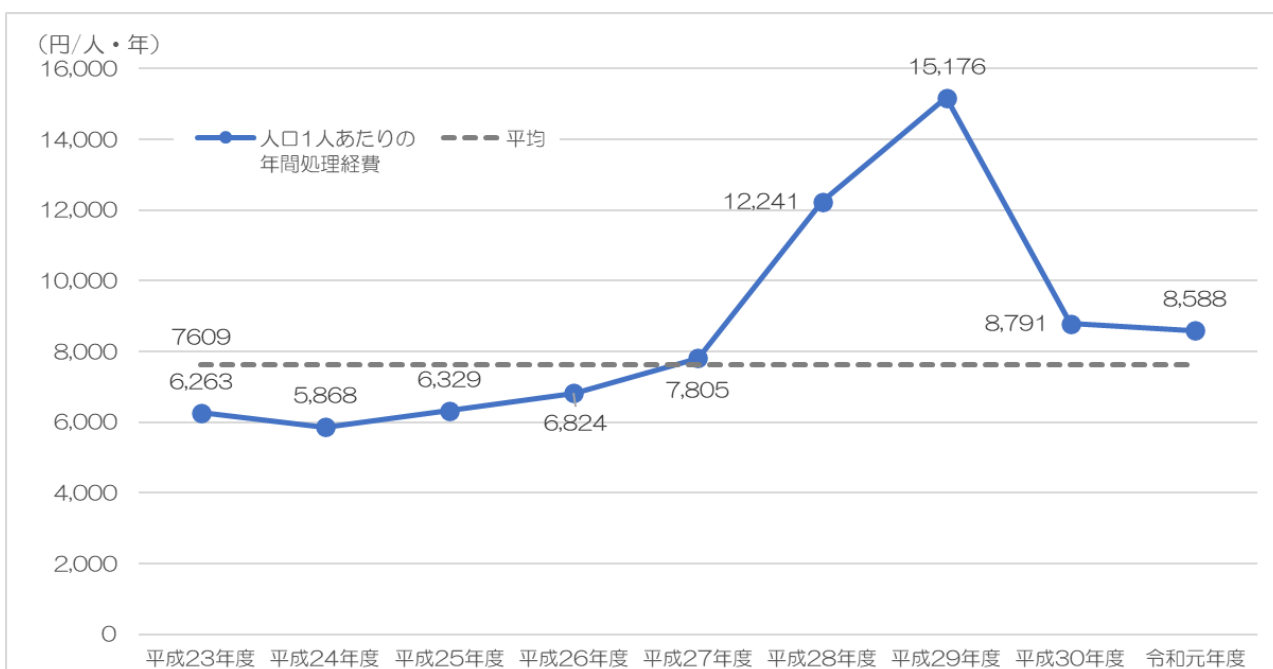
令和元年度における香川県の実績値は14,600円/人・年です。本町の実績は下回っています。これは、主要な処理が広域処理であり、かつ1日1人当たりごみ排出量が比較的少ないことが要因として挙げられます。

図表2.2.12 本町の人口1人当たりの年間処理経費の実績（平成23年度～令和2年度）

年度	人口1人あたりの 年間処理経費 (円/人・年)	香川県実績(参考) (令和元年度)
平成23年度	6,263	14,600
平成24年度	5,868	
平成25年度	6,329	
平成26年度	6,824	
平成27年度	7,805	
平成28年度	12,241	
平成29年度	15,176	
平成30年度	8,791	
令和元年度	8,588	
令和2年度	7,067	
平均	8,495	

(人口1人当たりの年間処理経費) = (廃棄物処理に要する総費用(建設費除く)) ÷ (計画収集人口)

図表2.2.13 本町の人口1人当たりの年間処理経費の実績（平成23年度～令和2年度）



2) 資源回収に要する費用

平成 23 年度～令和 2 年度における資源回収に要する費用として推定したものを図表 2.2.14 及び図表 2.2.15 に示します。

過去 10 年間の実績による推定では、資源化物 1t 当りに要する費用は、17,419～24,572 円/t となり、平均値は 20,649 円/t でした。

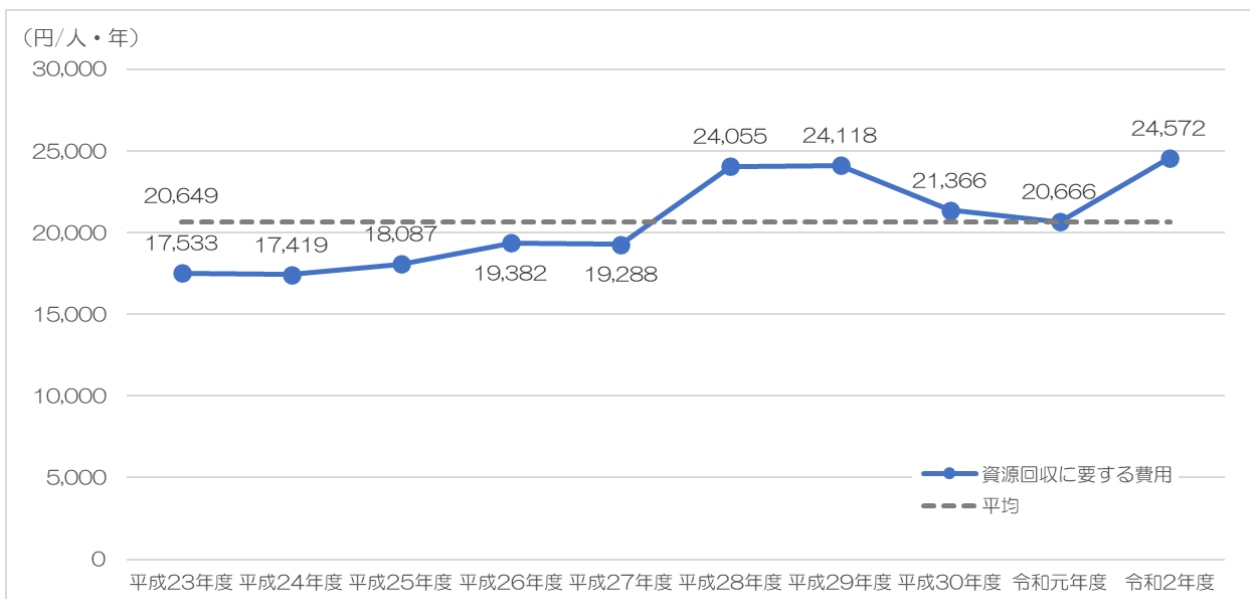
なお、本町の処理経費は、収集運搬費のうち資源ごみに係るもの、中間処理費に係る委託費用のうち破碎ごみに関するものとし、直接費用を計上することは困難なため、それぞれの費用をごみ量のうち対象となる資源ごみ収集量及び破碎ごみ・粗大ごみ処理量の比率で按分して求めています。

図表 2.2.14 本町の資源回収に要する費用の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）

年度	資源回収に要する費用 (円/t)
平成23年度	17,533
平成24年度	17,419
平成25年度	18,087
平成26年度	19,382
平成27年度	19,288
平成28年度	24,055
平成29年度	24,118
平成30年度	21,366
令和元年度	20,666
令和2年度	24,572
平均	20,649

$$(\text{資源回収に要する費用}) = (\text{資源化に要する総費用 (正味)}) \div (\text{総資源化量})$$

図表 2.2.15 本町の資源回収に要する費用の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）



3) エネルギー回収に要する費用

平成 23 年度～令和 2 年度におけるエネルギー回収に要する費用を図表 2.2.16 及び図表 2.2.17 に示します。

エネルギー回収に要する費用は、約-11,948～19 円/MJ、平均値は-1,440 円/MJ となりました。費用がマイナスになっているのは、「1. 循環型社会形成回収 3」エネルギー回収・利用」(p38)において、回収エネルギーよりも投入エネルギーが多いと算出されたため、エネルギー回収量（正味）がマイナスになることによります。

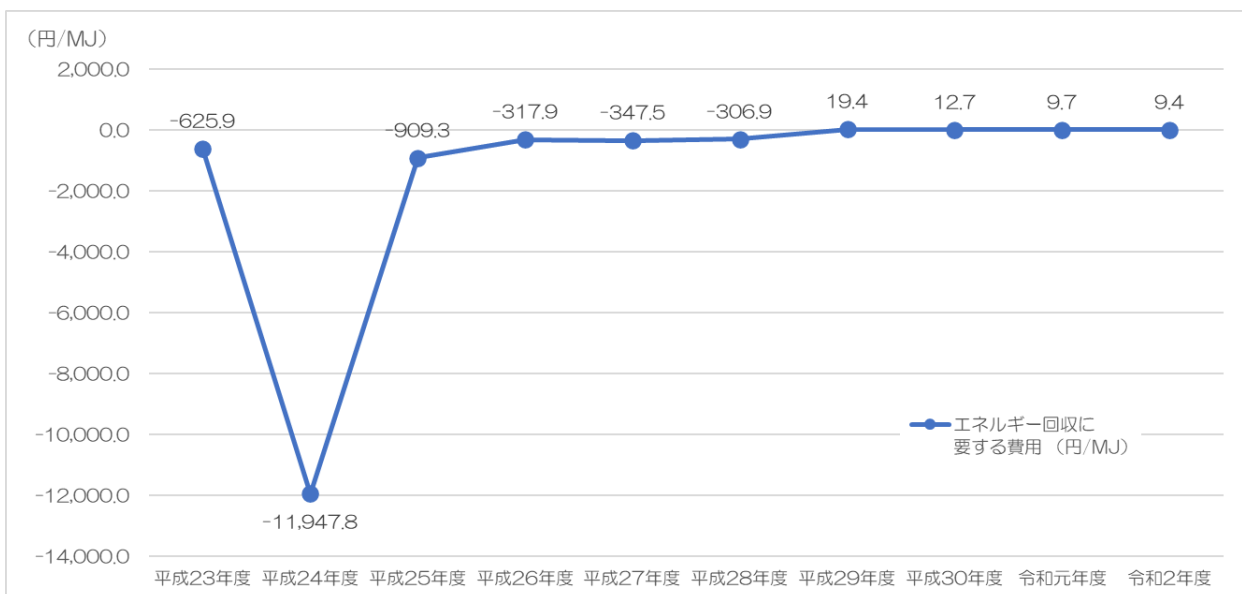
図表 2.2.16 本町のエネルギー回収に要する費用の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）

年度	エネルギー回収に 要する費用 (円/MJ)
平成23年度	-625.9
平成24年度	-11,947.8
平成25年度	-909.3
平成26年度	-317.9
平成27年度	-347.5
平成28年度	-306.9
平成29年度	19.4
平成30年度	12.7
令和元年度	9.7
令和2年度	9.4

(エネルギー回収に要する費用) = (エネルギー回収に要する総費用(正味)) ÷ (エネルギー回収量(正味))

(エネルギー回収に要する総費用(正味))は、中間処理費用及び委託費について、焼却処理量の比率(全処理量のうち焼却処理量の重量比率)を用いて求めている。

図表 2.2.17 本町のエネルギー回収に要する費用の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）



4) 最終処分量に要する費用

最終処分減量に要する費用とは、最終処分する量を減らすために要した費用として、経常経費のうち、最終処分に係る費用を除いたものを搬入量から最終処分量を除いたもので割って求めた費用です。

平成 23 年度～令和 2 年度における最終処分減量に要する費用を図表 2.2.18 及び図表 2.2.19 に示します。

過去 10 年間の実績では、最終処分減量に要する費用は 23,598～65,860 円/t となり、平均値は 33,964 円/t でした。

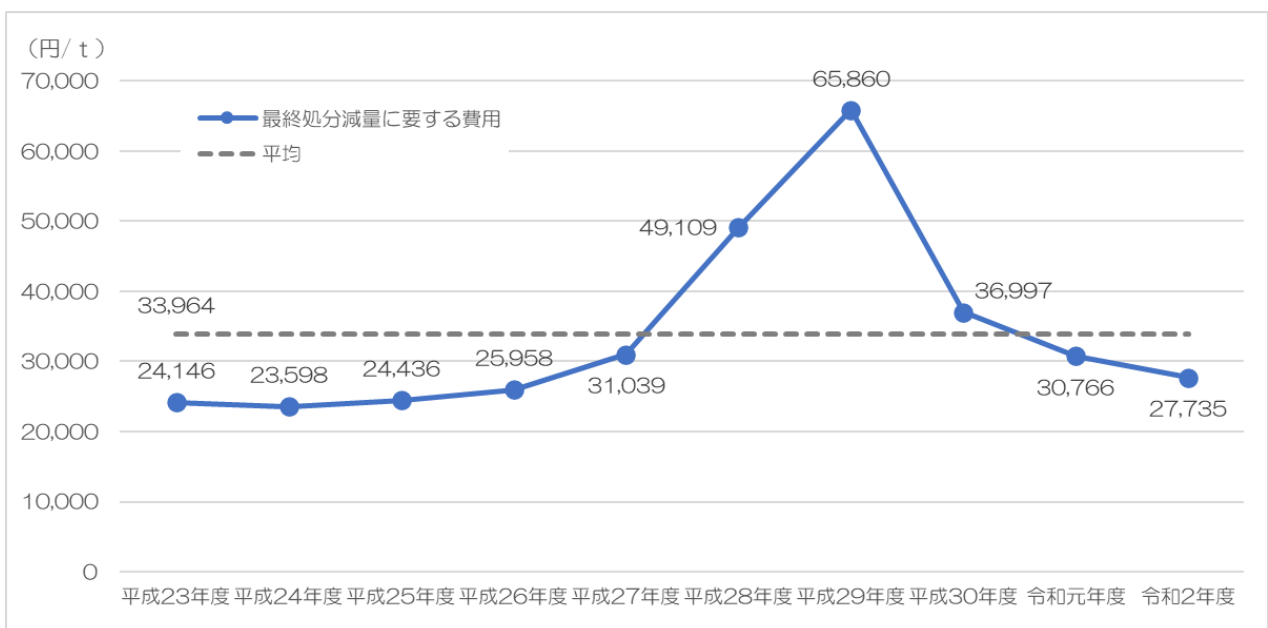
図表 2.2.18 本町の最終処分減量に要する費用の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）

年度	最終処分減量に要する費用 (円/ t)
平成23年度	24,146
平成24年度	23,598
平成25年度	24,436
平成26年度	25,958
平成27年度	31,039
平成28年度	49,109
平成29年度	65,860
平成30年度	36,997
令和元年度	30,766
令和2年度	27,735
平均	33,964

(最終処分減量に要する費用)

$$= (\text{最終処分減量に要する総費用}) \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量} - \text{最終処分量})$$

図表 2.2.19 本町の最終処分減量に要する費用の実績（平成 23 年度～令和 2 年度）



4. ごみ処理の評価

「循環型社会形成」、「地球温暖化防止」、「経済性」について、それぞれの指標に基づいて過去の実績をまとめた結果、「循環型社会形成」については、ごみ排出量は比較的少ない状態であると判断できるが、再生利用量はやや少なく、最終処分量がやや多いことが読み取れる。「地球温暖化防止」については、現状では指標のうち把握できていないものがある。「経済性」については、人口 1 人あたりのごみ処理経費が香川県平均を下回っている点では、ごみ処理に対する負担が少ないといえる。

費用面では、本町は、人口規模がはるかに大きい高松市での広域処理を主体としていることが、香川県平均を下回っている要因であると考えられる。

図表 2.2.20 ごみ処理評価指標のまとめ

指 標		単 位	実績 (平均値)	目標値
①廃棄物の発生	1人1日あたりごみ総排出量	kg/人・日	0.69	0.901 ^(※1)
②再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	0.195	0.27
③エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	272.4	—
④最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	0.15	0.11
⑤温室効果ガスの排出	人口1人1日当たり温室効果ガス排出量	kg-CO ₂ /人・日	0.175 ^(※2)	0.305
⑥費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	円/人・年	8,495	14,600 ^(※3)
	資源回収に要する費用	円/t	20,649	—
	エネルギー回収に要する費用	円/MJ	-1,440	—
	最終処分減量に要する費用	円/t	33,964	—

※1 令和2年度における全国平均値

※2 収集運搬過程、最終処分過程に関するものを除く。

※3 令和元年度における香川県実績

第3節 ごみ処理行政の動向

1. 国による動向

わが国では、大量生産・大量消費型の経済社会活動による大量破棄型の社会を形成してきました。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、プラスチックごみによる海洋汚染など環境問題への反省から、環境負荷の低減に向けた各種の取組が行われています。そして、平成27年に開かれた国連サミットでは、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標であるSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））を掲げました。

一般廃棄物に関する国の法整備として、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」や「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、「資源有効利用促進法」という。）」等の法律が改正され、個別物品の特性に応じた規制を定める「個別リサイクル法」が制定されました。

また、「第五次環境基本計画（平成30年4月）」や「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」は、SDGsの考え方を取り入れた計画となっています。その他、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化等の幅広い課題に対応し、かつ、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」が策定され、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）」が成立しました。

そして、毎年大量に発生している食品ロスの削減に向け、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月）（以下、「食品ロス削減推進法」という。）」が施行され、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、指針となる「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月）」が閣議決定されています。

1) 循環型社会形成推進基本計画

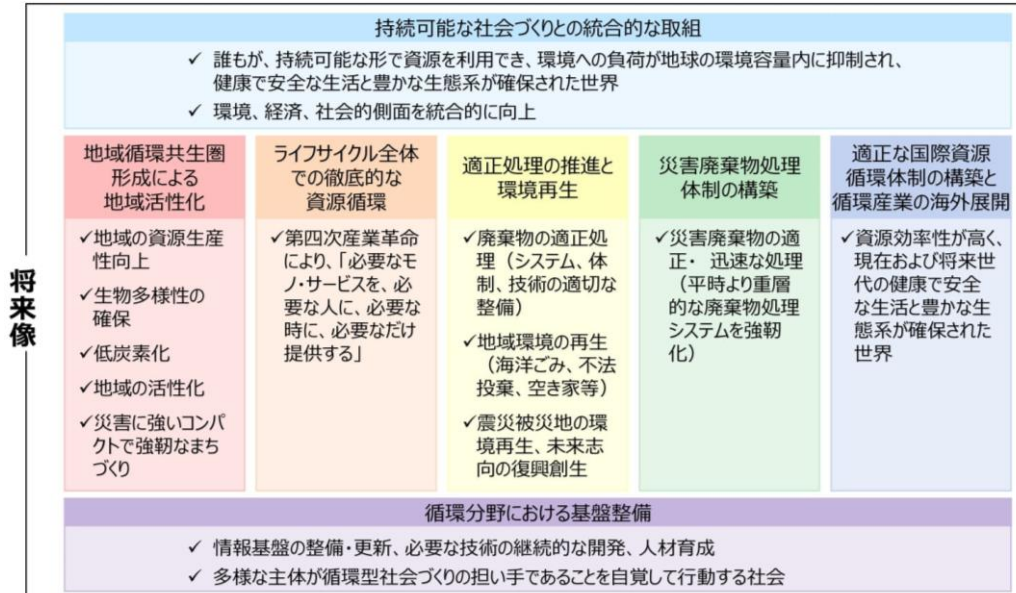
「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められたものです。第三次計画で掲げた「質」に着目した計画をより推進し、さらに、経済的側面や社会的側面にも着目しています。図表2.3.1に示す、7つの項目ごとに将来像、取組、指標を設定し、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行をめざしています。循環経済とは、従来の3Rの取組に加え、Renewable（再生可能資源への代替）として再生可能資源へ切り替えを図るものです。

2) 廃棄物処理法に基づく基本方針

「廃棄物処理法」第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月環境省告示第7号 以下、「廃棄物処理法に基づく基本方針」という。）」が定められ、平成

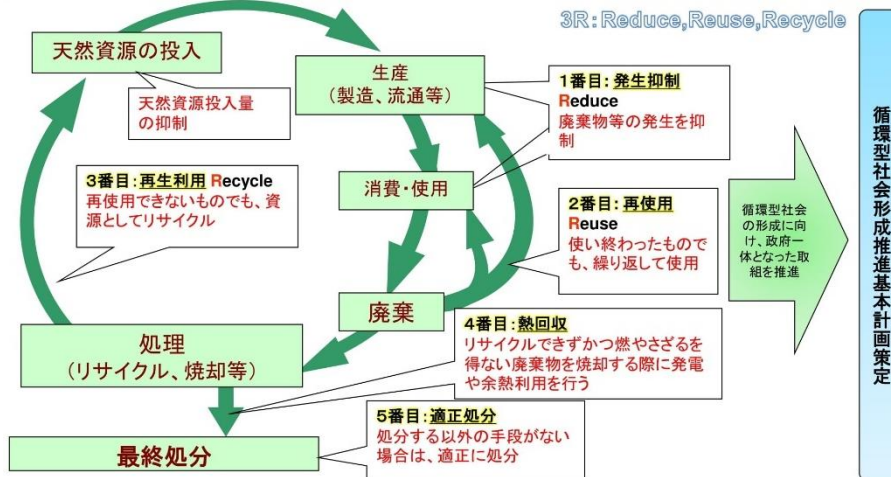
32年度（令和2年度）を目標年度として計画されています。なお、令和2年度以降は、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから、上位計画である「第四次循環型社会形成推進基本計画」等の目標を参考にして施策を推進するとされています。

図表 2.3.1 第四次循環型社会形成推進基本計画の将来像



資料：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画（概要版）（平成30年6月）」

図表 2.3.2 循環型社会の姿



資料：環境省「第四次循環基本計画の第2回点検及び循環経済工程表の策定について 参考資料」

3) プラスチック資源循環戦略

「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」において「プラスチック資源循環戦略」を策定することが盛り込まれ、令和元年5月31日に策定されました。

本戦略は、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略とされています。プラスチック資源循環戦略の基本原則及び重点戦略は、次頁のとおりです。

基本原則：「3R+Renewable」（再生可能資源への代替）

重点戦略

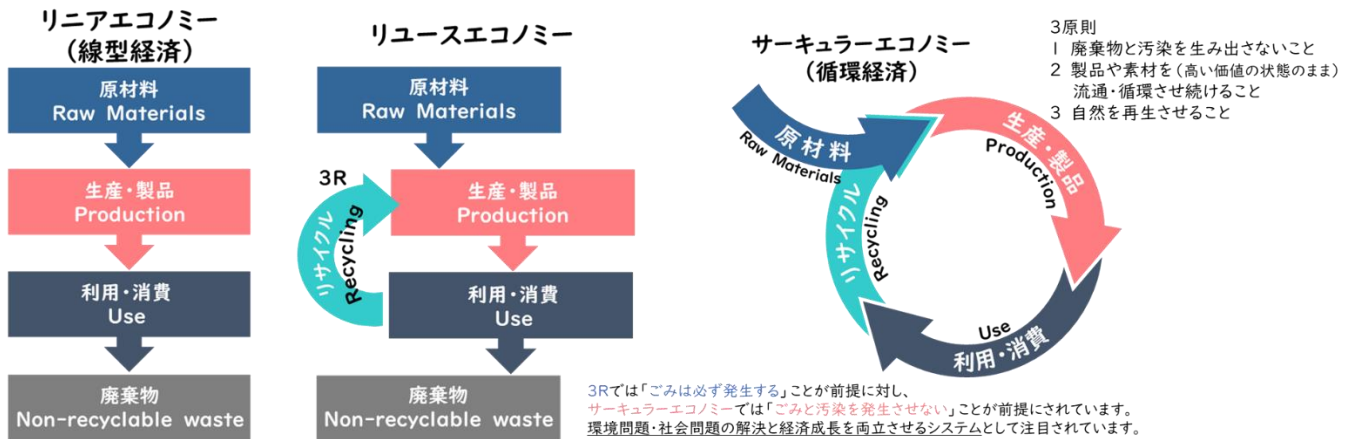
- | | |
|--------------|---|
| ① プラスチック資源循環 | <ul style="list-style-type: none"> ・リデュース等の徹底（プラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」）等） ・効果的・効率的で持続可能なリサイクル（使用済プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル等） ・再生材・バイオプラスチックの利用促進（可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用等） |
| ② 海洋プラスチック対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理等 |
| ③ 国際展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）等 |
| ④ 基盤整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）等 |

4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

「プラスチック資源循環法」は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために策定した「プラスチック資源循環戦略」を具体化するために、令和3年6月4日に成立しました。本法律は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）によりサーキュラーエコノミーへの移行を促進するために措置を講じようとするものです。本法律の基本方針は、以下のとおりです。

- | |
|---------------------------------|
| ①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計 |
| ②ワンウェイプラスチックの使用の合理化 |
| ③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等 |

図表 2.3.3 サーキュラーエコノミーの概念図



資料：「オランダ政府ホームページ」を一部加筆

5) 食品ロスの削減の推進に関する法律及び基本的な方針

食品ロス削減推進法は、令和元年 10 月 1 日に施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

また、本法律に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めたものが「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「食品ロス削減推進法に基づく基本方針」という。）で、令和 2 年 3 月 31 日に閣議決定されました。本方針に掲げられた食品ロスの削減の基本的施策は、以下のとおりです。

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、普及啓発等
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援等未利用食品を提供するための活動の支援等

6) 指標・数値目標

「循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理法に基づく基本方針」には、廃棄物の減量化、再生利用及び最終処分についてそれぞれ数値目標が示されています。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」における令和 7 年度及び令和 12 年度の目標、「廃棄物処理法に基づく基本方針」における令和 2 年度の目標、「食品ロス削減推進に基づく方針」における令和 12 年度の目標を図表 2.3.4～図表 2.3.6 に示します。

図表 2.3.4 国による一般廃棄物減量化の目標量（第四次循環型社会形成推進基本計画）

項目	目標値	目標年次
排出量	約3,800万トン	令和7年度
再生利用量	約28%（出口側）	
最終処分量	約320万トン	
食品ロス排出量	家庭系食品ロス量は平成20年度の半減	令和12年度
	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数 200以上	
	事業系食品ロス量は今後、食品リサイクル法の基本方針において設定	

出典：第 4 次循環型社会形成推進基本計画
環境省「参考となる数値目標」令和 2 年 3 月

図表 2.3.5 国による一般廃棄物減量化の目標量（廃棄物処理法に基づく基本方針）

項目	目標値	目標年次
排出量	平成24年度比で年間排出量約12%削減	平成32年度 (令和2年度)
再生利用率	約27%	
最終処分量	平成24年度比で約14%削減	
1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	500g/人・日	

出典：環境省「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」
H28年1月

図表 2.3.6 国による一般廃棄物減量化の目標量（食品ロス削減推進法に基づく基本方針）

項目	目標値	目標年次
家庭系食品ロス量	平成12年度の半減	令和12年度
事業系食品ロス量	平成12年度の半減	
削減に取り組む消費者の割合	80%	

出典：閣議決定「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」令和2年3月

2. 香川県による計画

香川県における一般廃棄物処理の計画は、「香川県廃棄物処理計画」に基づいて実施され、国による計画と同様に、廃棄物の排出量削減とともに資源循環型社会への転換を推進していきます。

香川県においては、令和3年10月策定の「香川県廃棄物処理計画」において令和7年度における目標値が設定されています。香川県における実績及び目標値を図表 2.3.7 に示します。

図表 2.3.7 香川県による一般廃棄物減量化の実績と目標値

項目		実績値 令和2（元年度）	目標年次 令和7年度
総排出量	一般廃棄物	31.2万 t	28.0万 t
	産業廃棄物	244.9万 t	244.0万 t
1人1日当たり排出量	一般廃棄物	868 g	810g
リサイクル率	一般廃棄物	18.2%	24.0%
	産業廃棄物	71.0%	72.5%
最終処分量	一般廃棄物	3.1万 t	2.6万 t
	産業廃棄物	17.2万 t	16.1万 t

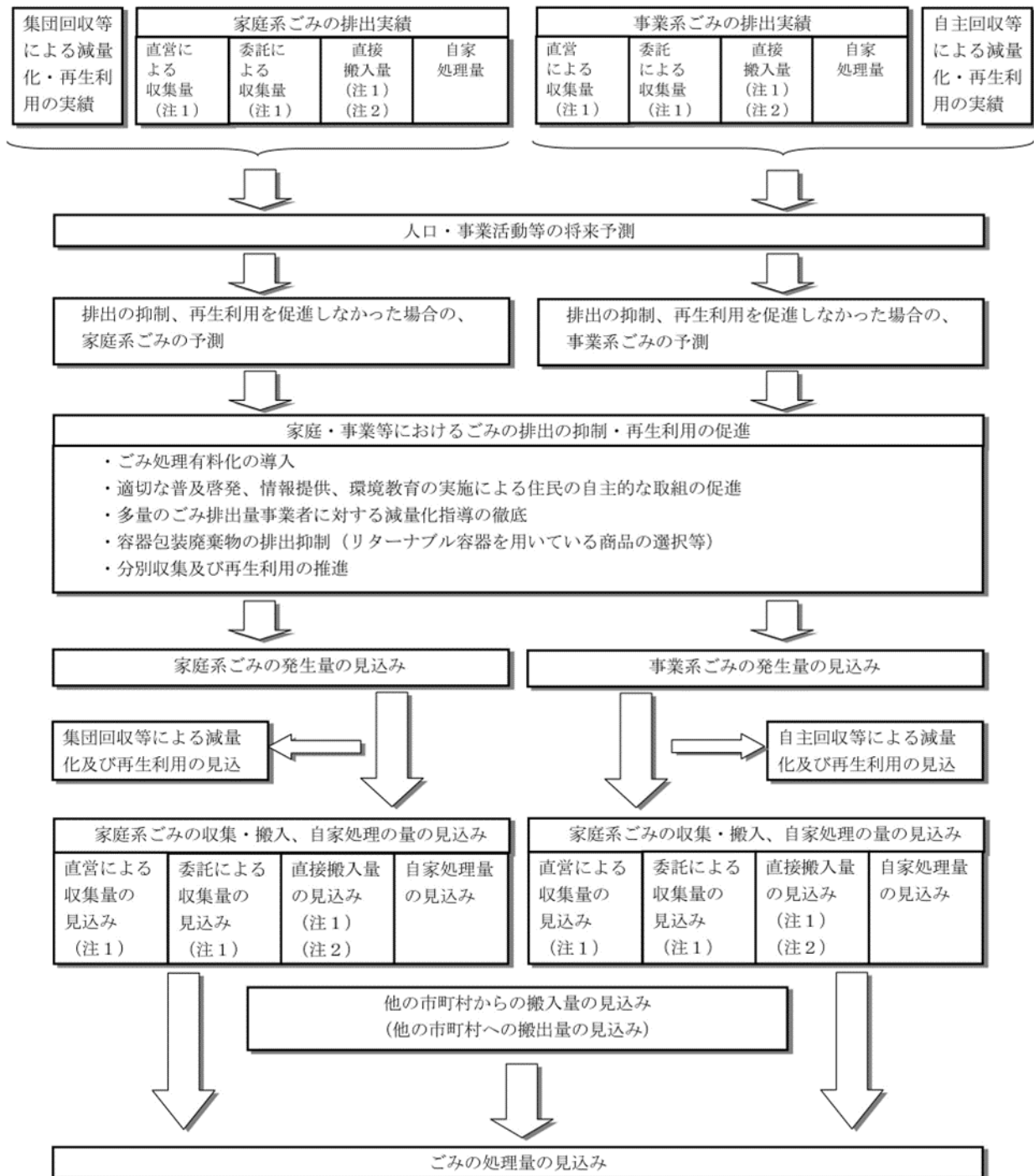
出典：香川県「香川県廃棄物処理計画」令和3年10月

第4節 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生量及び処理量の見込み

ここでは、ごみ処理量及び人口等の実績から、将来におけるごみ処理量を予測します。一般的な将来のごみ処理量算出フローを図表 2.4.1 に示します。

図表 2.4.1 ごみ発生量及び処理量算出フロー



出典：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「ごみ処理基本計画策定指針」平成 28 年 9 月

1) 人口及び事業活動等の将来予測

①人口の将来予測

本町の人口の将来予測については、予測式を用いて人口を予測しました（詳細は参考資料参照）。人口の予測結果を図表 2.4.2 及び図表 2.4.3 に示します。

これによると、本町の人口は、年間 150 人程度の減少傾向を示しており、計画目標年次である令和 11 年度における総人口は 22,698 人となります。

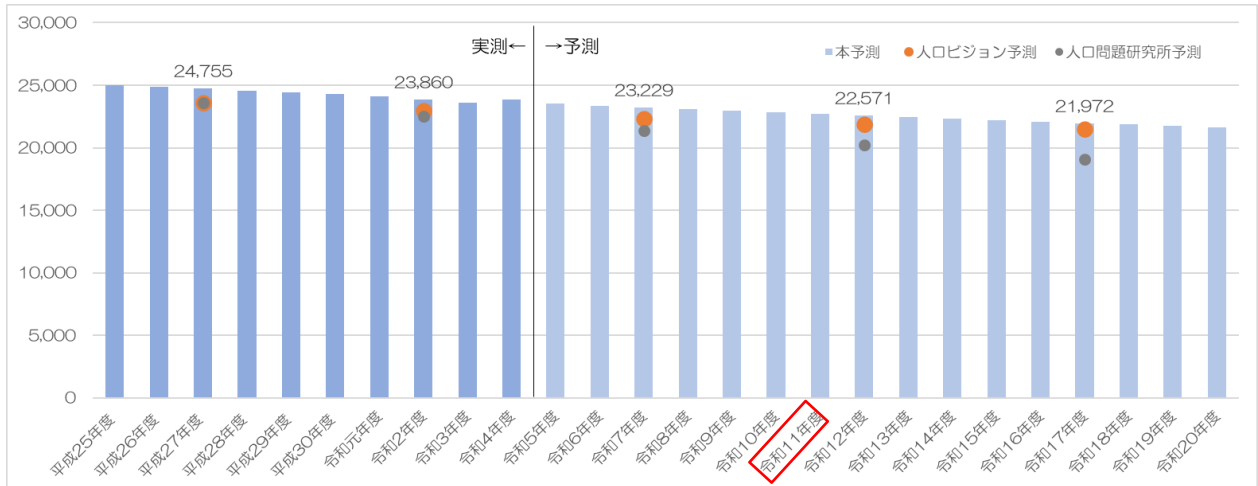
参考に平成 27 年度国勢調査をもとにした「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」における綾川町の将来人口を図表 2.4.4 に示します。年齢区分別人口の変化は、0～14 歳、15～64 歳人口はいずれも減少傾向となっています。65 歳以上では、令和 7 年度をピークに減少に転じると予測されています。3 区分人口において、令和 22（2030）年頃に、65 歳以上人口の比率は約 40%を超える状況になります。

なお、本予測における総人口の予測結果は、図表 2.4.3 に示すように本町第 2 期人口ビジョン採用パターンによる予測結果にほぼ近い傾向となります。

図表 2.4.2 本町の将来人口予測（令和 5 年度～令和 20 年度） 単位：人

区分	年次	総人口		
		本予測	人口ビジョン	人口問題研究所予測
実績	平成25年度	25,013		
	平成26年度	24,857		
	平成27年度	24,755	23,610	23,610
	平成28年度	24,586		
	平成29年度	24,458		
	平成30年度	24,290		
	令和元年度	24,093		
	令和2年度	23,860	22,937	22,524
	令和3年度	23,606		
	令和4年度	23,825		
予測	令和5年度	23,508		
	令和6年度	23,367		
	令和7年度	23,229	22,333	21,371
	令和8年度	23,092		
	令和9年度	22,959		
	令和10年度	22,827		
	令和11年度	22,698		
	令和12年度	22,571	21,895	20,253
	令和13年度	22,447		
	令和14年度	22,325		
	令和15年度	22,205		
	令和16年度	22,087		
	令和17年度	21,972	21,498	19,099
	令和18年度	21,860		
	令和19年度	21,749		
	令和20年度	21,641		

図表 2.4.3 本町の将来人口予測（令和 5 年度～令和 20 年度） 単位：人



図表 2.4.4 国勢調査をもとにした本町の将来人口（単位：人）

区分	年		総人口 (人)	年齢区分別人口			
	和暦	西暦		0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上
実績	平成22年	2010	24,622	3,042	14,551	7,029	4,057
	平成27年	2015	23,610	2,777	13,022	7,811	3,986
	令和2年	2020	22,693	2,618	11,814	8,188	4,062
予測	令和7年	2025	21,371	2,234	10,913	8,224	4,823
	令和12年	2030	20,253	2,046	10,358	7,849	5,173
	令和17年	2035	19,099	1,874	9,722	7,503	5,089
	令和22年	2040	17,834	1,753	8,760	7,321	4,569
	令和27年	2045	16,607	1,649	7,948	7,010	4,181

資料：各年国勢調査

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」

図表 2.4.5 本町の将来人口（人口ビジョン）



次に、予測人口における計画収集人口を図表 2.4.6 に示します。

本町では、自家処理人口は実績では計上されていません。今後新たに自家処理人口が増加することはないと考え、予測では、総人口＝計画収集人口とします。

図表 2.4.6 綾川町の計画収集人口及び自家処理人口予測（平成 23 年度～令和 20 年度）

単位：人

区分	年次	総人口	計画収集人口	自家処理人口
実績	平成23年度	25,460	25,460	0
	平成24年度	25,222	25,222	0
	平成25年度	25,013	25,013	0
	平成26年度	24,857	24,857	0
	平成27年度	24,755	24,755	0
	平成28年度	24,586	24,586	0
	平成29年度	24,458	24,458	0
	平成30年度	24,290	24,290	0
	令和元年度	24,093	24,093	0
	令和2年度	23,860	23,860	0
	令和3年度	23,606	23,606	0
	令和4年度	23,825	23,825	0
	予測	令和5年度	23,508	23,508
令和6年度		23,367	23,367	0
令和7年度		23,229	23,229	0
令和8年度		23,092	23,092	0
令和9年度		22,959	22,959	0
令和10年度		22,827	22,827	0
令和11年度		22,698	22,698	0
令和12年度		22,571	22,571	0
令和13年度		22,447	22,447	0
令和14年度		22,325	22,325	0
令和15年度		22,205	22,205	0
令和16年度		22,087	22,087	0
令和17年度		21,972	21,972	0
令和18年度		21,860	21,860	0
令和19年度		21,749	21,749	0
令和20年度		21,641	21,641	0

②事業活動等の将来予測

本町の事業所数及び従業者数は、図表 2.4.7 に示す「経済センサス基礎調査」によると、事業所数、従業者数ともに増加しています。

一方、図表 2.4.8 に示す「工業統計調査」によると、従業者数 4 人以上の製造事業所数は、平成 23 年の 56 事業所から令和元年度の 47 事業所と減少しています。従業者数も 1,960 人から 2,364 人に増加しています。一方、製造品出荷額は、平成 23 年度から増加を続けています。

事業所数及び従業者数の増加はごみ発生量の増加に直接つながることが考えられるが、事業系ごみ量は年によって増減があり、事業所、従業者数が増加傾向にある企業活動との関連性は見出しにくいいため、事業系ごみ予測において、企業活動によらない前提での予測を行うこととします。

図表 2.4.7 本町の事業所数及び従業者数

	事業所数 〔事業所〕	増減 〔事業所〕	増減率 (%)		従業者数 〔人〕	増減 〔人〕	増減率 (%)
平成21年	736	—		平成21年	5,618	—	—
平成24年	672	▲ 64	-8.7%	平成24年	5,869	251	4.5%
平成28年	940	268	39.9%	平成28年	9,615	3,746	63.8%
令和2年	—	—	—	令和2年	10,867	1,252	13.0%

資料：総務省「平成 21 年度経済センサス基礎調査」
「平成 24 年度経済センサス活動調査」
香川県「統計年鑑」令和 3 年度刊行

図表 2.4.8 本町の製造事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移※

年 度	事業所数 〔事業所〕	従業者数 〔人〕	製造品出荷額等 〔万円〕
平成23年度	56	1,960	4,035,725
平成29年度	47	2,339	6,656,903
平成30年度	47	2,315	6,881,534
令和元年度	47	2,364	7,044,129

※従業員 4 人以上の事業所

資料：経済産業省「工業統計調査」
香川県「統計年鑑」令和 3 年刊行

2) ごみ発生量の将来推計

①家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位予測

家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位について、収集・搬入実績より予測したものを図表 2.4.9 及び図表 2.4.10 に示します。

予測の結果、家庭系ごみは、過去の傾向を反映し、増加傾向をたどると予測しました（参考資料参照）。一方、事業系ごみは、過去の実績の変動が大きく、過去の傾向を反映した予測が困難であるため、過去の実績の中でも比較的高位に位置する平成 28 年度～令和 2 年度実績値の平均を予測原単位として採用しました。

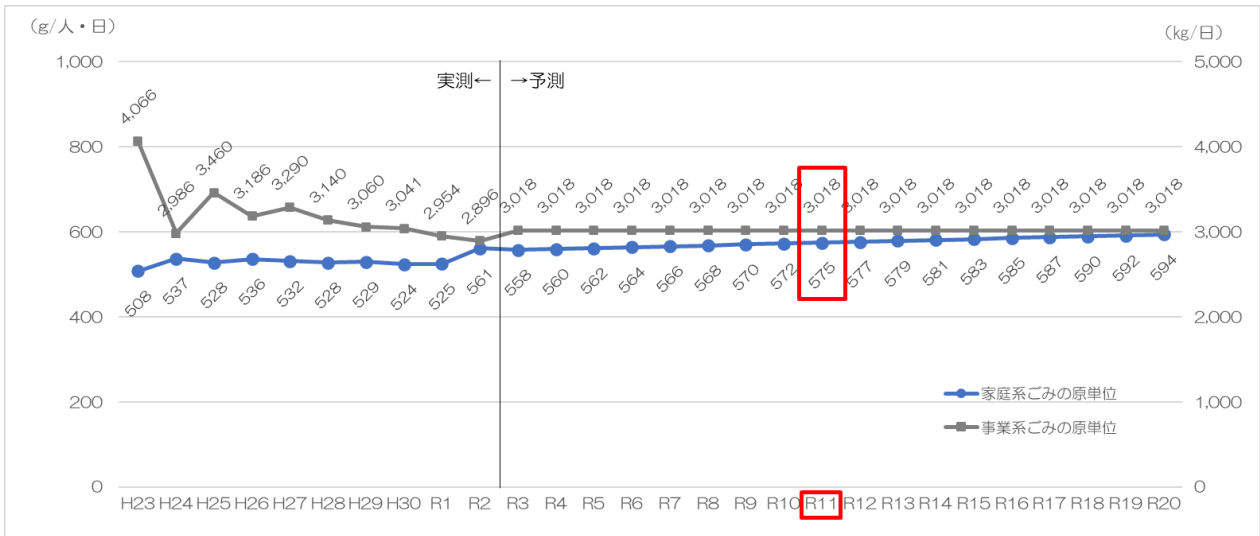
計画目標年次である令和 11 年度における家庭系ごみ原単位は 575g/人・日、事業系ごみ原単位は 3,018 kg/日としました。

図表 2.4.9 本町の家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位予測

年度	原単位	
	家庭系* (g/人・日)	事業系 (kg/日)
平成23年度	508	4,066
平成24年度	537	2,986
平成25年度	528	3,460
平成26年度	536	3,186
平成27年度	532	3,290
平成28年度	528	3,140
平成29年度	529	3,060
平成30年度	524	3,041
令和元年度	525	2,954
令和2年度	561	2,896
令和3年度	558	3,018
令和4年度	560	3,018
令和5年度	562	3,018
令和6年度	564	3,018
令和7年度	566	3,018
令和8年度	568	3,018
令和9年度	570	3,018
令和10年度	572	3,018
令和11年度	575	3,018

※集団回収を除く。

図表 2.4.10 本町の家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位予測



②発生ごみの予測

発生ごみ量の予測を図表 2.4.11 及び図表 2.4.12 に示します。発生ごみ量は、計画処理量（家庭系ごみ量、事業系ごみ量）、自家処理量、集団回収量を併せたものです。

発生ごみ量の予測結果は、その多くを占める家庭系ごみの傾向が反映される結果となっています。事業系ごみ量及び集団回収量は、過去の実績値を用いた予測値です。

家庭系ごみ量は、人口と家庭系ごみ原単位を乗じたものです。それぞれ予測人口は減少傾向、原単位は増加傾向をたどると予測しています。

計画目標年次である令和 11 年度におけるごみ量の予測は、家庭系ごみ量 4,760t/年、事業系ごみ量 1,102t/年、自家処理量 0t/年、集団回収量 168t/年の合計 6,030t/年となりました。

図表 2.4.11 本町の発生ごみ量予測（平成 23 年度～令和 20 年度）単位：t/年

年度	発生ごみ量	計画収集量		自家処理量	集団回収量		
		家庭系ごみ量	事業系ごみ量				
実績	平成23年度	6,441	6,169	4,719	1,484	0	238
	平成24年度	6,260	5,847	4,944	1,090	0	226
	平成25年度	6,294	6,010	4,822	1,263	0	209
	平成26年度	6,229	6,027	4,864	1,163	0	202
	平成27年度	6,202	6,020	4,816	1,204	0	182
	平成28年度	6,041	5,882	4,736	1,146	0	159
	平成29年度	6,000	5,842	4,725	1,117	0	158
	平成30年度	5,896	5,755	4,645	1,110	0	141
	令和元年度	5,828	5,708	4,627	1,081	0	120
	令和2年度	5,984	5,944	4,887	1,057	0	40
予測	令和3年度	6,074	5,907	4,804	1,102	0	168
	令和4年度	6,137	5,970	4,867	1,102	0	168
	令和5年度	6,104	5,937	4,834	1,102	0	168
	令和6年度	6,080	5,913	4,810	1,102	0	168
	令和7年度	6,068	5,902	4,799	1,102	0	168
	令和8年度	6,059	5,892	4,789	1,102	0	168
	令和9年度	6,062	5,895	4,792	1,102	0	168
	令和10年度	6,040	5,873	4,770	1,102	0	168
	令和11年度	6,030	5,863	4,760	1,102	0	168
	令和12年度	6,020	5,854	4,751	1,102	0	168
	令和13年度	6,025	5,859	4,756	1,102	0	168
	令和14年度	6,003	5,837	4,734	1,102	0	168
	令和15年度	5,995	5,829	4,726	1,102	0	168
	令和16年度	5,987	5,821	4,718	1,102	0	168
	令和17年度	5,994	5,827	4,724	1,102	0	168
	令和18年度	5,974	5,807	4,704	1,102	0	168
	令和19年度	5,967	5,800	4,697	1,102	0	168
	令和20年度	5,959	5,793	4,690	1,102	0	168

※各予測値は以下のように算出している。

発生ごみ量：家庭系＋事業系ごみ量（計画処理量＋自家処理量＋集団回収量）

計画処理量：家庭系＋事業系ごみ計画処理量（t/年）

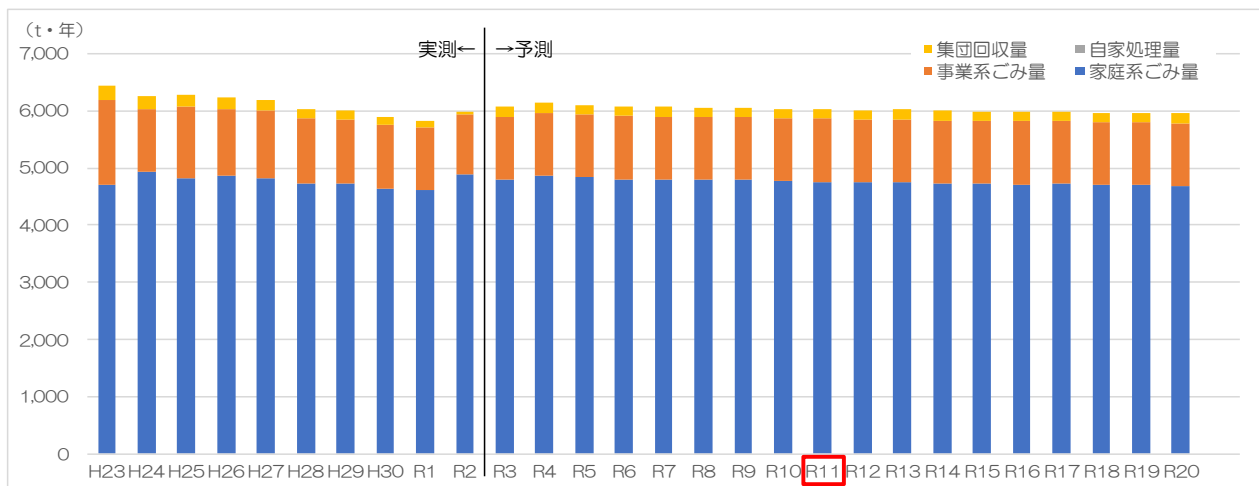
計画処理量のうち家庭系ごみ量（集団回収量を除く）：計画収集人口（人）×家庭系ごみ原単位（g/人・日）×365（日）

計画処理量のうち事業系ごみ量：事業系ごみ原単位（kg/日）×365（日）

自家処理量：自家処理人口（人）×家庭系ごみ原単位（g/人・日）×365（日）

集団回収量：過去 10 年間実績平均値を用いて 168t/年とする。

図表 2.4.12 本町の発生ごみ量予測



③搬入形態別計画処理量

搬入形態別計画処理量の予測について、図表 2.4.13 及び図表 2.4.14 に示します。計画処理量を本町の搬入形態別に分けると、「計画収集量」、「直接搬入量」、「集団回収量」に分けられます。なお、過去の実績では、集団回収量は計上されていません。

直接搬入量については、過去の傾向が増減を繰り返していることから、将来的な傾向を把握することは困難でした。そこで、将来の直接搬入量は、過去 10 年間における平均値を直接搬入量としました。

また、集団回収量については、実績において 40~238t/年が計上され、増減を繰り返しながら減少しています。特に令和 2 年度には、集団回収量は大きく減少しています。そこで、集団回収量の予測値は、過去 10 年間の平均値 168 t/年を用いることとしました。

搬入ごみ量より直接搬入量を除いたものが計画収集量となります。計画収集量は現在の分別区分を継続するものとするとし、大まかな分別収集区分としては、「可燃ごみ（燃やせるごみ）」、「破碎ごみ（破碎ごみ）」、「資源ごみ」、「その他」、「粗大ごみ」に分けられます。これらの量については、過去 10 年間の収集区分における平均比率（図表 2.4.13 下欄）を用いて予測量としました。

計画目標年次である令和 11 年度では、搬入ごみ量 6,030t/年のうち、計画収集量 5,863t/年、直接搬入量 103t/年と予測しました。

図表 2.4.13 本町の搬入形態別計画処理量予測（平成 23 年度～令和 20 年度）単位：t/年

	年度	搬入ごみ量	計画収集量						直接搬入量	集団回収量
			可燃ごみ	破碎ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ			
実績	平成23年度	6,441	6,169	4,365	543	1,049	15	197	34	238
	平成24年度	6,260	5,847	4,052	512	1,051	8	224	187	226
	平成25年度	6,294	6,010	4,191	508	1,093	8	210	75	209
	平成26年度	6,229	6,027	4,244	496	1,073	9	205	74	202
	平成27年度	6,202	6,020	4,277	503	1,023	8	209	105	182
	平成28年度	6,041	5,882	4,178	511	985	8	200	123	159
	平成29年度	6,000	5,842	4,161	513	953	6	209	108	158
	平成30年度	5,896	5,755	4,151	468	915	7	214	54	141
	令和元年度	5,828	5,708	4,074	505	885	8	236	112	120
	令和2年度	5,984	5,944	4,180	553	928	9	274	111	40
予測	令和3年度	6,074	5,907	4,157	507	1,017	9	217	103	168
	令和4年度	6,137	5,970	4,197	513	1,030	9	220	103	168
	令和5年度	6,104	5,937	4,176	510	1,023	9	219	103	168
	令和6年度	6,080	5,913	4,161	507	1,018	9	218	103	168
	令和7年度	6,068	5,902	4,154	506	1,016	9	217	103	168
	令和8年度	6,059	5,892	4,147	505	1,014	9	217	103	168
	令和9年度	6,062	5,895	4,149	505	1,015	9	217	103	168
	令和10年度	6,040	5,873	4,135	503	1,010	9	216	103	168
	令和11年度	6,030	5,863	4,129	502	1,008	9	215	103	168
	令和12年度	6,020	5,854	4,123	501	1,006	9	215	103	168
	令和13年度	6,025	5,859	4,126	502	1,007	9	215	103	168
	令和14年度	6,003	5,837	4,112	499	1,002	9	214	103	168
	令和15年度	5,995	5,829	4,107	499	1,001	8	214	103	168
	令和16年度	5,987	5,821	4,102	498	999	8	214	103	168
令和17年度	5,994	5,827	4,106	498	1,000	8	214	103	168	
令和18年度	5,974	5,807	4,093	496	996	8	213	103	168	
令和19年度	5,967	5,800	4,089	495	995	8	213	103	168	
令和20年度	5,959	5,793	4,084	495	993	8	212	103	168	

※令和 3 年度以降の搬入形態別計画処理量予測値は、それぞれ以下のとおり算出している（詳細は参考資料 1 参照）。

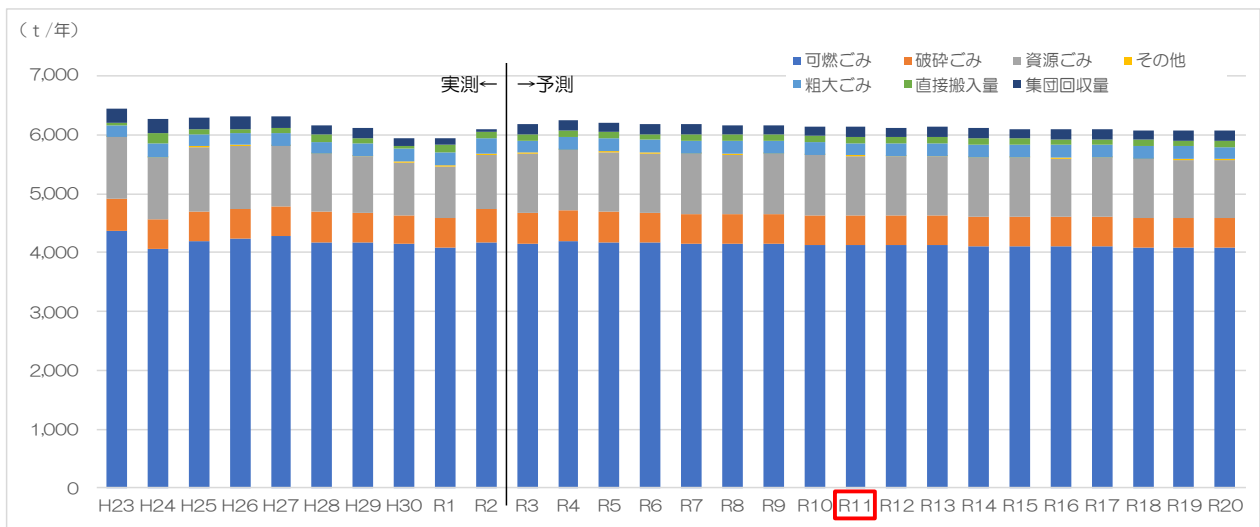
計画収集量：搬入ごみ量－直接搬入量（集団回収量は含まず。）

- ・可燃ごみ：家庭系可燃ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 81.05%）
＋事業系可燃ごみ（資源ごみを除く事業系ごみ量の 98%）
- ・破碎ごみ：家庭系破碎ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 13.06%）
＋事業系破碎ごみ（資源ごみを除く事業系ごみ量の 1%）
- ・資源ごみ：家庭系資源ごみ（家庭系ごみ量の 20.94%）＋事業系資源ごみ（事業系ごみ量の 1%）
- ・その他：家庭系その他ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 0.23%）
- ・粗大ごみ：家庭系粗大ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の 5.74%）

直接搬入量：過去 10 年間実績の平均値を用いて 103 t とする。

集団回収量：過去 10 年間実績の平均値を用いて 168t/年とする。

図表 2.4.14 本町の搬入形態別計画処理量予測



④処理形態別計画処理量

処理形態別の計画処理量を図表 2.4.15 及び図表 2.4.16 に示します。

現在の処理形態を今後も継続するため、処理方法は、高松市西部クリーンセンターにおける焼却処理及び破碎・資源化処理となり、直接最終処分は行わない計画になります。

搬入形態別処理量との関係では、図表 2.4.12 に示す「可燃ごみ」及び「直接搬入ごみ」は主に焼却処理、「破碎ごみ」、「その他」、「粗大ごみ」は破碎・資源化処理、「資源ごみ」は、紙類、金属類を直接資源化、ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、その他（電池、蛍光灯類）は民間委託により資源化処理を行っています。

計画目標年次である令和 11 年度における直接焼却処理量は、4,129t/年、焼却以外の中間処理量は 1,143 t /年、直接資源化量は 593t/年となります。

図表 2.4.15 本町の処理形態別計画処理量予測（平成 23 年度～令和 20 年度）単位：t/年

	年 度	処理量	処理形態別			
			直接焼却処理量	焼却以外の中間処理量	直接資源化量	直接最終処分量
実績	平成23年度	6,441	4,399	701	656	0
	平成24年度	6,260	4,239	720	651	0
	平成25年度	6,294	4,266	694	681	0
	平成26年度	6,229	4,244	649	671	0
	平成27年度	6,202	4,277	615	622	0
	平成28年度	6,041	4,178	602	578	0
	平成29年度	6,000	4,161	605	576	0
	平成30年度	5,896	4,151	606	501	0
	令和元年度	5,828	4,074	572	474	0
	令和2年度	5,984	4,180	507	504	0
予測	令和3年度	6,074	4,157	637	598	0
	令和4年度	6,137	4,197	643	606	0
	令和5年度	6,104	4,176	640	602	0
	令和6年度	6,080	4,161	637	599	0
	令和7年度	6,070	4,154	636	597	0
	令和8年度	6,059	4,147	635	596	0
	令和9年度	6,062	4,149	636	597	0
	令和10年度	6,040	4,135	633	594	0
	令和11年度	6,030	4,129	633	593	0
	令和12年度	6,021	4,123	632	591	0
	令和13年度	6,026	4,126	632	592	0
	令和14年度	6,004	4,112	630	589	0
	令和15年度	5,996	4,107	629	588	0
	令和16年度	5,988	4,102	628	587	0
	令和17年度	5,994	4,106	629	588	0
	令和18年度	5,974	4,093	627	586	0
	令和19年度	5,967	4,089	626	585	0
	令和20年度	5,960	4,084	626	584	0

※ 令和 3 年度以降の処理形態別計画処理量予測については、以下のとおりとする（詳細は参考資料 1 参照）。

直接焼却処理量：可燃ごみ（家庭系＋事業系）

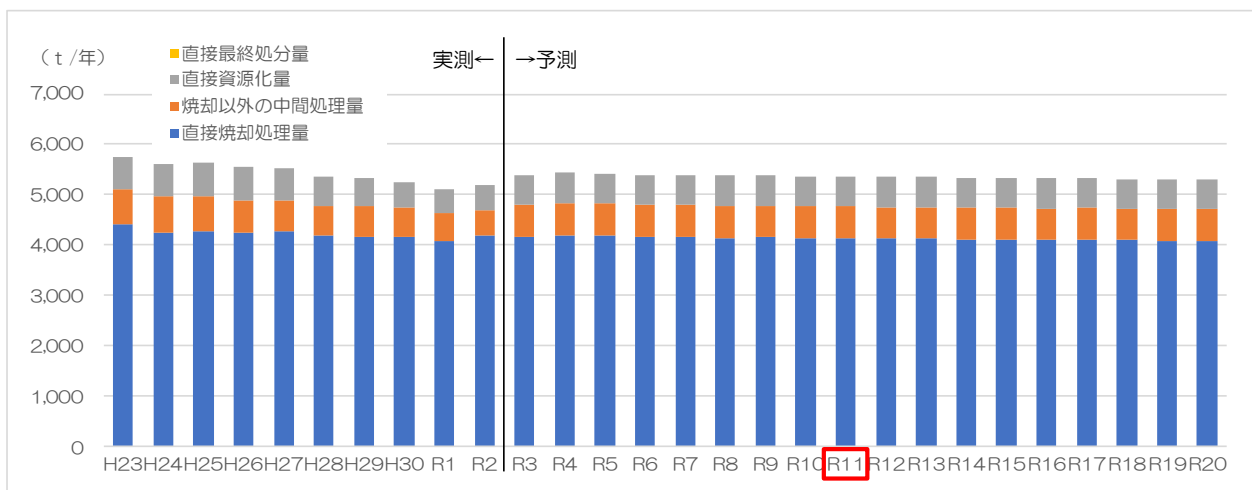
焼却以外の中間処理量：中間処理後資源化量＋集団回収量

直接資源化量：過去 10 年間の資源ごみのうち紙類（53.4%）、金属類（5.4%）の平均割合を用いる。

（ ）は過去 10 年間における資源ごみ量（家庭系＋事業系）に対する比率。

直接最終処分量：過去の実績より計上しないこととする。

図表 2.4.16 処理形態別計画処理量予測



⑤資源化量

本町の資源化手段は、直接資源化、中間処理後資源化、集団回収の 3 方式があり、中間処理としては、高松市西部クリーンセンターにおける破碎・資源化処理、民間委託による資源化処理があります。高松市西部クリーンセンターに搬入された破碎ごみ・粗大ごみは、破碎・選別処理を行い、資源化物として金属類を回収します。そのうち、資源化できない可燃物は焼却処理、不燃物は最終処分されます。

また、資源ごみのうち、ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、その他（電池、蛍光灯等）は民間業者に委託することにより資源化しています。資源化量の予測を図表 2.4.17 及び図表 2.4.18 に示します。

資源化量予測については、直接資源化、破碎等の中間処理後資源化及び集団回収のそれぞれについて、過去 10 年間の資源ごみ、破碎ごみ及び粗大ごみに対する資源化物の構成比率を用いて設定しています。計画目標年次である令和 11 年度における資源化量は、1,225t/年、ごみ量に対する資源化率は 20.0%と予測しています。

図表 2.4.17 本町の資源化量予測（平成 23 年度～令和 20 年度） 単位：t/年

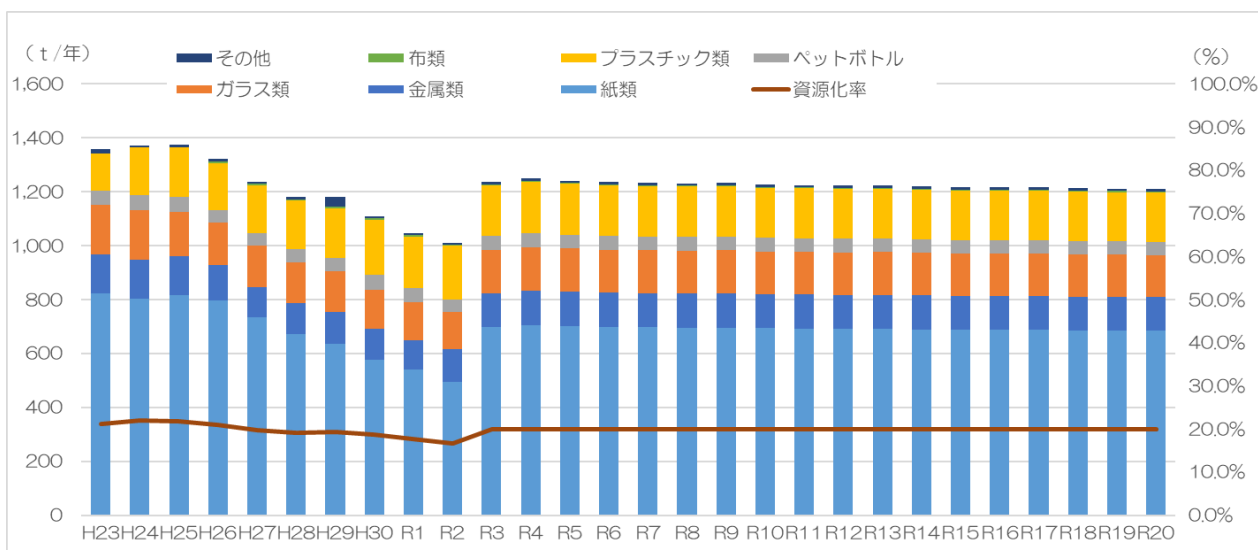
年度	資源化量	資源化物の構成							資源化率	
		紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布類	その他		
実績	平成23年度	1,357	821	147	183	51	140	0	15	21.1%
	平成24年度	1,371	802	145	185	56	175	0	8	21.9%
	平成25年度	1,375	816	143	164	58	184	0	10	21.8%
	平成26年度	1,320	795	131	160	45	174	6	9	20.9%
	平成27年度	1,237	734	113	154	45	176	7	8	19.6%
	平成28年度	1,180	670	116	152	48	180	6	8	19.1%
	平成29年度	1,181	635	120	150	48	186	4	38	19.3%
	平成30年度	1,107	578	113	145	55	205	4	7	18.6%
	令和元年度	1,046	539	111	141	50	193	4	8	17.6%
予測	令和2年度	1,011	493	124	136	48	198	3	9	16.6%
	令和3年度	1,235	697	127	160	51	187	3	9	20.0%
	令和4年度	1,248	704	129	162	52	190	3	9	20.0%
	令和5年度	1,241	700	128	161	51	188	3	9	20.0%
	令和6年度	1,236	698	127	160	51	187	3	9	20.0%
	令和7年度	1,233	697	127	160	51	187	3	9	20.0%
	令和8年度	1,231	695	127	159	51	187	3	9	20.0%
	令和9年度	1,232	696	127	159	51	187	3	9	20.0%
	令和10年度	1,227	693	126	159	50	186	3	9	20.0%
	令和11年度	1,225	692	126	158	50	185	3	9	20.0%
	令和12年度	1,223	691	126	158	50	185	3	9	20.0%
	令和13年度	1,224	692	126	158	50	185	3	9	20.0%
令和14年度	1,219	689	125	158	50	184	3	9	20.0%	
令和15年度	1,217	688	125	157	50	184	3	9	20.0%	
令和16年度	1,215	687	125	157	50	184	3	9	20.0%	
令和17年度	1,217	688	125	157	50	184	3	9	20.0%	
令和18年度	1,212	686	124	157	50	183	3	9	19.9%	
令和19年度	1,211	685	124	156	50	183	3	9	19.9%	
令和20年度	1,209	684	124	156	50	183	3	9	19.9%	

※ 各資源化量については、直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の合計とする。
令和 3 年度以降のそれぞれの予測値、以下のとおりとする（詳細は参考資料 1 参照。）。

項目	採用値
紙類	直接資源化+集団回収（下表①+⑧）
金属類	直接資源化+中間処理後資源化+集団回収（下表②+③+⑨）
ガラス類	中間処理後資源化+集団回収（下表④+⑩）
ペットボトル	中間処理後資源化（下表⑤）
プラスチック類	中間処理後資源化（下表⑥）
布類	集団回収量（下表⑪）
その他	中間処理後資源化（下表⑦）

区分	項目	採用値
直接資源化量	① 紙類	資源ごみ量の53.4%（過去10年間平均内訳比率）
	② 金属類	資源ごみ量の5.4%（過去10年間平均内訳比率）
中間処理後資源化量	③ 金属類	破碎ごみ+資源ごみ+粗大ごみの合計量の9.5%（過去10年間平均内訳比率）
	④ ガラス類	資源ごみ量の15%（過去10年間平均内訳比率）
	⑤ ペットボトル	資源ごみ量の5%（過去10年間平均内訳比率）
	⑥ プラスチック類	資源ごみ量の18.4%（過去10年間平均内訳比率）
	⑦ その他**	資源ごみ量の0.9%（過去10年間平均内訳比率）
集団回収量	⑧ 紙類	過去10年間平均値
	⑨ 金属類	過去10年間平均値
	⑩ ガラス類	過去10年間平均値
	⑪ 布類	過去10年間平均値

図表 2.4.18 本町の資源化量予測



⑥最終処分量

本町では、町の最終処分場において、高松市西部クリーンセンターからの焼却残渣及び破碎・資源化処理後の中間処理残渣を埋立処分しています。

最終処分量の予測を図表 2.4.19 及び図表 2.4.20 に示します。

最終処分量の予測は、対象が焼却残渣及び中間処理残渣であるため、焼却量（直接焼却量及び中間処理後焼却量）に対する焼却残渣の比率及び破碎ごみ、粗大ごみに対する中間処理残渣の比率を用いて設定しました。

計画目標年次である令和 11 年度における最終処分量は、焼却残渣が 649t/年、中間処理残渣が 269t/年、合計 919t/年と予測しています。

図表 2.4.19 本町の最終処分量予測（平成 23 年度～令和 20 年度） 単位：t/年

年度	最終処分量	直接最終処分量	焼却残渣量	中間処理残渣量	参考：焼却処理量及び焼却残渣量				
					焼却処理量	直接焼却量	中間処理後焼却量	焼却残渣量	
実績	平成23年度	981	0	721	260	4,824	4,399	425	721
	平成24年度	963	0	692	271	4,618	4,239	379	692
	平成25年度	923	0	680	243	4,676	4,266	410	680
	平成26年度	910	0	665	265	4,718	4,244	474	665
	平成27年度	942	0	678	264	4,806	4,277	529	678
	平成28年度	943	0	663	280	4,704	4,178	526	663
	平成29年度	908	0	628	280	4,647	4,161	486	628
	平成30年度	844	0	600	244	4,599	4,151	448	600
	令和元年度	934	0	636	298	4,596	4,074	522	636
	令和2年度	932	0	615	317	4,767	4,180	587	615
予測	令和3年度	926	0	654	272	4,671	4,157	514	654
	令和4年度	935	0	660	275	4,716	4,197	519	660
	令和5年度	930	0	657	273	4,693	4,176	516	657
	令和6年度	926	0	655	272	4,675	4,161	514	655
	令和7年度	925	0	653	271	4,668	4,154	513	653
	令和8年度	923	0	652	271	4,660	4,147	513	652
	令和9年度	924	0	653	271	4,662	4,149	513	653
	令和10年度	920	0	650	270	4,646	4,135	511	650
	令和11年度	919	0	649	269	4,639	4,129	510	649
	令和12年度	917	0	649	269	4,632	4,123	509	649
	令和13年度	918	0	649	269	4,636	4,126	510	649
	令和14年度	914	0	647	268	4,620	4,112	508	647
	令和15年度	913	0	646	267	4,614	4,107	507	646
	令和16年度	912	0	645	267	4,609	4,102	506	645
	令和17年度	913	0	646	267	4,613	4,106	507	646
	令和18年度	910	0	644	266	4,598	4,093	505	644
	令和19年度	909	0	643	266	4,593	4,089	505	643
	令和20年度	908	0	642	265	4,588	4,084	504	642

※中間処理残渣量は、高松市西部クリーンセンターにおける破碎・資源化処理後の不燃残渣（破碎・資源化後の生成物量の綾川町相当分）、民間委託資源化処理後の不燃残渣、行政機関排出物（高松市受入不可のもの）及び不法投棄回収物等とする。）

※令和 3 年度以降の最終処分量予測値については、過去 10 年間に於ける内訳比率の平均を採用する。

○直接最終処分量：過去の実績より計上しないこととする。

○焼却残渣量：焼却処理量（直接焼却＋中間処理後焼却）の 14%

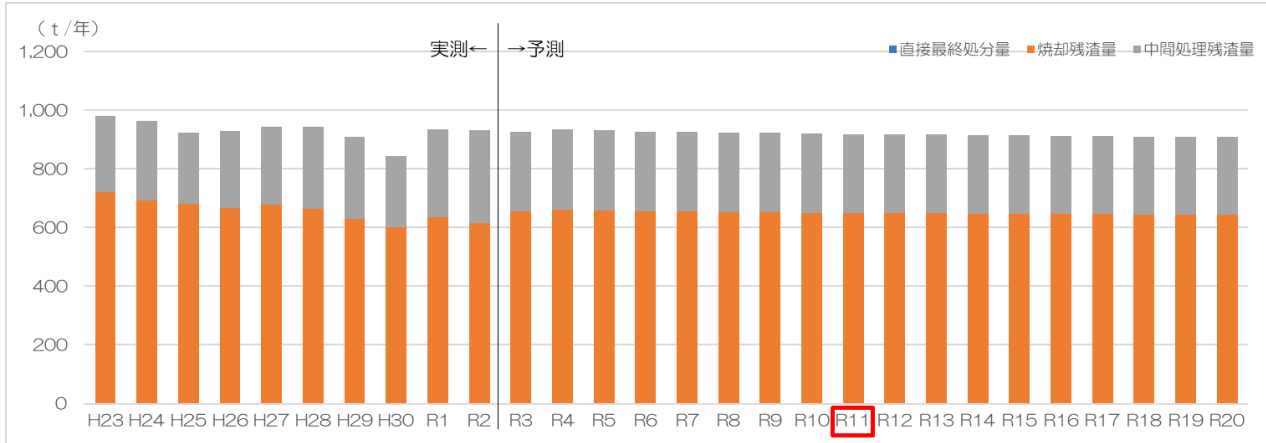
○中間処理残渣量は、破碎・資源化残渣、民間委託資源化処理残渣、行政機関排出物の合計

・破碎・資源化残渣：破碎・資源化処理量（破碎ごみ＋粗大ごみ）の 31.2%

・民間委託資源化処理残渣：資源ごみ＋その他の合計量（直接資源化を除く）の 6.9%

・行政機関排出物：破碎ごみ量の 3.2%

図表 2.4.20 本町の最終処分量予測 単位：t/年



3) 減量化目標値との比較

本ごみ処理基本計画においては、ごみ減量化目標値として、国及び香川県による減量化目標に準じた目標を掲げ、数値目標として施策を行うこととします。

国による目標値は、第4次循環型社会形成推進基本計画に示されています。香川県では、香川県廃棄物処理計画、香川県食品ロス削減推進計画、香川県全県域生活排水処理構想等、国に準じた計画が現在推進されています。

国による計画目標を図表 2.4.21～図表 2.4.23 に示します。また、香川県における現在の計画目標を図表 2.2.24 に示します。

図表 2.4.21 国による一般廃棄物減量化の目標量（第四次循環型社会形成推進基本計画）

項目	目標値	目標年次
1人1日当たりのごみの排出量 (集回収を加えたもの)	約850g/人・日	令和7年度
1人1日当たりのごみの排出量 (集回収量・資源ごみ等を除いた値)	約440g/人・日	
再生利用量	約28% (出口側)	
最終処分量	約320万トン	
食品ロス排出量	家庭系食品ロス量は平成20年度の半減	令和12年度
	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数 200以上	
	事業系食品ロス量は今後、食品リサイクル法の基本方針において設定	

出典：環境省「参考となる数値目標」令和2年3月

図表 2.4.22 国による一般廃棄物減量化の目標値（廃棄物処理法に基づく基本方針）

項目	目標値	目標年次
排出量	平成24年度比で年間排出量約12%削減	平成32年度 (令和2年度)
資源化率	約27%	
最終処分量	平成24年度比で約14%削減	
1人1日あたりに家庭から排出するごみの量	500g/人・日	

出典：環境省「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」平成28年1月

※ 目標値は平成28年度に掲げられた目標値です。なお、令和2年度以降は第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を推進するとされています。

図表 2.4.23 国による一般廃棄物減量化の目標値（食品ロス削減推進法に基づく基本方針）

項目	目標値	目標年次
家庭系食品ロス量	平成12年度の半減	令和12年度
事業系食品ロス量	平成12年度の半減	
削減に取り組む消費者の割合	80%	

出典：閣議決定「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」令和2年3月

図表 2.4.24 香川県による一般廃棄物減量化の実績と目標値

項目	目標値	目標年次
総排出量	一般廃棄物 28.0万 t	令和7年度
	産業廃棄物 244.0万 t	
1人1日当たり排出量	一般廃棄物 810g	
	産業廃棄物 24.0%	
リサイクル率	一般廃棄物 72.5%	
	産業廃棄物 2.6万 t	
最終処分量	一般廃棄物 16.1万 t	
	産業廃棄物	

出典：香川県「香川県廃棄物処理計画」令和3年10月

①全体ごみ

全体ごみにおける各指標値と目標値との比較を図表 2.4.25 に示します。

全体ごみにおける目標値は、平成24年度の総排出量、再生利用率、最終処分量、平成24年度の1人1日当たりごみ排出量をもとにしたものが示されており、目標年次は、令和7年度となっています。

図表 2.4.25 に示すように、令和7年度においては、排出量 6,068 t/年（目標値 5,509t/年）、再生利用率（資源化率）20.3%（目標値 28%）、最終処分量 925t/年（目標値 828t/年）と、いずれも国、県が設定した目標値よりも多くなると予測されま

す。また、1人1日当たりのごみ排出量は716g/人・日（目標値（国）850g/人・日、（県）810g/人・日）となっており、目標を達成すると予測しています。

図表 2.4.25 本町の全体ごみ排出量予測における各指標と目標値との比較

年度	総人口 (人)	計画収集人口 (人)	自家処理人口 (人)	全体									
				ごみ総排出量 (t/年)	国/県目標値 (t/年)	1人1日当たり排出するごみの量 (g/人・日)	国/県目標値 (g/人・日)	資源化量 (t/年)	資源化率 (%)	国/県目標値 (%)	最終処分量 (t/年)	国/県目標値 (t/年)	
基準 平成24年度	25,222	25,222	0	6,260		680		1,371	21.9%		963		
予測	令和3年度	23,606	23,606	0	6,074		705		1,235	20.3%		926	
	令和4年度	23,825	23,825	0	6,137		706		1,248	20.3%		935	
	令和5年度	23,508	23,508	0	6,104		709		1,241	20.3%		930	
	令和6年度	23,367	23,367	0	6,080		713		1,236	20.3%		926	
	令和7年度	23,229	23,229	0	6,068	5,509	716	850	1,233	20.3%	28%/24%	925	828
	令和8年度	23,092	23,092	0	6,059		719		1,231	20.3%		923	
	令和9年度	22,959	22,959	0	6,062		721		1,232	20.3%		924	
	令和10年度	22,827	22,827	0	6,040		725		1,227	20.3%		920	
	令和11年度	22,698	22,698	0	6,030		728		1,225	20.3%		919	
	令和12年度	22,571	22,571	0	6,020		731		1,223	20.3%		917	
	令和13年度	22,447	22,447	0	6,025		733		1,224	20.3%		918	
	令和14年度	22,325	22,325	0	6,003		737		1,219	20.3%		914	
	令和15年度	22,205	22,205	0	5,995		740		1,217	20.3%		913	
	令和16年度	22,087	22,087	0	5,987		743		1,215	20.3%		912	
	令和17年度	21,972	21,972	0	5,994		745		1,217	20.3%		913	
	令和18年度	21,860	21,860	0	5,974		749		1,212	20.3%		910	
	令和19年度	21,749	21,749	0	5,967		752		1,211	20.3%		909	
令和20年度	21,641	21,641	0	5,959		754		1,209	20.3%		908		

※各項目については、以下のとおり算出した。

- ごみ総排出量 : 収集量+直接搬入量+集団回収量
- 1人1日当たり排出するごみの量 : (ごみ総排出量 (t/年)) ÷ (総人口 (人)) ÷ 365 (日) × 10⁶ (g/t)
- 資源化率 : (資源化量 (t/年)) ÷ (ごみ総排出量 (t/年))
- 最終処分量 : (直接最終処分量 (t/年)) + (中間処理後最終処分量 (t/年))
- ごみ排出量目標値 : 令和7年度(国)平成24年度比で12%減とする。 → 5,509t/年
- 1人1日当たりに排出するごみの量目標値 : 令和7年度(国)850g/人・日
: 令和7年度(県)810g/人・日
- 資源化率目標値 : 令和7年度(国)において28.0%とする。 → 28%
: 令和7年度(県)において24.0%とする → 24%
- 最終処分量目標値 : 令和7年度(国)平成24年度比で14%減とする。 → 828t/年

②家庭系ごみ

家庭系ごみにおける各指標値と目標値との比較を図表 2.4.26 に示します。

家庭系ごみにおける目標値は、平成24年度の家庭系ごみ量（資源ごみ量・集団回収量を除く）をもとにしたものが示され、目標年次は令和7年度となっています。

図表 2.4.26 に示すように、集団回収と資源ごみを除いた1人1日当たり家庭から排出するごみ量は、令和7年度：447g/人・日（目標値 440g/人・日）となり、国の目標値をわずかに上回ると予測されています。

図表 2.4.26 本町の家庭系ごみ排出量予測及び目標値との比較

年度	総人口 (人)	計画収集人口 (人)	自家処理人口 (人)	家庭系ごみ									
				排出量 (t/年)	資源ごみ量 (t/年)	集団回収量 (t/年)	集団回収を除く排出量 (t/年)	集団回収・資源ごみを除く排出量 (t/年)	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	1人1日当たり資源ごみ量 (g/人・日)	1人1日当たり家庭から排出するごみ量 (g/人・日)	国/県目標値 (g/人・日)	
基準	平成24年度	25,222	25,222	0	5,170	1,051	226	4,944	4,667	537	114	507	
予測	令和3年度	23,606	23,606	0	4,971	1,006	168	4,804	3,797	558	117	441	
	令和4年度	23,825	23,825	0	5,034	1,019	168	4,867	3,847	560	117	442	
	令和5年度	23,508	23,508	0	5,001	1,012	168	4,834	3,821	562	118	444	
	令和6年度	23,367	23,367	0	4,977	1,007	168	4,810	3,802	564	118	446	
	令和7年度	23,229	23,229	0	4,967	1,005	168	4,799	3,794	566	119	447	440
	令和8年度	23,092	23,092	0	4,957	1,003	168	4,789	3,786	568	119	449	
	令和9年度	22,959	22,959	0	4,960	1,003	168	4,792	3,788	570	119	451	
	令和10年度	22,827	22,827	0	4,937	999	168	4,770	3,770	572	120	453	
	令和11年度	22,698	22,698	0	4,928	997	168	4,760	3,763	575	120	454	
	令和12年度	22,571	22,571	0	4,919	995	168	4,751	3,756	577	121	456	
	令和13年度	22,447	22,447	0	4,923	996	168	4,756	3,759	579	121	458	
	令和14年度	22,325	22,325	0	4,902	991	168	4,734	3,743	581	122	459	
	令和15年度	22,205	22,205	0	4,894	990	168	4,726	3,736	583	122	461	
	令和16年度	22,087	22,087	0	4,886	988	168	4,718	3,730	585	123	463	
	令和17年度	21,972	21,972	0	4,891	989	168	4,724	3,734	587	123	464	
	令和18年度	21,860	21,860	0	4,871	985	168	4,704	3,718	590	123	466	
	令和19年度	21,749	21,749	0	4,864	983	168	4,697	3,713	592	124	468	
令和20年度	21,641	21,641	0	4,858	982	168	4,690	3,708	594	124	469		

※各項目については、以下のとおり算出した。

- 1人1日当たり排出量 : (＝家庭系ごみ原単位 (g/人・日) (集団回収量を除く。))
 = (集団回収を除く排出量 (t/年)) ÷ (総人口 (人)) ÷ 365 (日) × 10⁶ (g/t)
- 1人1日当たり資源ごみ量 : (資源ごみ量 (t/年)) ÷ (計画収集人口 (人)) ÷ 365 (日) × 10⁶ (g/t)
- 1人1日当たり家庭から排出するごみ量 : (集団回収・資源ごみを除く排出量 (t/年))
 ÷ (総人口 (人)) ÷ 365 (日) × 10⁶ (g/t)
- 1人1日当たり家庭から排出するごみ量目標値 : 令和7年度 (国) 440g/人・日
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量目標値 : 令和2年度 (国) 500g/人・日

③事業系ごみ

事業系ごみの予測量を図表 2.4.27 に示します。事業系ごみにおける目標値は、現在明確な数値目標として示されたものはありません。従って、事業系ごみについては、国、県の目標値との比較は行わないこととします。

図表 2.4.27 本町の事業系ごみ排出量及び目標値との比較

年度	事業系ごみ				
	排出量 (t/年)	国/県目標値 (t/年)	年度	排出量 (t/年)	国/県目標値 (t/年)
基準	平成24年度	1,090	—	—	—
予測	令和3年度	1,102	令和12年度	1,102	
	令和4年度	1,102	令和13年度	1,102	
	令和5年度	1,102	令和14年度	1,102	
	令和6年度	1,102	令和15年度	1,102	
	令和7年度	1,102	令和16年度	1,102	
	令和8年度	1,102	令和17年度	1,102	
	令和9年度	1,102	令和18年度	1,102	
	令和10年度	1,102	令和19年度	1,102	
	令和11年度	1,102	令和20年度	1,102	

4) ごみ量の削減

本町のごみ量については、全体ごみ、家庭系ごみ、事業系ごみについて、国及び県が設定した削減目標値を達成しないと予測されています。

本計画で掲げる削減目標は、令和 2 年度までの本町のごみ処理実績を踏まえた、以下のとおりとします。本ごみ処理基本計画においては、ごみ減量化目標値として、国及び香川県による減量化目標に準じた目標を掲げ、数値目標として施策を行うこととします。

ごみ排出量削減目標 (令和 11 年度)

○家庭系ごみ量削減目標：

家庭系ごみの排出量について、平成 24 年度に対し、令和 11 年度において、15%削減する。

食品ロス削減のため、住民意識調査、または、ごみ質組成調査を実施する。

○事業系ごみ排出量削減目標：

事業系ごみの排出量を令和 11 年度において、平成 24 年度に対し 12%削減する。

家庭系ごみの削減目標値は、家庭系ごみの排出量削減を設定しました。令和 11 年度まで 1 人 1 日当たり約 15g の削減を行う削減量です。これは、町の取組や、排出者である住民の努力により実現可能であると考えられます。また、令和 11 年度に目標を達成した後、再び増加に転じることがないように、令和 11 年度以降は、排出量を維持する必要があります。ただし、資源ごみ、集団回収量については、削減目標設定前の予測値を採用することとし、資源化物以外のごみ量を削減し、資源回収は予測どおり行うことで、資源化率の向上を図る目標とします。

一方、事業系ごみの削減目標は、排出量実績が変動しており、かつ近年の都市再開発や大型商業施設の出店など都市化が進んでいる側面を考慮し、過去 10 年間の平均排出量を基準とし、令和 11 年度までに事業系ごみの排出量を 12%削減することを目標としました。これは、令和 11 年度まで毎年 1 日当たりの排出量を約 52 kg削減していくと達成する削減量となります。平成 28 年度水準の事業所数 940 事業所であれば、1 事業所 1 日当たり 55g の削減量に相当します。

なお、事業系ごみについても、資源ごみ量は削減対象とせず、可燃ごみ、破碎ごみの資源化物以外のごみ量を削減することを目標とします。

削減目標を考慮した家庭系ごみ及び事業系ごみ量の排出量について図表 2.4.28 に示します。

図表 2.4.28 本町の家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の排出量

年度	総人口 (人)	計画収集人口 (人)	自家処理人口 (人)	家庭系ごみ									事業系ごみ
				排出量 (t/年)	資源ごみ量 (t/年)	集団回収量 (t/年)	集団回収を除く排出量 (t/年)	集団回収・資源ごみを除く排出量 (t/年)	1人1日当たり家庭から排出するごみ量 (g/人・日)	1人1日当たり資源ごみ量 (g/人・日)	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	排出量 (t/年)	
基準	平成24年度	25,222	25,222	0	5,170	1,051	226	4,944	3,667	398	114	537	1,090
予測	令和3年度	23,606	23,606	0	4,885	1,017	168	4,718	3,533	410	118	548	1,102
	令和4年度	23,825	23,825	0	4,860	1,030	168	4,693	3,495	402	118	540	1,080
	令和5年度	23,508	23,508	0	4,743	1,023	168	4,575	3,384	393	119	532	1,058
	令和6年度	23,367	23,367	0	4,636	1,018	168	4,469	3,282	385	119	524	1,036
	令和7年度	23,229	23,229	0	4,543	1,016	168	4,375	3,192	376	120	516	1,014
	令和8年度	23,092	23,092	0	4,451	1,014	168	4,283	3,102	368	120	508	1,003
	令和9年度	22,959	22,959	0	4,372	1,015	168	4,204	3,022	360	121	500	992
	令和10年度	22,827	22,827	0	4,354	1,010	168	4,186	3,009	361	121	502	981
	令和11年度	22,698	22,698	0	4,348	1,008	168	4,180	3,005	363	122	505	970
	令和12年度	22,571	22,571	0	4,342	1,006	168	4,175	3,001	364	122	507	970
	令和13年度	22,447	22,447	0	4,348	1,007	168	4,181	3,006	366	123	509	970
	令和14年度	22,325	22,325	0	4,331	1,002	168	4,164	2,994	367	123	511	970
	令和15年度	22,205	22,205	0	4,326	1,001	168	4,159	2,990	369	123	513	970
	令和16年度	22,087	22,087	0	4,321	999	168	4,154	2,987	371	124	515	970
	令和17年度	21,972	21,972	0	4,328	1,000	168	4,161	2,993	372	124	517	970
	令和18年度	21,860	21,860	0	4,313	996	168	4,145	2,981	374	125	520	970
	令和19年度	21,749	21,749	0	4,309	995	168	4,141	2,979	375	125	522	970
令和20年度	21,641	21,641	0	4,305	993	168	4,138	2,976	377	126	524	970	

※ 自家処理量を除く。

※ 1人1日当たり家庭から排出するごみ量： $(\text{集団回収} \cdot \text{資源ごみを除く排出量 (t/年)}) \div (\text{総人口 (人)}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6 (\text{g/t})$

※ 1人1日当たり排出量： $(=\text{家庭系ごみ原単位 (g/人・日) (集団回収量を除く。)}) = (\text{集団回収を除く排出量 (t/年)}) \div (\text{計画収集人口 (人)}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6 (\text{g/t})$

5) ごみ量削減目標達成時の将来推計

①家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位

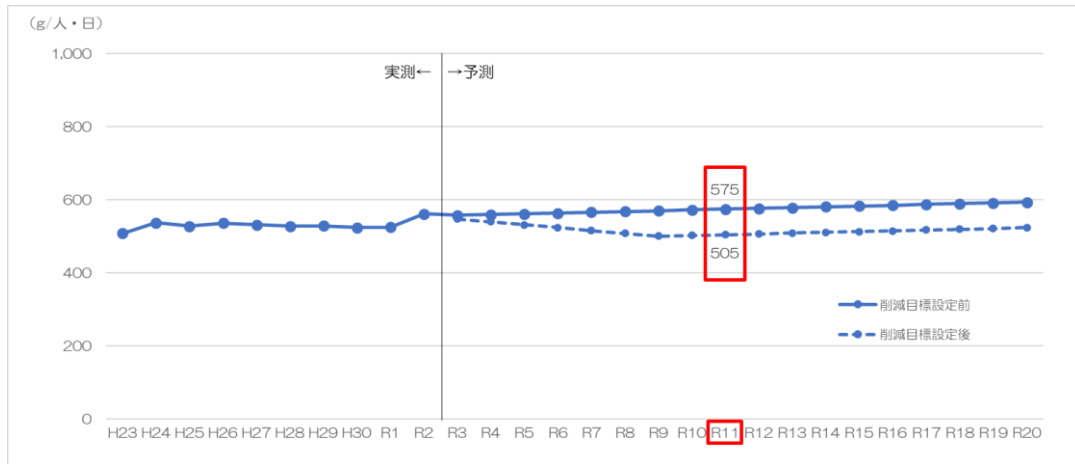
削減目標を加味した家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位について、図表 2.4.29～図表 2.4.31 に示します。

家庭系ごみの原単位は、令和5年度以降目標に従って削減を行う場合、毎年1人1日あたり約15g/人を削減することとなります。令和11年度における家庭系ごみの原単位は、排出量の削減がない場合の575g/人・日より505g/人・日となり、約13%の削減となります。本町のごみ量については、全体ごみ、家庭系ごみ、事業系ごみについて、国及び県が設定した削減目標値を達成するものとなります。

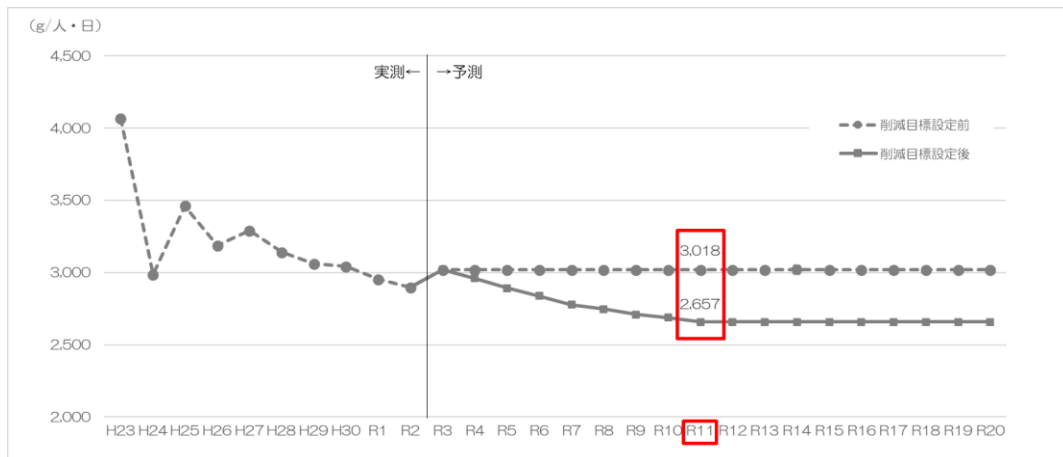
図表 2.4.29 本町の家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位予測
(削減目標達成時 令和3年度～令和20年度)

年度	原単位			
	家庭系ごみ (g/人・日)		事業系ごみ (kg/日)	
	削減目標なし	削減目標達成時	削減目標なし	削減目標達成時
令和3年度	558	548	3,018	3,020
令和4年度	560	540	3,018	2,959
令和5年度	562	532	3,018	2,891
令和6年度	564	524	3,018	2,839
令和7年度	566	516	3,018	2,778
令和8年度	568	508	3,018	2,748
令和9年度	570	500	3,018	2,710
令和10年度	572	502	3,018	2,688
令和11年度	575	505	3,018	2,657
令和12年度	577	507	3,018	2,657
令和13年度	579	509	3,018	2,657
令和14年度	581	511	3,018	2,657
令和15年度	583	513	3,018	2,657
令和16年度	585	515	3,018	2,657
令和17年度	587	517	3,018	2,657
令和18年度	590	520	3,018	2,657
令和19年度	592	522	3,018	2,657
令和20年度	594	524	3,018	2,657

図表 2.4.30 本町の家庭系ごみ原単位予測 (削減目標達成時 令和3年度～令和20年度)



図表 2.4.31 本町の事業系ごみ原単位予測 (削減目標達成時 令和3年度～令和20年度)



②発生ごみ量

削減目標を加味した原単位予測より算出した発生ごみ量を図表 2.4.32 及び図表 2.4.33 に示します。

発生ごみ量は、収集ごみ及び自家処理に区分し、収集ごみは家庭系ごみ、事業系ごみの収集原単位予測よりそれぞれ算出したものです。

計画目標年次におけるごみ量は、本計画に示す削減量が達成される場合、当初予測時の発生ごみ量は、6,030t/年（p57 図表 2.4.11 参照）より 5,318t/年になります。

図表 2.4.32 本町の発生ごみ量予測（削減目標達成時 令和 3 年度～令和 20 年度）単位：t/年

年度	発生ごみ量	計画収集量		自家処理量	集団回収量		
		家庭系ごみ量	事業系ごみ量				
実績	平成23年度	6,441	6,169	4,719	1,484	0	238
	平成24年度	6,260	5,847	4,944	1,090	0	226
	平成25年度	6,294	6,010	4,822	1,263	0	209
	平成26年度	6,229	6,027	4,864	1,163	0	202
	平成27年度	6,202	6,020	4,816	1,204	0	182
	平成28年度	6,041	5,882	4,736	1,146	0	159
	平成29年度	6,000	5,842	4,725	1,117	0	158
	平成30年度	5,896	5,755	4,645	1,110	0	141
	令和元年度	5,828	5,708	4,627	1,081	0	120
	令和2年度	5,984	5,944	4,887	1,057	0	40
予測	令和3年度	5,988	5,820	4,718	1,102	0	168
	令和4年度	5,941	5,774	4,693	1,080	0	168
	令和5年度	5,802	5,635	4,575	1,058	0	168
	令和6年度	5,673	5,506	4,469	1,036	0	168
	令和7年度	5,558	5,391	4,375	1,014	0	168
	令和8年度	5,455	5,287	4,283	1,003	0	168
	令和9年度	5,364	5,197	4,204	992	0	168
	令和10年度	5,336	5,169	4,186	981	0	168
	令和11年度	5,319	5,151	4,180	970	0	168
	令和12年度	5,313	5,146	4,175	970	0	168
	令和13年度	5,320	5,152	4,181	970	0	168
	令和14年度	5,302	5,135	4,164	970	0	168
	令和15年度	5,297	5,130	4,159	970	0	168
	令和16年度	5,292	5,125	4,154	970	0	168
	令和17年度	5,300	5,132	4,161	970	0	168
	令和18年度	5,284	5,117	4,145	970	0	168
	令和19年度	5,280	5,113	4,141	970	0	168
	令和20年度	5,276	5,108	4,138	970	0	168

※各予測値は以下のように算出した。

○発生ごみ量：家庭系＋事業系ごみ量（計画処理量＋自家処理量＋集団回収量）

○計画処理量：家庭系＋事業系ごみ計画処理量（t/年）

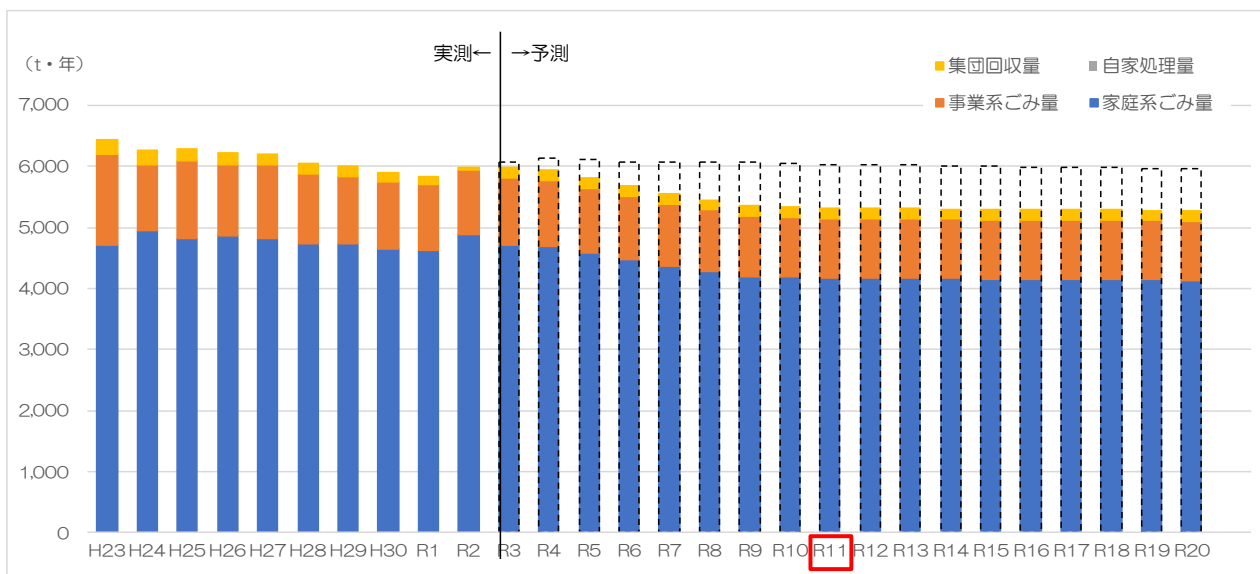
○計画処理量のうち家庭系ごみ量：計画収集人口（人）×家庭系ごみ原単位（g/人・日 p70 図表 2.4.29）
（集団回収量を除く。） ×365（日）

○計画処理量のうち事業系ごみ量：事業系ごみ原単位（kg/日 p70 図表 2.4.29）×365（日）

○自家処理量：自家処理人口（人）×家庭系ごみ原単位（g/人・日）×365（日）

○集団回収量：過去 5 年間実績平均値を用いて 168t/年とした。

図表 2.4.33 本町の発生ごみ量予測（削減目標達成時 令和 3 年度～令和 20 年度）



③搬入形態別計画処理量

削減目標を加味した搬入形態別計画処理量について、図表 2.4.34 及び図表 2.4.35 に示します。

家庭系ごみ+事業系ごみの削減は、集団回収量、資源化物を除いたものとし、収集ごみ、直接搬入ごみについても同様に削減することとしています。従って、削減対象は、収集ごみのうち可燃ごみ、破碎ごみ、その他、粗大ごみ、直接搬入ごみとしました。また、資源化対象となる資源ごみについては、削減計画なしの場合と同じとしています。

この結果、計画目標年次である令和 11 年度において、当初予測（p58 図表 2.4.13 参照）と削減目標達成時の各ごみ量を比べると、可燃ごみが 4,129t/年より 3,529t/年、破碎ごみが 502t/年より 415t/年、その他が 9t/年より 7t/年、粗大ごみが 215t/年より 182t/年となります。収集量は 5,760t/年より 663t/年削減され 5,097t/年となり、直接搬入量が 103t/年より 84t/年となります。

図表 2.4.35 搬入形態別計画処理量予測（削減目標達成時 令和3年度～令和20年度）単位：t/年

年度	搬入ごみ量	計画収集量	計画収集量					直接搬入量	集団回収量	
			可燃ごみ	破碎ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ			
実績	平成23年度	6,441	6,169	4,365	543	1,049	15	197	34	238
	平成24年度	6,260	5,847	4,052	512	1,051	8	224	187	226
	平成25年度	6,294	6,010	4,191	508	1,093	8	210	75	209
	平成26年度	6,229	6,027	4,244	496	1,073	9	205	74	202
	平成27年度	6,202	6,020	4,277	503	1,023	8	209	105	182
	平成28年度	6,041	5,882	4,178	511	985	8	200	123	159
	平成29年度	6,000	5,842	4,161	513	953	6	209	108	158
	平成30年度	5,896	5,755	4,151	468	915	7	214	54	141
	令和元年度	5,828	5,708	4,074	505	885	8	236	112	120
	令和2年度	5,984	5,944	4,180	553	928	9	274	111	40
予測	令和3年度	5,988	5,820	4,087	484	1,028	8	213	94	168
	令和4年度	5,941	5,774	4,035	479	1,042	8	210	94	168
	令和5年度	5,802	5,635	3,924	465	1,034	8	204	92	168
	令和6年度	5,673	5,506	3,820	452	1,028	8	198	89	168
	令和7年度	5,558	5,391	3,724	440	1,026	8	193	88	168
	令和8年度	5,455	5,287	3,640	428	1,024	7	188	86	168
	令和9年度	5,364	5,197	3,565	418	1,024	7	183	84	168
	令和10年度	5,336	5,169	3,544	416	1,020	7	182	84	168
	令和11年度	5,319	5,151	3,529	415	1,018	7	182	84	168
	令和12年度	5,313	5,146	3,526	415	1,016	7	182	83	168
	令和13年度	5,320	5,152	3,531	415	1,017	7	182	84	168
	令和14年度	5,302	5,135	3,520	414	1,013	7	181	83	168
	令和15年度	5,297	5,130	3,518	413	1,011	7	181	83	168
	令和16年度	5,292	5,125	3,515	413	1,009	7	181	83	168
	令和17年度	5,300	5,132	3,520	414	1,009	7	182	83	168
	令和18年度	5,284	5,117	3,511	412	1,006	7	181	83	168
	令和19年度	5,280	5,113	3,509	412	1,004	7	181	83	168
	令和20年度	5,276	5,108	3,506	411	1,003	7	181	83	168

※搬入形態別計画処理量については、以下のとおりとした（詳細は参考資料1参照。）。

○収集量：計画処理量－直接搬入量（集団回収量を除く。）

表中の収集量の内訳は、それぞれ以下により算出したものである。

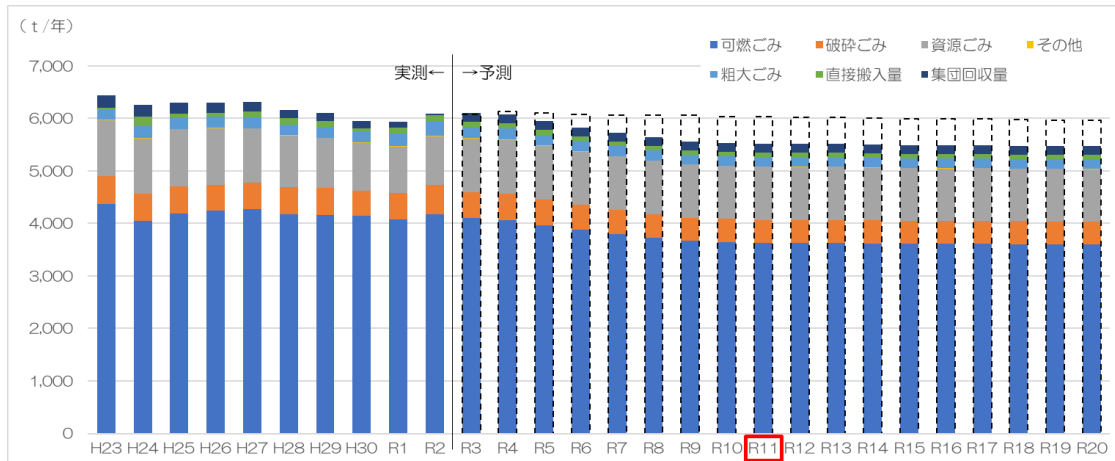
資源ごみは、削減対象としないため、p61 図表 2.4.17 に示す削減目標設定前の予測値を用いた。

- ・可燃ごみ：家庭系可燃ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の81.05%）
＋事業系可燃ごみ（資源ごみを除く事業系ごみ量の98%）
- ・破碎ごみ：家庭系破碎ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の13.06%）
＋事業系破碎ごみ（資源ごみを除く事業系ごみ量の1%）
- ・資源ごみ：p61 図表 2.4.17 に示す資源ごみ量に同じ。
- ・その他：家庭系その他ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の0.22%）
- ・粗大ごみ：家庭系粗大ごみ（資源ごみを除く家庭系ごみ量の5.73%）

○直接搬入量：家庭系ごみ量の2%（過去10年間の平均比率）とした。

○集団回収量：過去5年間実績平均値を用いて168t/年とした。

図表 2.4.35 搬入形態別計画処理量予測（削減目標達成時 令和3年度～令和20年度）



④処理形態別計画処理量

削減目標を加味した処理形態別の計画処理量を図表 2.4.36 及び図表 2.4.37 に示します。家庭系ごみ+事業系ごみを削減した結果、直接資源化量以外の焼却処理量、焼却以外の中間処理量が減少します。

計画目標年次である令和 11 年度において、当初予測（p60 図表 2.4.15 参照）と削減目標達成時の処理量を比べると、直接焼却処理量は 4,129t/年より 3,529t/年に、焼却以外の中間処理量は 633t/年より 622t/年となります。また、直接最終処分量は削減目標設定前と同様 0 t/年と設定しています。

図表 2.4.36 処理形態別計画処理量予測（削減目標達成時 令和 3 年度～令和 20 年度）

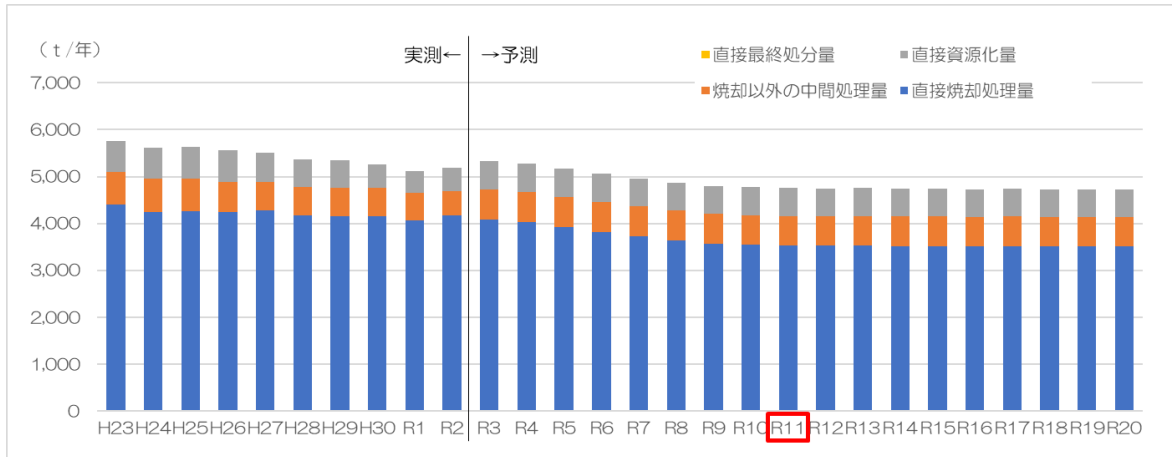
単位：t/年

年度	計画処理量	直接焼却処理量	焼却以外の 中間処理量	直接資源化量	直接最終処分量	
実績	平成23年度	6,441	4,399	701	656	0
	平成24年度	6,260	4,239	720	651	0
	平成25年度	6,294	4,266	694	681	0
	平成26年度	6,229	4,244	649	671	0
	平成27年度	6,202	4,277	615	622	0
	平成28年度	6,041	4,178	602	578	0
	平成29年度	6,000	4,161	605	576	0
	平成30年度	5,896	4,151	606	501	0
	令和元年度	5,828	4,074	572	474	0
	令和2年度	5,984	4,180	507	504	0
予測	令和3年度	5,988	4,087	635	598	0
	令和4年度	5,941	4,035	640	606	0
	令和5年度	5,802	3,924	635	602	0
	令和6年度	5,673	3,820	631	599	0
	令和7年度	5,558	3,724	629	597	0
	令和8年度	5,455	3,640	626	596	0
	令和9年度	5,364	3,565	625	597	0
	令和10年度	5,336	3,544	623	594	0
	令和11年度	5,319	3,529	622	593	0
	令和12年度	5,313	3,526	621	591	0
	令和13年度	5,320	3,531	622	592	0
	令和14年度	5,302	3,520	620	589	0
	令和15年度	5,297	3,518	619	588	0
	令和16年度	5,292	3,515	618	587	0
	令和17年度	5,300	3,520	619	588	0
	令和18年度	5,284	3,511	617	586	0
	令和19年度	5,280	3,509	616	585	0
	令和20年度	5,276	3,506	616	584	0

※ 処理形態別計画処理量予測については、以下のとおりとした（詳細は参考資料 1 参照）。

- 直接焼却処理量 : 可燃ごみ（家庭系+事業系）
- 焼却以外の中間処理量 : 中間処理後資源化量+集団回収量
- 直接資源化量 : 資源ごみのうち紙類（53.4%）、金属類（9.5%）とした
（ ）は過去 10 年間における資源ごみ量（家庭系+事業系）に対する比率。
- 直接最終処分量 : 過去の実績より計上しないこととした。

図表 2.4.37 処理形態別計画処理量予測（削減目標達成時 令和3年度～令和20年度）



⑤資源化量

家庭系ごみ及び事業系ごみの削減目標を加味した資源化量の予測を図表 2.4.38 及び図表 2.4.39 に示します。

資源化量については、資源ごみ及び集団回収は削減対象より除外していますが、破碎ごみ及び粗大ごみは削減対象としているため、破碎・資源化处理による資源化量（金属類）は当初予測より若干減少します。

計画目標年次における資源化物量は 1,212t/年（当初予測 1,225t/年 p61 図表 2.4.17 参照）となります。一方、資源化率は当初予測の 20.0%より 22.8%に上昇します。これは、資源化物以外のごみを削減することにより、排出ごみ量が減少するため、相対的な資源化物量が多くなるためです。

図表 2.4.38 資源化量予測（削減目標達成時 令和3年度～令和20年度） 単位：t/年

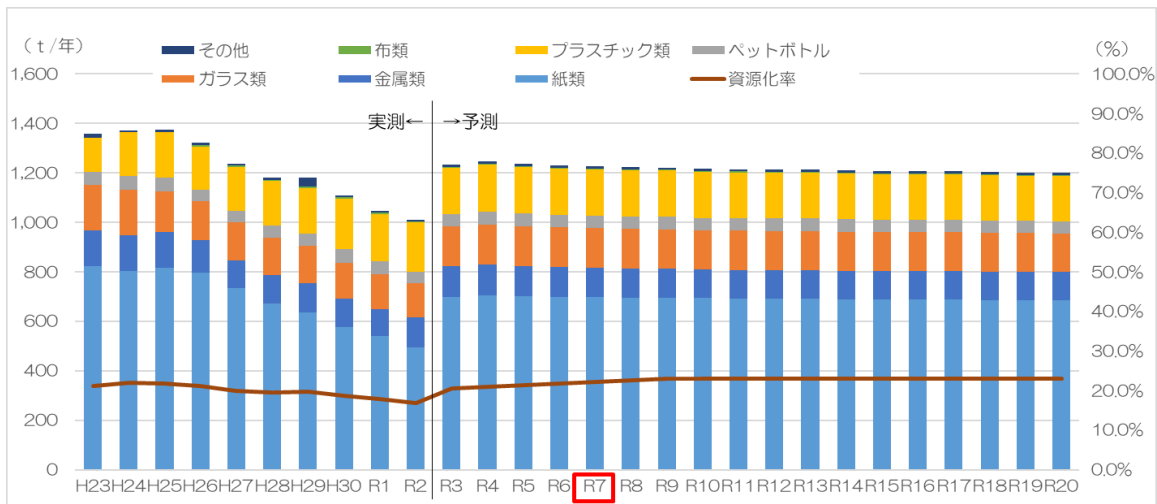
年度	資源化量	資源化物の種類							資源化率	
		紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布類	その他		
実績	平成23年度	1,357	821	147	183	51	140	0	15	21.1%
	平成24年度	1,371	802	145	185	56	175	0	8	21.9%
	平成25年度	1,375	816	143	164	58	184	0	10	21.8%
	平成26年度	1,320	795	131	160	45	174	6	9	21.2%
	平成27年度	1,237	734	113	154	45	176	7	8	19.9%
	平成28年度	1,180	670	116	152	48	180	6	8	19.5%
	平成29年度	1,181	635	120	150	48	186	4	38	19.7%
	平成30年度	1,107	578	113	145	55	205	4	7	18.8%
	令和元年度	1,046	539	111	141	50	193	4	8	17.9%
	令和2年度	1,011	493	124	136	48	198	3	9	16.9%
予測	令和3年度	1,232	697	125	160	51	187	3	9	20.6%
	令和4年度	1,245	704	125	162	52	190	3	9	21.0%
	令和5年度	1,235	700	123	161	51	188	3	9	21.3%
	令和6年度	1,229	698	121	160	51	187	3	9	21.7%
	令和7年度	1,226	697	119	160	51	187	3	9	22.1%
	令和8年度	1,221	695	117	159	51	187	3	9	22.4%
	令和9年度	1,221	696	116	159	51	187	3	9	22.8%
	令和10年度	1,215	693	115	159	50	186	3	9	22.8%
	令和11年度	1,212	692	115	158	50	185	3	9	22.8%
	令和12年度	1,068	691	115	15	50	185	3	9	20.1%
	令和13年度	1,212	692	115	158	50	185	3	9	22.8%
	令和14年度	1,208	689	115	158	50	184	3	9	22.8%
	令和15年度	1,206	688	115	157	50	184	3	9	22.8%
	令和16年度	1,204	687	114	157	50	184	3	9	22.8%
	令和17年度	1,206	688	115	157	50	184	3	9	22.8%
	令和18年度	1,202	686	114	157	50	183	3	9	22.7%
	令和19年度	1,200	685	114	156	50	183	3	9	22.7%
	令和20年度	1,199	684	114	156	50	183	3	9	22.7%

項目	採用値
紙類	直接資源化+集団回収（下表①+⑧）
金属類	直接資源化+中間処理後資源化+集団回収（下表②+③+⑨）
ガラス類	中間処理後資源化+集団回収（下表④+⑩）
ペットボトル	中間処理後資源化（下表⑤）
プラスチック類	中間処理後資源化（下表⑥）
布類	集団回収量（下表⑪）
その他	中間処理後資源化（下表⑦）

※ その他は、電池、蛍光灯等

区分	項目	採用値
直接資源化量	① 紙類	資源ごみ量の53.4%（過去10年間平均内訳比率）
	② 金属類	資源ごみ量の5.4%（過去10年間平均内訳比率）
中間処理後資源化量	③ 金属類	破碎ごみ+資源ごみ+粗大ごみの合計量の9.5%（過去10年間平均内訳比率）
	④ ガラス類	資源ごみ量の15%（過去10年間平均内訳比率）
	⑤ ペットボトル	資源ごみ量の5%（過去10年間平均内訳比率）
	⑥ プラスチック類	資源ごみ量の18.4%（過去10年間平均内訳比率）
	⑦ その他***	資源ごみ量の0.9%（過去10年間平均内訳比率）
集団回収量	⑧ 紙類	過去10年間平均値
	⑨ 金属類	過去10年間平均値
	⑩ ガラス類	過去10年間平均値
	⑪ 布類	過去10年間平均値

図表 2.4.39 資源化量予測（削減目標達成時 令和3年度～令和20年度）



⑥最終処分量

削減目標を加味した最終処分量を図表 2.4.40 及び図表 2.4.41 に示します。

排出ごみ量を削減すると、直接資源化量以外の焼却処理量、焼却以外の中間処理量が減少し、これらに伴う焼却残渣量、中間処理残渣量が減少します。

計画目標年次である令和11年度において、当初予測（p63 図表 2.4.19 参照）と削減目標達成時の最終処分量を比べると、焼却残渣量は 649t/年より 554t/年に、中間処理残渣量は 269t/年より 232t/年となります。

図表 2.4.40 最終処分量予測（削減目標達成時 令和3年度～令和20年度） 単位：t/年

参考：焼却処理量及び焼却残渣量

年度	最終処分量	直接 最終処分量	焼却 残渣量	中間処理 残渣量	参考：焼却処理量及び焼却残渣量				
					焼却処理量	直接 焼却量	中間処理後 焼却量	焼却 残渣量	
実績	平成23年度	981	0	721	260	4,824	4,399	425	721
	平成24年度	963	0	692	271	4,618	4,239	379	692
	平成25年度	923	0	680	243	4,676	4,266	410	680
	平成26年度	910	0	665	265	4,718	4,244	474	665
	平成27年度	942	0	678	264	4,806	4,277	529	678
	平成28年度	943	0	663	280	4,704	4,178	526	663
	平成29年度	908	0	628	280	4,647	4,161	486	628
	平成30年度	844	0	600	244	4,599	4,151	448	600
	令和元年度	934	0	636	298	4,596	4,074	522	636
	令和2年度	932	0	615	317	4,767	4,180	587	615
予測	令和3年度	908	0	642	266	4,583	4,087	496	642
	令和4年度	898	0	634	264	4,526	4,035	491	634
	令和5年度	873	0	616	257	4,400	3,924	476	616
	令和6年度	850	0	600	250	4,283	3,820	463	600
	令和7年度	829	0	585	244	4,175	3,724	451	585
	令和8年度	810	0	571	239	4,080	3,640	439	571
	令和9年度	793	0	559	234	3,994	3,565	429	559
	令和10年度	789	0	556	233	3,971	3,544	427	556
	令和11年度	786	0	554	232	3,956	3,529	427	554
	令和12年度	785	0	553	232	3,952	3,526	426	553
	令和13年度	786	0	554	232	3,957	3,531	427	554
	令和14年度	784	0	552	231	3,945	3,520	425	552
	令和15年度	783	0	552	231	3,942	3,518	425	552
	令和16年度	782	0	551	231	3,939	3,515	424	551
	令和17年度	784	0	552	231	3,945	3,520	425	552
	令和18年度	781	0	551	230	3,934	3,511	424	551
	令和19年度	781	0	550	230	3,932	3,509	423	550
	令和20年度	780	0	550	230	3,929	3,506	423	550

※ 中間処理残渣量は、高松市西部クリーンセンターにおける破碎・資源化処理後の不燃残渣（破碎・資源化後の生成物量の綾川町相当分）、民間委託資源化処理後の不燃残渣、行政機関排出物（高松市受入不可のもの）及び不法投棄回収物等とする。）

※ 最終処分量については、以下のとおりとした（詳細は参考資料1参照。）。

○直接最終処分量：過去の実績より計上しないこととした。

○焼却残渣量：焼却処理量（直接焼却＋中間処理後焼却 右表参照）の14%（過去10年間における内訳比率）

○中間処理残渣量：破碎・資源化残渣、民間委託資源化処理残渣、行政機関排出物の合計

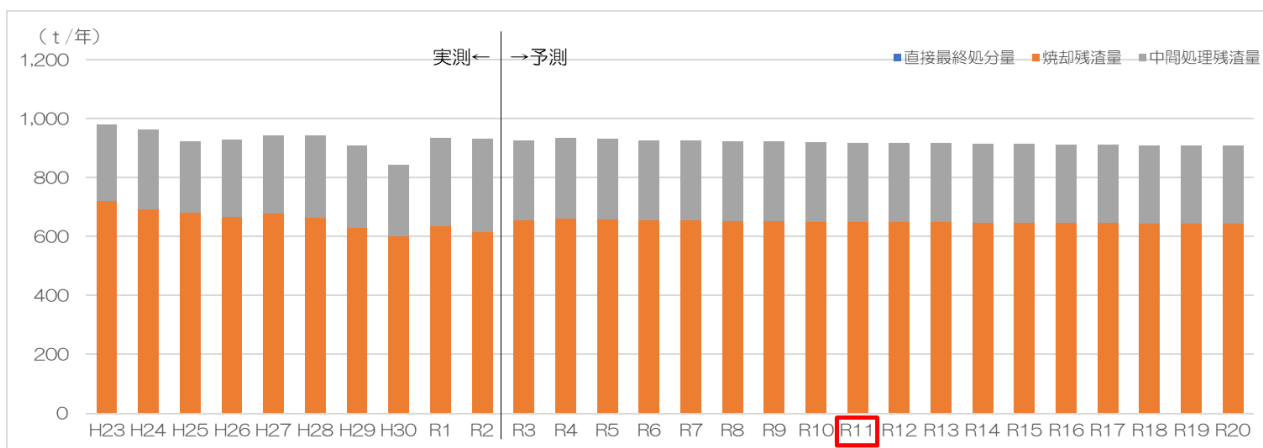
・破碎・資源化残渣：破碎・資源化処理量（破碎ごみ＋粗大ごみ）の31.2%（過去10年間における内訳比率）

・民間委託資源化処理残渣：資源ごみ＋その他の合計量（直接資源化を除く）の6.9%

（過去10年間における内訳比率）

・行政機関排出物：破碎ごみ量の3.2%（過去10年間における内訳比率）

図表 2.4.41 最終処分量予測（削減目標達成時 令和 3 年度～令和 20 年度） 単位：t/年



6) 削減目標達成後のごみ量まとめ

削減目標を加味した場合の全体ごみ、家庭系ごみ、事業系ごみの減量化目標値との比較を以下に示します。

①全体ごみ

全体ごみにおけるごみ排出量、資源化量、最終処分量をまとめたものを図表 2.4.42 に示します。

家庭系ごみ及び事業系ごみの削減目標を達成した場合、全体ごみ量は、令和 11 年度において、当初予測 6,030/年 (p66 図表 2.4.25 参照) より 5,319t/年に、1 人 1 日 当たりごみ排出量は、当初予測 728g/人・日 (p66 図表 2.4.25 参照) より 642g/人・日に減少します。

一方、資源化量は当初予測 1,225t/年 (p61 図表 2.4.10 参照) より変更なく、資源化率は当初予測 20.3% (p61 図表 2.4.10 参照) より 23.0%に上昇します。また、最終処分量は、当初予測 919t/年 (p63 図表 2.4.19 参照) より 786t/年に減少となります。

図表 2.4.42 本町の全体ごみ排出量、資源化量及び最終処分量（削減目標達成時）

年度	総人口 (人)	計画収集人口 (人)	自家処理人口 (人)	全 体					
				ごみ総排出量 (t/年)	1人1日 当たり ごみ 排出量 (g/人・日)	資源化量 (t/年)	資源化率 (%)	最終 処分量 (t/年)	
基準 平成24年度	25,222	25,222	0	6,260	680	1,371	21.9%	963	
予測	令和3年度	23,606	23,606	0	5,988	695	1,235	20.6%	908
	令和4年度	23,825	23,825	0	5,941	683	1,248	21.0%	898
	令和5年度	23,508	23,508	0	5,802	674	1,241	21.4%	873
	令和6年度	23,367	23,367	0	5,673	665	1,236	21.8%	850
	令和7年度	23,229	23,229	0	5,558	655	1,233	22.2%	829
	令和8年度	23,092	23,092	0	5,455	647	1,231	22.6%	810
	令和9年度	22,959	22,959	0	5,364	638	1,232	23.0%	793
	令和10年度	22,827	22,827	0	5,336	640	1,227	23.0%	789
	令和11年度	22,698	22,698	0	5,319	642	1,225	23.0%	786
	令和12年度	22,571	22,571	0	5,313	645	1,223	23.0%	785
	令和13年度	22,447	22,447	0	5,320	648	1,224	23.0%	786
	令和14年度	22,325	22,325	0	5,302	651	1,219	23.0%	784
	令和15年度	22,205	22,205	0	5,297	654	1,217	23.0%	783
	令和16年度	22,087	22,087	0	5,292	656	1,215	23.0%	782
	令和17年度	21,972	21,972	0	5,300	659	1,217	23.0%	784
	令和18年度	21,860	21,860	0	5,284	662	1,212	22.9%	781
	令和19年度	21,749	21,749	0	5,280	665	1,211	22.9%	781
令和20年度	21,641	21,641	0	5,276	668	1,209	22.9%	780	

※各項目については、以下のとおり算出した。

- ごみ総排出量 : 収集量+直接搬入量+集団回収量
- 1人1日当たりごみ排出量 : (ごみ総排出量 (t/年)) ÷ (総人口 (人)) ÷ 365 (日) × 10⁶ (g/t)
- 資源化率 : (資源化量 (t/年)) ÷ (ごみ排出量 (t/年))
- 最終処分量 : 直接最終処分量 (t/年) + (焼却残渣量 (t/年)) + (中間処理残渣量 (t/年))

②家庭系及び事業系ごみ

家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量と目標値との比較を図表 2.4.43 に示します。

家庭系ごみは、令和 11 年度におけるごみ総排出量について、平成 24 年度比で 12% の削減を、事業系ごみは、令和 11 年度における事業系ごみ排出量について、平成 24 年度比で 12% の削減を目標値として設定した。

なお、令和 11 年度以降は、各指標について、国、県から提示される新たな指標に準じて維持することとします。

図表 2.4.43 家庭系ごみ及び事業系ごみの目標値

年度	総人口 (人)	計画収集人口 (人)	自家処理人口 (人)	家庭系ごみ			事業系ごみ	
				排出量 (t/年)	集団回収・資源ごみを除く排出量 (t/年)	1人1日当たり家庭から排出するごみ量 (g/人・日)	排出量 (t/年)	
基準 平成24年度	25,222	25,222	0	5,170	3,667	398	1,090	
予測	令和3年度	23,606	23,606	0	4,885	3,533	410	1,102
	令和4年度	23,825	23,825	0	4,860	3,495	402	1,080
	令和5年度	23,508	23,508	0	4,743	3,384	393	1,058
	令和6年度	23,367	23,367	0	4,636	3,282	385	1,036
	令和7年度	23,229	23,229	0	4,543	3,192	376	1,014
	令和8年度	23,092	23,092	0	4,451	3,102	368	1,003
	令和9年度	22,959	22,959	0	4,372	3,022	360	992
	令和10年度	22,827	22,827	0	4,354	3,009	361	981
	令和11年度	22,698	22,698	0	4,348	3,005	363	970
	令和12年度	22,571	22,571	0	4,342	3,001	364	970
	令和13年度	22,447	22,447	0	4,348	3,006	366	970
	令和14年度	22,325	22,325	0	4,331	2,994	367	970
	令和15年度	22,205	22,205	0	4,326	2,990	369	970
	令和16年度	22,087	22,087	0	4,321	2,987	371	970
	令和17年度	21,972	21,972	0	4,328	2,993	372	970
	令和18年度	21,860	21,860	0	4,313	2,981	374	970
	令和19年度	21,749	21,749	0	4,309	2,979	375	970
令和20年度	21,641	21,641	0	4,305	2,976	377	970	

※ 集団回収・資源ごみを除く。

○1人1日当たり家庭から排出するごみ量（集団回収・資源ごみを除く）

：{家庭系ごみ量（集団回収・資源ごみを除く収集量）} ÷（計画収集人口（人）） ÷ 365（日） × 10⁶（g/t）

7) 削減計画における予測値及び目標値

本計画目標年次である令和11年度における削減目標設定前予測値と削減目標値を図表2.4.44に示します。

図表 2.4.44 目標年次における予測値及び目標値

項目	一般廃棄物処理基本計画目標年次 令和11年度	
	削減目標設定前予測値	削減目標
ごみ排出量 (t/年)	6,030	5,319
1人1日当たりのごみの排出量 (g/人・日) (集団回収を加えたもの)	594	505
家庭系ごみの排出量 (集団回収量を含む t/年)	4,928	4,348
1人1日当たりのごみの排出量 (g/人・日) (集団回収量・資源ごみ等を除いた値)	452	363
事業系ごみ排出量 (t/年)	11	970
再生利用率	20.0%	23.0%
最終処分量 (t/年)	919	786

2. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

実績をもとにした予測の結果、本町では、人口が減少するものの、家庭系ごみの原単位が増加すると予測され、ごみ排出量は緩やかな増加傾向となった後、減少すると予測されました。そこで、ごみの排出抑制として、家庭系排出ごみ量及び事業系ごみ排出量について、令和11年度において平成24年度比12%減をそれぞれ削減目標として設定しました。

これらの目標の達成のためには、有効な施策の展開が必要となります。環境省より示されている「ごみ処理基本計画策定指針」においても、「廃棄物については、①できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮、②再使用、③再生利用④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、⑤適正な処分を行うこととされており、ごみの排出抑制は最優先に検討されるものである。」とされています。本計画においてもこの方針に基づいた施策を行うこととします。

また、ごみの排出を抑制し、循環的利用を促進するためには、住民、事業者、町が適切な役割分担のもとでそれぞれが積極的な取組を図ることが重要になります。

本町では、ごみ処理手数料の徴収や集団回収への助成を行っており、今後ごみの排出量抑制のためにこれらの制度を継続しつつ、今後はこれらの施策に加えて、①生ごみの減量化（水分量の削減）②可燃ごみとして排出されている封筒やダイレクトメールなど分別の徹底、③布類の分別回収を中心として、より実効性のある施策を展開していきます。

また、食品ロス削減に推進法施行にともない、今後は食品ロス削減に向けた取組を展開していきます。

1) ごみ処理手数料の徴収

本町では、指定ごみ袋及びシール制の導入により、分別の徹底及び排出量の抑制を図っています。今後もこの制度を継続し、必要に応じて、適正な範囲での手数料の見直しを行うこととします。

図表 2.4.45 本町のごみ処理手数料

区分	指定袋 (料金は令和4年度現在)	処理券 (指定袋に入らないもの)
燃やせるごみ	指定袋(白) 大：300円/10枚 中：200円/10枚 小：100円/10枚	処理券 300円/10枚
破碎ごみ	指定袋(緑) 200円/10枚	
資源ごみ	指定袋(ピンク) 200円/10枚	
びん	指定袋(水色) 200円/10枚	
ペットボトル	指定袋(黄色) 200円/10枚	
ペットボトル 以外のプラスチック		
粗大ごみ		処理券 200円/10枚

2) ごみ処理に関する助成制度

本町では、住民による生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入に対し、その費用の一部を助成する制度を設け、ごみの排出抑制を奨励しています。

また、集団回収を行う小中学校に対し、補助金を交付し、資源回収量の向上を促すこととしています。

図表 2.4.46 本町のごみ排出量抑制及び資源回収に対する助成制度

補助の種類	補助の内容
○綾川町家庭用生ごみ処理容器等購入補助金	【補助基数】 ・家庭用生ごみ処理容器 1基/1世帯 ・電動式生ごみ処理機 1基/1世帯 【補助率】 ・本体購入価格の1/2以内 ・家庭用生ごみ処理容器：3,000円を上限 ・電動生ごみ処理機：20,000円を上限
○集団回収団体への補助	集団回収に参加する小中学校に対し、72万円を回収量に応じて配分
○手数料助成	町内及び河川等の一斉清掃等ごみ、ボランティア活動等の清掃により生じたごみの手数料の無料化

3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

「ごみ処理基本計画策定指針」によると、ごみの分別収集の対象とするごみの種類について、標準的な分類方法として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第一12号以下「容器リサイクル法」という。）」をもとにした類型Ⅰ～Ⅲが図表2.4.47の内容で示されています。

この類型は、自治体の分別収集を段階的に進める際の標準として示されたものであり、類型Ⅰに達していない自治体については、類型Ⅰを、類型Ⅱに達していない自治体については類型Ⅱを目標とする取組みを自治体に促すものです。

本町において、現在の一般廃棄物分別区分は、「可燃ごみ（燃やせるごみ）」、「破碎ごみ（破碎ごみ）」、「資源ごみ」、「その他（有害ごみ）」、「粗大ごみ」としています。

現在の分別区分と代表的な品目、分別頻度について、図表2.4.48に示します。これらは、町のごみ処理方法に従った分別区分であり、「可燃ごみ」、「破碎ごみ」、「粗大ごみ」については、高松市西部クリーンセンターでの焼却処理及び破碎・資源化处理、「資源ごみ」については、直接資源化または民間委託しています。

資源化品目では、「紙類」、「缶・金属類」、「ビン」、「ペットボトル」、「プラスチック類」とし、図表2.4.47における「①資源回収する容器包装」としては、類型Ⅱ～Ⅲに該当し、「②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ」は紙類で実施している状況です。

ここで、類型Ⅱと類型Ⅲの違いは、「③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス」の有無になります。本町では廃食用油等のバイオマスリサイクルは実施していないため、本町の分別収集方式を図表2.4.47に示す標準的な類型に当てはめると、「類型Ⅱ」となり、標準的な分別区分を行っていることとなります。

現在のごみ分別収集形態は、基本的に従来から継続して行っているものであり、当面はこの形態を維持していきます。法令等の改正により新たな分別区分等が必要になった場合には、分別収集区分を見直すものとします。特に、令和3年6月に成立し、令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」に対応するための分別収集形態を、早期に整備できるように努めます。



また、ごみの中で、量等、高松市と異なる処理取扱品目があるため、これを高松市に準じるよう処理品目の拡大や直接搬入の制約条件の撤廃、粗大ごみの戸別回収の実施等の課題の解決に努めます。

図表 2.4.47 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。
		①-2ガラスびん	
		①-3ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	④燃やさないごみ		
	⑤その他専用の処理のために分別するごみ		
⑥粗大ごみ			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）。
		①-2ガラスびん	
		①-3ペットボトル	
		①-4プラスチック製容器包装	
		①-5紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
④燃やさないごみ			
⑤その他専用の処理のために分別するごみ			
⑥粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）。
		①-2ガラスびん	
		①-3ペットボトル	
		①-4プラスチック製容器包装	
		①-5紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
④燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑤燃やさないごみ			
⑥その他専用の処理のために分別するごみ			
⑦粗大ごみ			

資料：「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年 6 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

図表 2.4.48 本町における分別収集区分 (p32・33 再掲)

区分	ごみの具体例	排出方法	収集頻度	
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・衛生用品 ・食用油 (紙に染み込ませるか、固形化したもの) ・草・落ち葉類、雑木、剪定くず (直径5cm以内の枝、長さ50cm以内に束ね「燃やせるごみ処理券」を貼る) ・紙くず (資源回収できない紙: 感熱紙・カーボン紙・ビニールコート紙) ・衣類 (枕、クッション等で50cm×50cm×100cm未満のものを含む) ・ぬいぐるみ ・灰類 ・カセットテープ・ビデオテープ類 ・紙おむつ ・ペット用砂 	指定袋 (白) に入れる 大: 300円/10枚 中: 200円/10枚 小: 100円/10枚 ※雑木・剪定くず 直径5cm以内の枝を長さ50cm以内に束ねて処理券を貼る (300円/10枚)	2回/週 (火曜日・金曜日) 町全域	
破碎ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 (コップ、ケース、皿、化粧品・医薬品のビン、調理器具等) ・陶器類 (茶碗、皿、容器、壺、置物等) ・金属類 (容器、器具、製品等) ・家電製品 ※小型家電リサイクルとしても搬出可能 (ビデオ、ラジカセ、ミニコンボ、コーヒーメーカー、掃除機、照明器具、スピーカー、扇風機、換気扇、ワープロ、ゲーム機、ドライヤー、シェーバー等の小型の家電製品) ・家具類 (指定袋に入る小引き出し、マガジンラック) ・プラスチック類 (容器包装でも汚れのひどい物、おもちゃ、乳母車) ・ゴム製品 (ホース、シート、パイプ 50cmの大きさに切る。) ・使い捨てカイロ、保冷剤 	指定袋 (緑) に入れる (200円/10枚) ※スプレー缶 カセットボンベなど 穴をあけ、アルミ・スチール缶 (資源ごみ) へ	2回/月 (畑田、千疋地区: 第2・4木曜日 陶地区 : 第1・3水曜日 滝宮・萱原・北地区 : 第2・4水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第1・3木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区 : 第2・4月曜日)	
資源ごみ	古紙	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール ・図鑑・小説など ・紙バック (銀紙が貼ってあるものは除く) ・新聞紙 (折込チラシを含む) ・雑誌 (カタログ) ・その他の雑紙 (パンフレット・包装紙・紙袋・紙箱) 	種類ごとに分けて、紐でしばる (指定袋なし)	1回/月 (畑田、千疋地区: 第1水曜日 陶地区 : 第2水曜日 滝宮・萱原・北地区 : 第3水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第4水曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区 : 第4水曜日)
	缶	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ、スチール (穴を開けたスプレー缶やカセットボンベ等、飲料缶、缶詰、ミルク缶、お菓子の缶、ボトル缶のフタ、ビンに付いているアルミ製のフタ、ビールなどのフタ (王冠)) 	透明又は半透明のビニール袋に入れる。 (指定袋なし)	1回/月
	びん	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料、調味料等の「食べられるもの」が入っていたビン (一升ビン・ビールビンなどのリターナブルビンは酒屋へ 薬品・化粧品・陶器のビンは破碎ごみへ) 	指定袋 (ピンク) に入れる (200円/10枚) ※中身はすべて取り除いて水洗いして出す	(畑田、千疋地区: 第2木曜日 陶地区 : 第3水曜日 滝宮・萱原・北地区 : 第2水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第1木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区 : 第4月曜日)
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルマークの付いているペットボトル (飲料用、しょうゆ、酒類) ※マークがないものはリサイクルできません	 指定袋 (水色) に入れる (200円/10枚) ※軽く水洗いをし、中を空にし、蓋は外してペットボトルの袋の中へ	(畑田、千疋地区: 第2木曜日 陶地区 : 第3水曜日 滝宮・萱原・北地区 : 第2水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第1木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区 : 第4月曜日)
	ペットボトル以外のプラスチック容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の容器、包装材、緩衝材 (発泡スチロール) でプラスチック製のもの ・ボトル (食用油・ソース・ドレッシングのボトル、洗剤容器、シャンプー・リンスのボトルでペットボトル以外のボトル) ・カップ (プリン・ゼリー・ヨーグルトの容器など) ・袋 (お菓子の袋、レトルトの袋など) ・発泡スチロール (容器包装プラスチック (右) の表示のあるもの) ・トレイ (魚・肉用トレイ、刺身皿など) ・その他 (プリンなどのフタ、電気製品の緩衝材、メロンやリンゴなど果物用緩衝材) 	 指定袋 (黄色) に入れる (200円/10枚) ※軽く水洗いをし、中を空にしてから出す ※汚れのひどいものは破碎ごみへ出す ※スーパー等のレジ袋・ビニール袋に小分けして入れない	2回/月 (畑田、千疋地区: 第1・3木曜日 陶地区 : 第2・4水曜日 滝宮・萱原・北地区 : 第1・3水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第2・4木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区 : 第1・3月曜日)

区分	ごみの具体例	排出方法	収集頻度
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 各種蛍光灯、電球 (元箱又は透明な袋に入れて、破損物も可) 乾電池【筒形】 (その他の形状のものは販売店に出す) 使い捨てライター 水銀体温計など 	透明なビニール袋に入れて、ごみステーションの白いかごに入れる。 (指定袋なし)	1回/月 畑田、千疋地区：第2木曜日 陶地区：第3水曜日 滝宮・菅原・北地区：第2水曜日 粉所、山田、東分地区：第1木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区：第4月曜日
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 家具類 (たんす、食器棚、机・テーブル類、椅子・ソファ類、サイドボード、テレビ台、本棚、飾り棚、ベッド、靴箱、米櫃、衣装ケース、カーペット類、よしず、すだれ類) 寝具類 (毛布、布団、マット等はひもで縛って出す) 剪定くず (直径20cm以内の枝を長さ1m以内にして束ねる) 自転車、一輪車、三輪車、その他の品で50cm×50cm×100cm以上のもの 家電家具類 (エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、液晶・プラズマ式テレビ、ブラウン管式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く) 	粗大ごみ処理券を粗大ごみ1つに1枚貼って出す。 (200円/10枚) ※販売を終了した「破碎ごみ処理券」を使用することも可能	1回/月 畑田、千疋地区：第4木曜日 陶地区：第1水曜日 滝宮・菅原・北地区：第4水曜日 粉所、山田、東分地区：第3木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区：第2月曜日
小型電子機器類	<ul style="list-style-type: none"> 小型電子機器類(パソコンを除く) (携帯電話、スマホ、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CDプレーヤー、テーブルコーダ(デッキ除く)、ICレコーダ、ipod等、電子辞書、ゲーム機類、ETCユニット、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、電卓、カーナビ、電子機器付属品、ACアダプタ、各種接続ケーブル等) 	町設置のリサイクルボックスへ直接持ち込み ※回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもの	月～金 (年末年始、土日、祝日を除く) 綾川町役場(会計室横)と綾上支所(正面玄関)に設置の小型家電リサイクルボックスへ持ち込み
町で収集しないごみ	家電4品目	<ul style="list-style-type: none"> エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 テレビ 洗濯機・衣類乾燥機 	リサイクル券を購入し、指定引取所に搬入
	堅牢なもの	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート片、コンクリートブロック、石、鋼板、瓦、形鋼、発動機、エンジン、農機具、ボイラー、漏ノックス、小型物置、ボウリングの玉等 	購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼
	危険物	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン、灯油、オイル、塗料、シンナー、農薬、油脂、薬品類、医療系廃棄物、バッテリー 	購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼
	産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄法に定める産業廃棄物 (農業用ビニール、あぜなみ、トラクター、耕運機の爪等)、建築廃材、家屋の取り潰し廃材、トタン(2枚以上)、壁土、タイヤ、苗床 	産業廃棄物処理業者にて引き取り
	処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> 消火器、オートバイ(50cc以下含む)、スチールワイヤー、チェーン、FRP製品(バスタブ、ポート、タンク等)、ヘッドロ、汚泥 	購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼

※7月から9月の期間、プラスチック容器包装・缶・ビン・ペットボトルの臨時収集を実施
 期間中、通常収集とあわせるとプラスチック容器包装は週1回、缶・ビン・ペットボトルは月2回実施

資料：令和5年度 綾川町一般廃棄物処理実施計画(ごみ処理実施計画、生活排水処理実施計画)
 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1) 収集・運搬計画

①収集形態

現在の収集形態は、ステーションによる拠点回収を行っています。

令和5年4月1日現在、綾川町のステーション数は518であり、1ステーション当たりの世帯数は18世帯です。

収集区分としては、中間処理方法に沿った形で行っており、今後の法令等の改正により新たな分別品目が設けられた場合には、これを見直すこととします。また、収集対象以外の大型ごみや一時大量物などは、現在個人が有料で処理することを基本としてましたが、高松市西部クリーンセンターへの直接搬入が可能となりました。

図表 2.4.49 ごみステーション数と世帯数

項目	数量
世帯数（世帯）	9,744
ごみステーション数（st）	518
1ステーション当たりの世帯数（世帯/st）	18

※ 令和5年4月1日現在

②収集回数

収集回数が週2回の分類は、燃やせるごみのみです。収集回数が月2回の分類は、破碎ごみ、資源ごみ（ペットボトル以外のプラスチック容器包装）です。また、資源ごみ（古紙、缶、びん、ペットボトル）、有害ごみ、粗大ごみの収集回数は1回/月となっています。収集日は各地区及び種別ごとに異なります。

頻度としては、今後も現状の収集回数を維持していきますが、令和5年度現在、夏季（7～9月）の期間、プラスチック容器包装・缶・ビン・ペットボトルの臨時収集を実施し、期間中、通常収集とあわせるとプラスチック容器包装は週1回、缶・ビン・ペットボトルは月2回実施をしています。

プラスチック容器包装の収集については、年間の収集量に大きな変化はありませんが、ごみ質状嵩張り、保管時の臭い等衛生上の配慮から令和6年度から6月、10月も週1回の臨時収集を計画しています。

今後も必要な場合には、収集量の変化を注視しつつ合理的な判断に基づき、頻度や曜日の変更を行うこととします。

図表 2.4.50 本町におけるごみ収集回数

区分	収集頻度	区分	収集頻度
燃やせるごみ	2回/週（火曜日・金曜日） 町全域	有害ごみ	1回/月 畑田、千疋地区 : 第2木曜日 陶地区 : 第3水曜日 滝宮・萱原・北地区 : 第2水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第1木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区 : 第4月曜日
破碎ごみ	2回/月 畑田、千疋地区 : 第2・4木曜日 陶地区 : 第1・3水曜日 滝宮・萱原・北地区 : 第2・4水曜日 粉所、山田、東分地区 : 第1・3木曜日 羽床上・下、小野、西分、牛川地区 : 第2・4月曜日		粗大ごみ
資源ごみ	古紙	小型電子機器類	
	缶		1回/月 畑田、千疋地区 : 第2木曜日 (7月～9月は第2、4木曜日) 陶地区 : 第3水曜日 (7月～9月は第1、3水曜日) 滝宮・萱原・北地区 : 第2水曜日 (7月～9月は第2、4水曜日) 粉所、山田、東分地区 : 第1木曜日 (7月～9月は第1、3木曜日) 羽床上・下、小野、西分、牛川地区 : 第4月曜日 (7月～9月は第2、4月曜日)
	びん		
	ペットボトル		
	ペットボトル以外のプラスチック容器包装		2回/月 畑田、千疋地区 : 第1・3木曜日 (7月～9月は毎月曜日) 陶地区 : 第2・4水曜日 (7月～9月は毎月曜日) 滝宮・萱原・北地区 : 第1・3水曜日 (7月～9月は毎月曜日) 粉所、山田、東分地区 : 第2・4木曜日 (7月～9月は毎月曜日) 羽床上・下、小野、西分、牛川地区 : 第1・3月曜日 (7月～9月は毎月曜日)

③収集体制

綾川町のごみ収集は、令和5年度はすべて委託業者により行われています。

当面はこの収集体制を維持することとします。今後は人口の減少によるごみ量の減量が予測され、人口の少ない集落については、収集ステーションの統廃合を含め、収集体制の整備が必要になる場合が考えられます。この場合には住民への負担を可能な限り低減することを第1に考え、従来の行政サービス水準を維持するよう計画を行います。

なお、町が委託する収集はすべて家庭系ごみに対するものであり、事業系ごみは、町の許可業者と事業者との契約により収集されるものとします。

図表 2.4.51 収集運搬体制（令和5年度における通常体制（臨時の場合を除く。））

収集区分	地区	契約種類	収集に従事する従業者数（人）	車両積載トン数 内訳×回数	
燃やせるごみ	畑田、千疋	委託	3	6t バッカー × 2 往復	
	陶		3	6t バッカー × 3 往復	
	滝宮・萱原・北		3	6t バッカー × 2 往復	
	粉所、山田、東分、羽床上・下、小野、西分、牛川		2	3t バッカー × 2 往復	
破碎ごみ	畑田、千疋	委託	3	6t バッカー × 3 往復	
	陶		3	6t バッカー × 4 往復	
	滝宮・萱原・北		3	6t バッカー × 4 往復	
	粉所、山田、東分		3	6t バッカー × 2 往復	
	羽床上・下、小野、西分、牛川		1	6t バッカー × 2 往復	
資源ごみ	紙	委託	各車 1名乗車	3t バッカー × 1	
				3t 平ボディ × 1	
				2t 平ボディ × 1	
	びん	委託	畑田、千疋	2	2t ダンプ × 3 往復
			陶	2	2t ダンプ × 3 往復
			滝宮・萱原・北	2	2t ダンプ × 3 往復
			粉所、山田、東分	2	2t ダンプ × 2 往復
			羽床上・下、小野、西分、牛川	2	2t ダンプ × 2 往復
	ペットボトル	委託	畑田、千疋	2	2t バッカー × 2 往復
			陶	2	2t バッカー × 2 往復
			滝宮・萱原・北	2	2t バッカー × 2 往復
			粉所、山田、東分	2	2t バッカー × 1 往復
			羽床上・下、小野、西分、牛川	2	2t バッカー × 1 往復
	缶	委託	畑田、千疋	2	2t バッカー × 2 往復
			陶	2	2t バッカー × 2 往復
			滝宮・萱原・北	2	2t バッカー × 2 往復
			粉所、山田、東分	2	2t バッカー × 1 往復
			羽床上・下、小野、西分、牛川	2	2t バッカー × 1 往復
	ペットボトル以外のプラスチック包装容器	委託	畑田、千疋	2	2t バッカー × 2 往復
			陶	2	2t バッカー × 2 往復
滝宮・萱原・北			2	2t バッカー × 2 往復	
粉所、山田、東分			2	2t バッカー × 2 往復	
羽床上・下、小野、西分、牛川			2	2t バッカー × 2 往復	
有害ごみ	びん回収時に同時に回収	委託	びん回収時に同時に回収		
粗大ごみ	委託	畑田、千疋	3	2tトラック × 4 往復	
		陶	3	2tトラック × 3 往復	
		滝宮・萱原・北	3	2tトラック × 4 往復	
		粉所、山田、東分	2	2tトラック × 2 往復	
		羽床上・下、小野、西分、牛川	2	2tトラック × 3 往復	

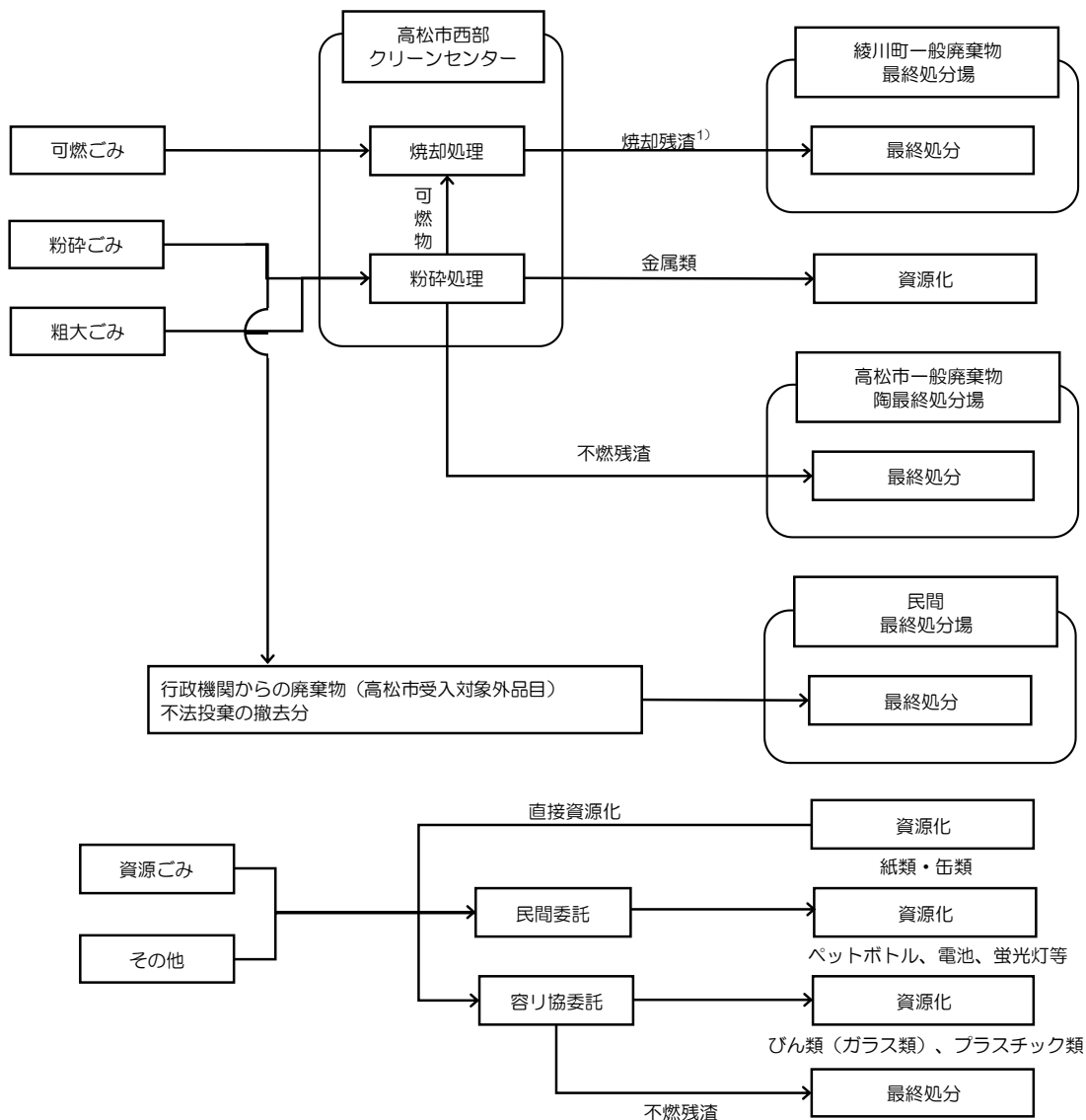
2) 中間処理計画

中間処理計画としては、既存の中間処理方式である高松市西部クリーンセンターにおける焼却処理及び破碎・資源化処理を今後も継続して行う計画です。しかし、高松市西部クリーンセンターの供用期間が令和14年度までとなっていることから、令和15年度以降の中間処理計画を検討する必要があります。

また、資源化処理についても、資源ごみ及び集団回収ごみの直接資源化及び委託処理を継続して行う予定です。

ごみ総排出量は人口の減少及び削減目標の達成により、大きく減少することとなりますが、図表2.4.53に示す計画量を目標とし、焼却及び破碎処理量を削減するとともに図表2.4.54に示す再資源化量の維持に努めます。

図表 2.4.52 本町における中間処理フロー



※ 焼却残渣量は、高松市西部クリーンセンターに搬入される本町の可燃ごみから生成される焼却残渣と同施設へ搬入される破碎・粗大ごみより生成された資源並びに残渣と同重量の焼却残渣

※ 「その他」は電池、蛍光灯等及び公共施設から排出される資源ごみである。

図表 2.4.53 高松市西部クリーンセンターにおける本町の処理計画量
(削減目標達成時 令和3年度～令和20年度) 単位：t/年

年度		高松西部クリーンセンター処理量						
		焼却処理量	可燃ごみ (直接焼却)		中間処理後 焼却	破碎処理量		
			粗大ごみ	紙類		缶類	紙類	缶類
予測	令和3年度	5,280	4,583	4,087	496	697	484	213
	令和4年度	5,215	4,526	4,035	491	690	479	210
	令和5年度	5,069	4,400	3,924	476	669	465	204
	令和6年度	4,932	4,283	3,820	463	650	452	198
	令和7年度	4,808	4,175	3,724	451	633	440	193
	令和8年度	4,695	4,080	3,640	439	616	428	188
	令和9年度	4,594	3,994	3,565	429	601	418	183
	令和10年度	4,569	3,971	3,544	427	598	416	182
	令和11年度	4,553	3,956	3,529	427	597	415	182
	令和12年度	4,549	3,952	3,526	426	597	415	182
	令和13年度	4,555	3,957	3,531	427	598	415	182
	令和14年度	4,541	3,945	3,520	425	595	414	181
	令和15年度	4,537	3,942	3,518	425	595	413	181
	令和16年度	4,533	3,939	3,515	424	594	413	181
	令和17年度	4,540	3,945	3,520	425	595	414	182
	令和18年度	4,527	3,934	3,511	424	593	412	181
	令和19年度	4,524	3,932	3,509	423	593	412	181
令和20年度	4,521	3,929	3,506	423	592	411	181	

図表 2.4.54 本町の資源化計画 (削減目標達成時 令和3年度～令和20年度) 単位：t/年

年度		資源化量													
		直接資源化量				中間処理後資源化量						集回収量			
		紙類	缶類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	その他	紙類	缶類	ガラス類				
予測	令和3年度	1,229	598	543	55	468	68	153	51	187	9	164	154	2	7
	令和4年度	1,242	606	550	56	472	67	155	52	190	9	164	154	2	7
	令和5年度	1,233	602	546	55	467	65	153	51	188	9	164	154	2	7
	令和6年度	1,226	599	544	55	464	63	153	51	187	9	164	154	2	7
	令和7年度	1,222	597	543	55	461	62	152	51	187	9	164	154	2	7
	令和8年度	1,218	596	541	55	459	60	152	51	187	9	164	154	2	7
	令和9年度	1,218	597	542	55	457	59	152	51	187	9	164	154	2	7
	令和10年度	1,213	594	539	55	455	58	151	50	186	9	164	154	2	7
	令和11年度	1,211	593	538	54	454	58	151	50	185	9	164	154	2	7
	令和12年度	1,209	591	537	54	454	58	151	50	185	9	164	154	2	7
	令和13年度	1,210	592	538	54	454	58	151	50	185	9	164	154	2	7
	令和14年度	1,205	589	535	54	452	58	150	50	184	9	164	154	2	7
	令和15年度	1,203	588	534	54	451	58	150	50	184	9	164	154	2	7
	令和16年度	1,202	587	533	54	451	58	150	50	184	9	164	154	2	7
	令和17年度	1,203	588	534	54	451	58	150	50	184	9	164	154	2	7
	令和18年度	1,199	586	532	54	449	58	149	50	183	9	164	154	2	7
	令和19年度	1,197	585	531	54	449	58	149	50	183	9	164	154	2	7
令和20年度	1,196	584	530	54	448	58	149	50	183	9	164	154	2	7	

※「その他」は電池、乾電池等

3) 最終処分計画

本町では、高松市西部クリーンセンターに搬入される本町の可燃ごみから生成される焼却残渣と同施設へ搬入される破碎・粗大ごみより生成された資源並びに残渣と同重量の焼却残渣を町所有の一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

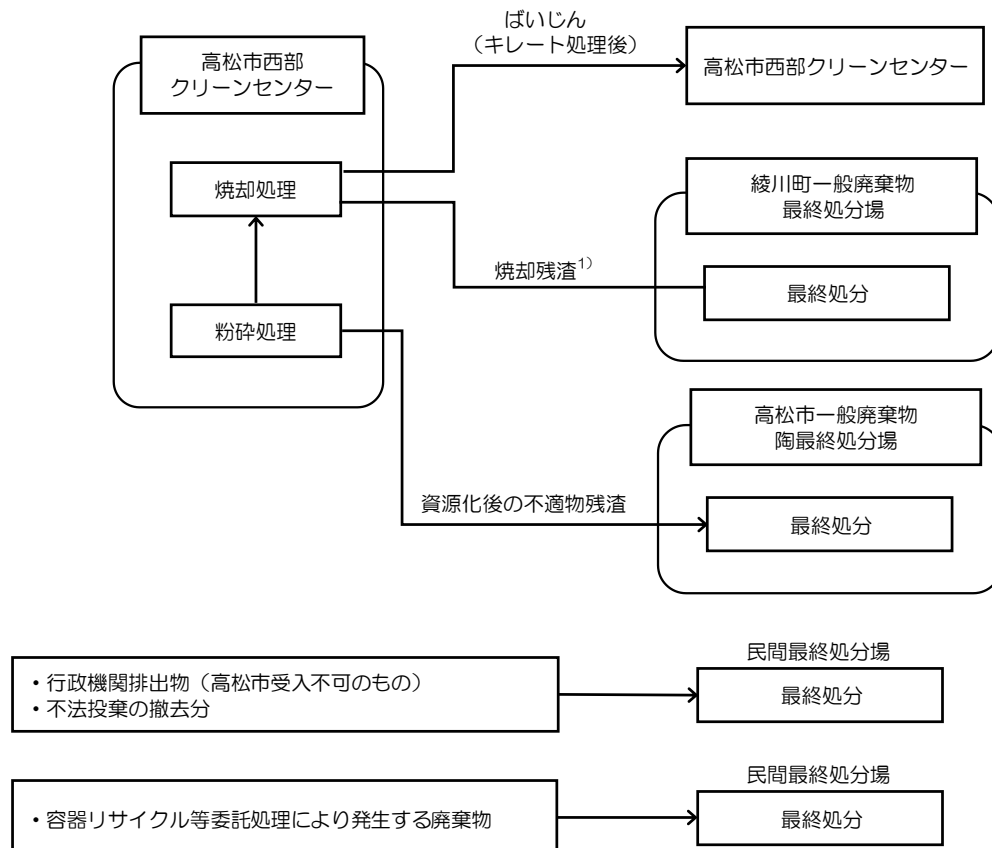
また、破碎・資源化処理で生じる不燃残渣は、高松市一般廃棄物陶最終処分場で埋立処分しています。

現在、綾川町一般廃棄物最終処分場の埋立残量は、令和5年度当初で埋立容量の53.4%と予測しています。今後、最終処分可能容量を確保する必要に迫られる際には、新たに処分場を整備するか、現在の処分場の容量を増加させる延命化するかいずれかが必要になってきます。

この最終処分場整備方針については、現在の最終処分場の周辺住民の理解を得て、現在の最終処分場を延命化することを町の基本方針として、今後、処分場容量を増加させるための計画・設計及び改修工事を行うことを基本とします。

また、処分場を再整備する一方で、本計画をもとにごみの排出量削減を推進し、焼却残渣量、中間処理残渣量を減量化させることで埋立物量を削減し、処分場をできるだけ長期に渡って供用できるよう努めるとともに、供用年数が伸びる遮水設備や浸出水処理設備などの基幹設備についても適切な維持管理・修繕を行い、設備の健全性を維持していくこととします。

図表 2.4.55 本町における最終処分フロー



図表 2.4.56 本町の最終処分計画（削減目標達成時 令和3年度～令和20年度） 単位：t/年

年 度	最終処分量							
	綾川町 一般廃棄物最終処分場	中間処理残渣量			民間委託			
		直接 最終処分	焼却残渣	高松市一般廃棄物 陶最終処分場	破碎・資源化処理 後不燃残渣	資源化処理後 不燃残渣	行政機関排出物 (高松市不可) 及び 不法投棄回収物	
令和3年度	908	0	642	266	221	29	16	
令和4年度	898	0	634	264	219	30	16	
令和5年度	873	0	616	257	212	30	15	
令和6年度	850	0	600	250	206	29	15	
令和7年度	829	0	585	244	201	29	14	
令和8年度	810	0	571	239	195	29	14	
令和9年度	793	0	559	234	191	29	14	
令和10年度	789	0	556	233	190	29	14	
令和11年度	786	0	554	232	189	29	14	
令和12年度	785	0	553	232	189	29	14	
令和13年度	786	0	554	232	190	29	14	
令和14年度	784	0	552	231	189	29	14	
令和15年度	783	0	552	231	189	29	14	
令和16年度	782	0	551	231	188	29	14	
令和17年度	784	0	552	231	189	29	14	
令和18年度	781	0	551	230	188	29	14	
令和19年度	781	0	550	230	188	29	13	
令和20年度	780	0	550	230	188	29	13	

※焼却残渣量 : 過去10年間における焼却処理量（直接焼却＋中間処理後焼却）に対する比率（14%）
 破碎・資源化不燃残渣量 : 過去10年間における
 破碎・資源化処理量（破碎ごみ＋粗大ごみ）に対する比率（31.2%）
 民間委託資源化処理後不燃残渣量 : 過去10年間における
 資源ごみ＋その他の合計量（直接資源化を除く）に対する比率（6.9%）
 行政機関排出物及び不法投棄回収物量 : 過去10年間における破碎ごみに対する比率（3.2%）

4) その他

①特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物に指定されている PCB を使用する製品及びばいじん及び感染性一般廃棄物の処理は以下のとおりとします。

ア： PCB を使用する部品を含む廃棄物

PCB を使用する部品を含む廃棄物は、本町の処理体系には排出されていません。

イ：ばいじん

高松市西部クリーンセンターにおける焼却処理により生じるばいじん（集じん灰）は、場内でキレート処理を行い、高松市南部クリーンセンターで適正に埋立処分されます。

ウ：感染性一般廃棄物

感染性一般廃棄物は、医療機関により処理するものであり、医師等が在宅医療において使用した注射針等（注射筒を含む。）鋭利なものも例外なく各病院及び診療所が処

理業者と契約して適正に処理するものとする。また、安全な仕組みを持つペン型自己注射針や血糖自己穿刺針等も同様の扱いとします。

②適正処理困難物

環境大臣が指定した適正処理困難物について、本町における取扱いは、図表 2.4.57 に示すとおりとします。

図表 2.4.57 本町における適正処理困難物の取扱い

種類		排出方法	
町で収集しないごみ	家電 4 品目	・エアコン	リサイクル券を購入し、指定引取所に搬入
		・冷蔵庫・冷凍庫	
		・テレビ	
		・洗濯機・衣類乾燥機	
	堅牢なもの	・コンクリート片、コンクリートブロック、石、鋼板、瓦、形鋼、発動機、エンジン、農機具、ボイラー、湯ノックス、小型物置、ボウリングの玉等	購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼
		・ガソリン、灯油、オイル、塗料、シンナー、農薬、油脂、薬品類、医療系廃棄物、バッテリー	
	危険物	・ガソリン、灯油、オイル、塗料、シンナー、農薬、油脂、薬品類、医療系廃棄物、バッテリー	購入先若しくは買い替えをした業者に引き取りを依頼
		・廃棄法に定める産業廃棄物	
	産業廃棄物	(農業用ビニール、あぜなみ、トラクター、耕運機の爪等)、建築廃材、家屋の取り潰し廃材、トタン(2枚以上)、壁土、タイヤ、苗床	
		処理困難物	・消火器、オートバイ(50cc以下含む)、スチールワイヤー、チェーン、FRP製品(バスタブ、ボート、タンク等)、ヘドロ、汚泥

資料：令和5年度 綾川町一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画、生活排水処理実施計画）
ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

5. ごみの処理施設の整備に関する事項

1) ごみ処理施設

本町のごみ処理施設は町内にはなく、昭和63年以降、高松地区広域市町村圏振興事務組合で焼却処理を行っていました。その後、平成8年度に同施設に破砕施設が整備され、市町村合併により、同施設が高松市に移管されました。高松市西部クリーンセンターに名称変更された後は、同施設での委託処理という形で現在に至っています。

今後もこの委託処理形態を継続するものとしませんが、施設の改修等の整備については高松市が主体となります。今後、新たな施設整備が必要になった場合には、本町の参画方針を検討し、住民に対する行政サービスの維持と負担軽減に努めることとします。

2) ごみ処理施設の広域化

本町は、平成 18 年 3 月の合併以前（旧綾南町、旧綾上町）は、高松地区広域市町村圏振興事務組合（旧高松市、三木町、旧牟礼町、旧庵治町、旧塩江町、旧香川町、旧香南町、旧綾上町、旧綾南町、旧国分寺町）に加入していました。同組合西部クリーンセンターで焼却処理を行い、発生する焼却残渣及び破碎等処理残渣は綾南環境衛生組合（旧綾上町、旧綾南町、旧国分寺町）一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っていました。

平成 17 年度の市町合併による現高松市及び現綾川町制定後は、西部クリーンセンターが高松市に、一般廃棄物最終処分場が本町に移管されました。本町の可燃ごみ、破碎ごみ及び破碎ごみ処理は、西部クリーンセンターでの処理ですが、高松市に委託する形をとっています。

ただし、西部クリーンセンターの供用期間が令和 14 年度までとなっていることから、次期処理施設の検討が必要となっています。

「香川県ごみ処理広域化・集約化計画」を基本としながら、今後のごみ処理施設の在り方を検討する必要があります。

一方、一般廃棄物最終処分場では、旧組合構成町の区分での埋立処分を継続する形を取り、本町以外の旧国分寺町（現高松市）の一般廃棄物も受け入れている状況です。従って、本町のごみ処理については、かつての広域処理体制が市町合併により現在の体制になっています。

今後、最終処分における高松市の一般廃棄物受入について、解決すべき課題があるものの、当面は現在の処理体制を継続していくものとします。

3) 町内のごみ処理施設

焼却処理、破碎・資源化処理といった中間処理施設が広域処理施設として整備されている現状において、本町単独で新たなごみ処理施設を整備するのは、費用面、体制面でも非効率であり、旧組合の体制を引き継いだ一般廃棄物最終処分場以外に町単独の処理施設を整備する計画は、現在策定していません。

従って、一般廃棄物処理施設については、当面は、現状を維持し、ごみの排出量抑制の一方で、リサイクル率の向上及び収集運搬効率の向上に向けた取組を実施していくこととします。

また、一般廃棄物最終処分場については、延命化を実施し、残余容量が約 6 割の状況です。引き続き、埋立残容量等をモニタリングし、不備のないよう体制整備に努めます。

図表 2.4.58 本町のごみ処理施設及び委託するごみ処理施設

○ごみ焼却施設

施設名称	西部クリーンセンター
事業主体	高松市
所在地	高松市川部町930番地1
竣工	昭和63年3月
焼却施設 敷地面積	16,970 m ² (破碎施設含む)
延床面積 工場棟	8,172.65 m ²
炉形式	全連続燃焼式焼却炉 (デ・ロール式)
焼却能力	280 t / 24h (140 t / 24h × 2基)
余熱利用	温水利用 (プール、場内給湯)、自家発電
備考	本町は高松市に委託 H27~H29年度に焼却施設基幹的設備改良工事

○破碎施設

施設名称	西部クリーンセンター
事業主体	高松市
所在地	高松市川部町930番地1
竣工	平成9年3月
破碎施設 敷地面積	16,970 m ² (焼却施設含む)
延床面積 工場棟	5,947.67 m ²
破碎形式	横型回転式 (供給フィーダ付)
処理能力	処理能力 100 t / 5h
備考	本町は高松市に委託 H29~R元年度に破碎施設基幹的設備改良工事

○一般廃棄物最終処分場

施設名称	高松市一般廃棄物陶最終処分場 第3処分地
事業主体	高松市
所在地	綾川町陶5001番地
埋立開始年	平成26年4月
埋立方法	セル式
敷地面積	1.2 ha
埋立容量	174,000 m ³ (第1期) 36,000 m ³ (全体)
埋立残量予測 H28.3.31	158,170 m ³ (第1期)
浸出水処理施設	凝集沈殿
備考	本町は高松市に委託

○一般廃棄物最終処分場

施設名称	綾川町一般廃棄物最終処分場
事業主体	綾川町
所在地	綾川町西分乙561
埋立開始年	平成15年12月
処分場の種類	管理型最終処分場
敷地面積	1.2ha
埋立容量	81,600m ³
埋立残量予測 R6.4.1	41,000m ³
埋立廃棄物	焼却残渣 ・高松市西部クリーンセンターに搬入される本町の可燃ごみから生成される焼却残渣と同施設へ搬入される破碎・粗大ごみより生成された資源並びに残渣と同重量の焼却残渣 ・飛灰は、キレート処理後に高松市南部クリーンセンターで埋立処分

○再資源化適合処理施設

施設名称	(株)リソース 国分寺工場
所在地	高松市国分寺町福家乙1番地1
種類	プラスチック容器包装 ガラス瓶 ペットボトル

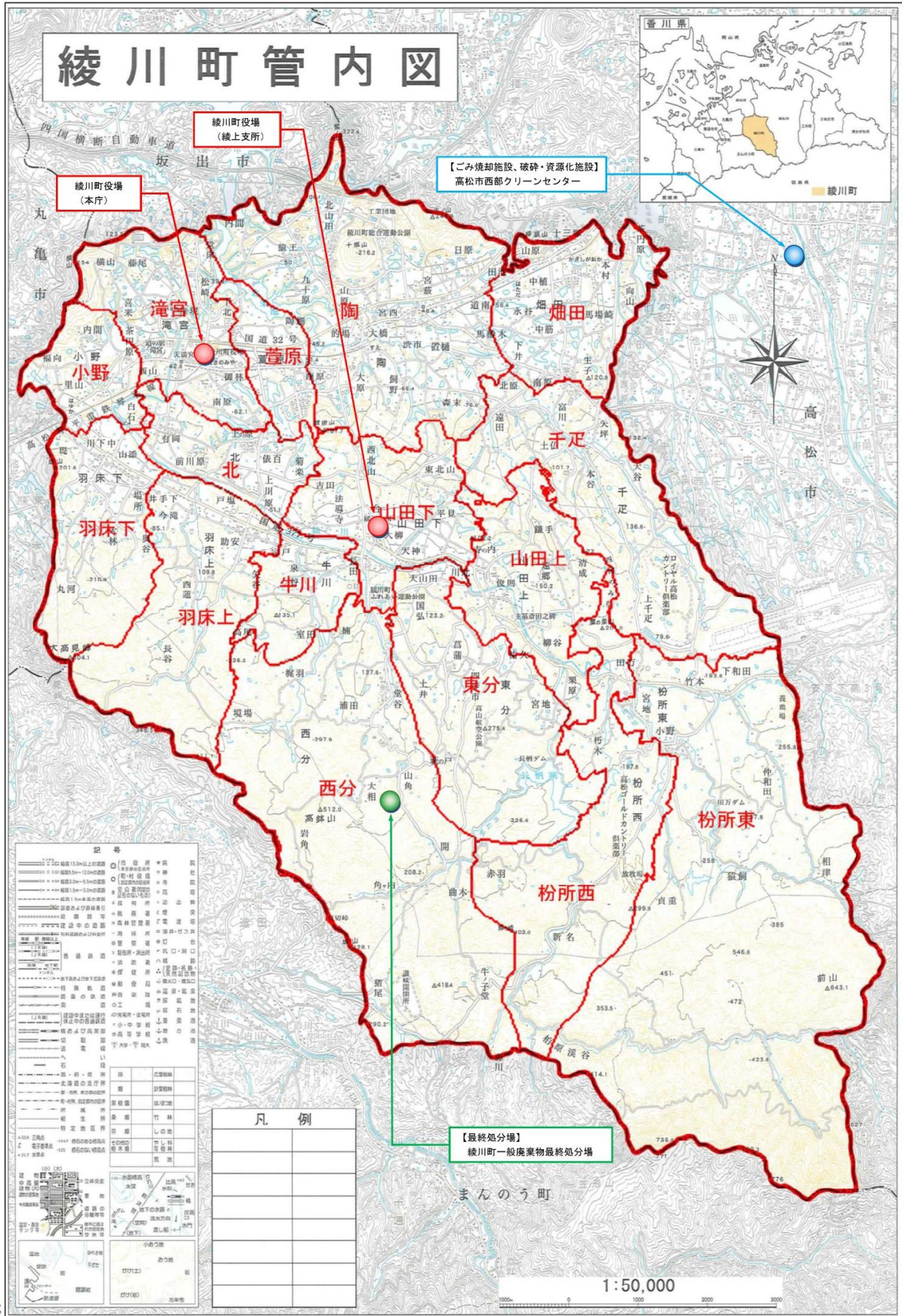
○リサイクル処理施設

プラスチック製容器包装 処理施設名称	JFEプラリソース株式会社 福山原料化工場
所在地	広島県福山市箕沖町113番地
種類	プラスチック容器包装

ビン 処理施設名称	株式会社大原ガラスリサイクル 播磨工場
所在地	兵庫県加古郡播磨町新島17番地5
種類	ガラス瓶（無色、茶色）

ビン 処理施設名称	株式会社エコシティ 垣生工場
所在地	愛媛県新居浜市垣生3-306-5
種類	ガラス瓶（その他）

図表 2.4.59 本町のごみ処理施設



6. その他ごみの処理に関し必要な事項

1) ごみステーションの共同利用に関する考え方

本町では、生活全般にわたる相互扶助の精神のなか、自治会等によりごみステーションの管理が行われているケースが多数を占めます。しかし、このような地域的慣例の結果、他市町からの転入者や自治会未加入者を排除するようなかたちで、ごみステーションの管理がなされてしまうケースが見受けられ、文化的生活を行うための必要不可欠の要素と言えるごみ出し行為について、高いハードルを作る結果となっている状況です。

町としては任意団体である自治会等が、団体への加入の有無のみをもって、ごみステーション利用に係る権利や生活上の利益を奪うことは望ましくないとの原則に立ち、このことを広く住民に周知することに努めます。

また、近隣のごみステーションを利用できない困窮住民が存在することに鑑み、下記の事項を検討し、当該問題の解決に努めます。

- ①公民館などにサテライト機能をもったごみステーションの設置の検討
- ②民間によるごみの有料収集サービスのニーズを探る
(対象：困窮住民並びに障がい者、高齢者、罹患者等)
- ③綾川町ごみステーション設置等事業補助要綱の交付要件追加
(第三者の利用申し出許諾義務化)

2) ごみステーション設置要件（件数）の見直し

ごみステーション数の全国の標準値 1 ステーション当たり 30 世帯と比較すると、本町のごみステーションは、1 ステーション当たり 18 世帯が利用している状況です。全国の標準値より低く、十分にステーションが配置されていると考えられます。

本町では、ステーション設置基準を4世帯以上とする運用を行ってきました。これは、前述のとおり、ごみステーションの利用権が自治会加入者に限定され、独占的な権利として取り扱われるケースが多くを占め、他市町からの転入者や、自治会に入らないものが困窮するケースも少なくないという事案を解決するためのものでした。

しかし、この 1 ステーション当たり4世帯の基準は、安易なステーション設置要請行為を招くことになってきており、すべてに対応するのは、管理面、収集効率の面から問題が生じる懸念があります。

このため、ごみステーションの共同利用の考え方を整理すると共に、従来の設置基準についても見直すこととします。

3) 破碎、破碎、粗大ごみの西部クリーンセンターへの自己搬入

現在、本町では破碎ごみ・粗大ごみについて、月に1回ごみステーションでの収集方式を採用しています。家庭から直接自己搬入により高松市西部クリーンセンターに持ち込むことはできないとしていました。しかし、引越し時等、家庭から一時的又は多量に排出されるごみについて、以前より西部クリーンセンターへの自己搬入を求める声が多くあり、これに答えるかたちとして、平成27年度より綾川町住民の破碎、粗大ごみの自己搬入を開始しています。自己搬入にあたって、搬入することができる一般廃棄物の基準、ならびに一般廃棄物処理手数料は高松市の例規によるものとします。

4) 一般廃棄物収集運搬業許可要件の見直し

本町の一般廃棄物（ごみ）の発生量に対し、既許可業者による収集運搬によって適正な処理が見込まれることから、当面の間、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の新規の許可は行わないこととします。ただし、町による処理が困難となる種類の一般廃棄物に係る収集運搬については、適正な処理ルートを持つ事業者で、かつ町長が必要と認める場合に限り、許可することとします。

また、一定の品目（紙、缶、ビン、ペットボトル）について、適正処理及び再資源化が見込まれると町長が認めた場合は、一般廃棄物の収集運搬に係る積替え保管の許可を行うものとします。

また、高松市との協議成立に伴い、既存の収集運搬業許可業者については、「引越し時などに発生する一時的又は多量の、世帯から排出された一般廃棄物（破碎ごみ・粗大ごみ）及び高齢者等搬出手段を持たない世帯から排出された一般廃棄物（破碎ごみ・粗大ごみ）」に限定した新たな許可を希望するものに与えることとします。

5) 家庭ごみの自家焼却に対する啓発ならびに例規などの整備

平成13年4月1日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正施行により、廃棄物焼却の禁止規定（法16条2）が盛り込まれました。しかし、同改正より十数年が経過した現在においても、本町では家庭ごみの自家焼却が多数見受けられることに鑑み、今後家庭ごみの自家焼却の根絶をめざして、引き続き、啓発推進に努めます。さらに、野焼きに対して、抑止効果が発揮できるような実効性のある仕組みとするため、例規見直し等を含めて総合的に検討します。

6) ごみ収集手数料の見直し

「綾川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で定めるごみ処理手数料は、税法上課税対象であるため、条例により定められた手数料額は消費税及び地方消費税が含まれたものです。ごみ袋の住民への販売価格はごみ処理手数料に相当し、ごみ袋の価格は消費税及び地方消費税が含まれていますが、平成元年に始まる消費税導入から現在に至るまで税率上昇に伴う値上げはされていません。このことは、手数料本体部分を増税のたびに値下げしてきたことに等しいといえます。

このような中、平成 25 年 10 月 8 日付けで「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて（通知）」により税負担の円滑かつ適正な転嫁が求められたところでもあり、本町としては、ごみ処理手数料に係る税の適正な転嫁を実施するとともに、当該手数料がごみ処理費に比較し適正なものであるかも検討し、手数料（ごみ袋等の価格）の見直しを検討します。

7) 収集不可物（適正処理困難物を含む）等の明確化

①品目の指定ごとの対応

収集不可物等として取り扱う代表的品目を図表 2.4.60 に示すとおり指定します。

図表 2.4.60 収集不可物の代表例

収集不可物	品目の例示
有害性・有毒性を有するもの	①農薬等（除草剤、殺虫剤、化学肥料等）、薬品（劇薬、化学薬品等）、溶剤（シンナー等）、殺虫剤、漂白剤、多量の塩化ビニール等有害性・有毒性を有するもの ②焼却処理によって有害物質に変化するもの ③前 2 号に掲げるものを充てんする容器で内容物が残っているもの
危険性を有するもの	注射針等
引火性・爆発性を有するもの	①ガス、ガソリン、オイル、ベンジン、固形燃料、灯油、溶剤、火薬（花火を含む。）、塗料、廃油（重油、軽油等）、マッチ、着火剤等引火性・爆発性を有するもの ②前号に掲げるものを充てんする容器で、内容物が残っているもの、又は密閉されているもの
多量の汚水等を含むもの	汚泥及び多量の水分又は油分を含むもの（内容物が残っている缶、びん等の容器を含む。）
火気のあるもの	燃え殻、灰等で消火が不完全であるもの
悪臭を発するもの	腐臭のする多量の動植物性残さ、泥状物等
粗大物	幅・長さ・高さのいずれかが 1.5m を超える大型のもの（家具等の木製品、家庭用電化製品を除く。）

収集不可物	品目の例示
処理が困難なもの	①発動機、発電機、パイプ等長尺物、鋼板、型鋼、FRP 製品、スチールチェーン、ワイヤー、ビニールシート、石（石材、漬物石等）、グランドピアノ、耐火金庫、自動車部品（マフラー、バンパー等）等 ②その他適正な処理が困難であると町長が認めるもの
法律等で回収方法が定められ再資源化するもの	①ボタン電池、充電式電池（ニカド電池等） ②デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ/一体型パソコン、液晶ディスプレイ/一体型パソコン ③携帯電話機（PHS を含む。） ④FRP 製船 ⑤オートバイ ⑥消火器

②家電リサイクル法対象品目

平成 13 年 4 月より家電リサイクル法の施行により、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の 4 品目がリサイクルの対象となりました。また、平成 16 年には電気冷蔵庫が冷蔵庫と同じ区分で追加され、平成 21 年には薄型テレビと衣類乾燥機が追加されています。これら 4 品目については小売店に依頼するか、自らリサイクル手続きを行うごみとして取り扱います。

③収集不可物等の処理方法検討

収集不可物等については、消費者が新たなものを購入する際に、不要となったものを販売店等の引き取りサービスを利用する等、町以外の処理システムにおいて処理することを基本とします。これらによる処理が困難なものについては、適正な処分ルートを持つ家庭系一般廃棄物収集運搬業者に依頼し、処分することとします。

8) 新最終処分場の建設計画着手について

綾川町一般廃棄物最終処分場は、延命化工事を実施し、令和 20 年度までの利用が可能となりました。今後、最終処分可能容量を確保する必要に迫られる際には、現在の最終処分場の周辺住民の理解を得て、現在の最終処分場を延命化することを町の基本方針として、今後、処分場容量を増加させるための計画・設計及び改修工事を行うことを基本とします。

また、処分場を再整備する一方で、本計画をもとにごみの排出量削減を推進し、焼却残渣量、中間処理残渣量を減量化させることで埋立物量を削減し、処分場をできるだけ長期に渡って供用できるよう努めます。

9) 綾川町環境保全協力金条例と廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条3項との調和

本町のごみ処理責任についての考え方は、『一般廃棄物の収集・運搬および処分は、当該市町に処理責任があり、市町自らが自らの地域内で行うのが原則』です。このことは本町の一般廃棄物処理基本計画の柱となる理念でもあります。

綾川町環境保全協力金条例は、他の市町が一般廃棄物を自らの区域内で処理できない相当の理由が認められる場合は、受入れ期間を限定し本町における環境負荷に対する応分の協力金の負担を条件に一般廃棄物の搬入を認める制度です。

当該規則では受け入れ期間は、連続する3年間を限度とするとなっていますが、続く但し書きで「自らの管轄区域内で一般廃棄物を処理するための施策目標を明らかにした場合」3年を超えて受け入れることができるとしています。

しかし、「自らの管轄区域内で一般廃棄物を処理するための施策目標」という市町の処理責任を一般廃棄物処理計画等に位置づけること、ならびに当該計画等を受けた客観的取組がなされず3年を超える場合には、本町の一般廃棄物処理基本計画の柱となる理念との調和が保てていない状況となっていることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条3項」に規定される努力義務を履行するよう求めると共に、その解決に向けて関係市町と協議を行うこととします。

第5節 食品ロス削減の推進

1. 背景

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

令和元年度における国の推計によると、日本の食品ロスは、約570万トン、国民1人当たり1日約124gとされています。家庭系食品ロスの発生量約261万トンのうち、直接廃棄が約107万トン、過剰除去が約38万トン、食べ残しが約117万トンとされ、食品ロスは地球規模で大きな環境問題となっています。

近年、食品ロスに関して国際的な関心が高まっています。平成27年9月の国連総会で、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること」が国際目標として設定されました。

国は、令和元年10月に食品ロスの削減を総合的に推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。また、令和2年3月に食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）が閣議決定されました。

県では、これまでに食品ロスを減らす生活習慣を環境・身体・家計にかしこい『スマート・フードライフ』と名付けて県民に提案し、主に家庭から発生している食品ロスの削減に向けた取組を実施してきました。消費者、事業者、関係団体及び行政等の多様な主体が連携し、食品ロス削減の取組を一層加速していくため、令和3年3月に「香川県食品ロス削減推進計画」が策定されました。

食品ロスを削減していくためには、本町、住民及び関係団体・事業者等がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応し、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが求められています。

2. 位置づけ

前述の背景を踏まえ、本町はSDGsの理念に則り、食品ロスをより削減していくために、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として、本節を位置付けます。

3. 食品ロスの発生状況

1) 家庭系食品ロス

香川県の推計によると、家庭系食品ロスの発生量は、年間17,489t発生しているものとされています。また、年間発生量を県全体の人口で割り戻した結果、県民一人一日当たり49.5gの食品ロスが発生している状況です。

2) 事業系食品ロス

①食品リサイクル法に基づく定期報告対象事業者の推計

食品リサイクル法に基づく、香川県の事業系食品ロスの年間発生量は、14,793 tと推計されています。

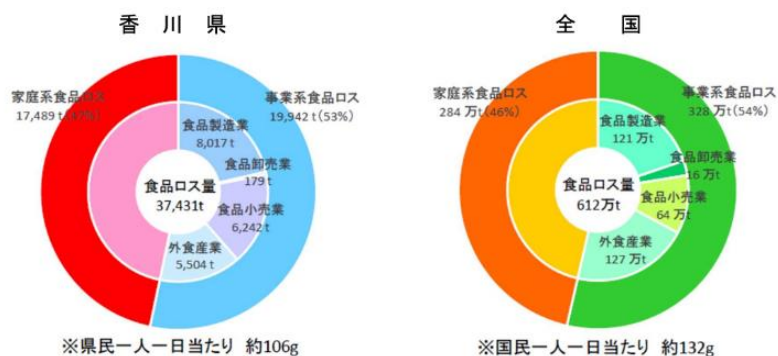
②食品リサイクル法に基づく定期報告対象外の事業者の推計

食品リサイクル法の報告対象外の事業者から排出される事業系の年間食品ロス発生量は、5,149 tと推計されています。

3) 香川県における食品ロス発生量

家庭系と事業系の食品ロスの発生量は、年間 37,431 t、県民 1 人 1 日当たり 106 g を排出していると推計されています。

図表 2.5.1 食品ロスの発生量



資料：「香川県食品ロス削減推進計画」令和3年3月

4. 目標

1) 計画期間における推進目標

令和 11 年度までに

ごみ質組成調査を実施し、

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施する。

食品ロス、廃棄物処理に関する住民アンケートを実施する。

2) 長期的な目標

2030 年度（令和 12 年度）までに、

2000 年度比で食品ロス量の半減以上を目指します。（※国の目標に準ずる）

図表 2.5.2 国の上位計画等に掲げられた目標【参考】

上位計画等	項目	目標 (R12 年度)
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	家庭系食品ロス	2000 (H12) 年比の半減
	事業系食品ロス	2000 (H12) 年比の半減
第四次循環型社会形成推進基本計画	家庭系食品ロス	2000 (H12) 年比の半減

5. 推進施策

- 国の基本方針及び県計画を踏まえた綾川町食品ロス削減推進計画の策定を行います。
- 庁内横断で構成する組織等を設置し、食品ロス削減施策の推進に努めます。
- ごみ分別アプリ、ごみ袋等を活用した地域住民に対する食品ロス削減に関する普及啓発を図るとともに、地域住民等の取組を支援します。
- 消費者・事業者・県及びフードバンク活動団体等と連携した食品ロス削減に幅広く取り組みます。
- 「かがわ食品ロス削減協力店」の普及拡大に取り組みます。
- 主催するイベント等での食品ロスの削減を推進します。
- 消費者や事業者等に食品ロス削減に資する情報提供を図ります。
- 災害時用備蓄食料の有効活用に努めます。

食品ロスの削減の推進に関する取組や施策の実施状況を具体的に把握し、「見える化」を図るため、図表 2.5.3 の成果指標を設定します。

なお、社会経済情勢や食品ロスを取り巻く状況の変化や施策の実施状況を絶えず注視し、国が定める基本方針の見直しが実施される場合には、その内容を踏まえて本計画を必要に応じて見直します。

図表 2.5.3 成果指標

成果指標	計画改定時 (令和5年度)	計画終了時 (令和11年度)
① かがわ食品ロス削減協力店の店舗数	8店舗	+10店舗
② 食品ロス削減に取り組む住民の割合	—	50%
③ 災害備蓄食料の活用率	100%	100%

「10月」は
食品ロス削減月間です。

10月

NO-FOODLOSS
PROJECT

10月30日 食品ロス削減の日

食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えることとなります。

10月は食品ロス削減月間

令和元年10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）に基づき、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」となりました。

フードバンク・ドライブ活動

食品ロスを削減するため、備蓄の役割を終えた災害時用備蓄食料など、有効活用を図るための準備を行っています。

賞味期限の正しい理解の促進

賞味期限は、食べられなくなる期限ではなく、おいしく食べることができる期限です。定められた方法で保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限です。

賞味期限を超過した場合でも、全ての食品が直ちに食べられなくなるものではありません。その見た目や臭い等により、五感で個別に食べられるかどうかを判断すること等により、食品の無駄な廃棄を減らしていくことも重要です。

「おいしいめやす」は食品ロス削減のための取組として発表された賞味期限の愛称です。

出典：消費者庁
「おいしいめやす」普及啓発ポスター



第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1. 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水処理の目的は、し尿及び炊事、入浴、洗濯等の日常生活により生じる排水を処理施設で浄化した後に放流することによって、排出先の公共用水域への環境負荷を低減することにあります。

本町は、高松市に近く、国道32号線周辺では市街部をもつ一方、町中南部では農地や山林が多く、集落が点在するといった二つの面がある自治体です。生活排水処理の面でも効率的に生活排水処理設備を普及させるため、人口の多い地区では集合処理、少ない地域では個別処理といった棲み分けを行っています。

本町における集合処理としては、国道32号線周辺の市街部及び国道377号線沿線の住宅街を中心とした中讃流域下水道（大東川処理区）の流域関連特定環境保全公共下水道及び山田下地区の一部及び東分地区の一部を供用区域とした栗原農業集落排水処理施設があります。一方、これらの処理区域以外の地域では、個別処理が行われ、汲み取り式便槽や単独処理浄化槽が現在でも一定数存続しています。町ではこれらを合併処理浄化槽に転換することを推進し、その普及・啓発に努めています。

本町及びその周辺は、古くから水不足に悩まされてきた地域です。生活用水の確保のための公共用水域の保全是町にとって非常に重要です。このため、町では、生活排水等により公共用水域が汚染されることがないように、それぞれの地区の特徴にあった生活排水処理施設を整備し、未処理世帯の解消が一日も早く達成されることを目的とした各種施策を推進していきます。

2. 生活排水処理施設の基本方針

本町では、生活排水処理を各地区の特性に応じて集合処理、個別処理のいずれかを適用し、生活排水処理率の向上を図ることとします。

集合処理では、公共下水道の供用区域内の早期水洗化をめざし、農業集落排水処理では、整備が完了した現在の処理区を維持に努めます。これらの集合処理区域以外の地域については、戸別処理である合併処理浄化槽の設置を推進し、町による助成制度も設けています。

従って、本町の生活排水処理施設の基本方針は、流域関連特定環境保全公共下水道の早期水洗化とともにその他の町全域における合併処理浄化槽の整備を推進し、生活環境及び自然環境の保全を図ることとします。

3. 計画目標年次

本計画の目標年次は、平成27年度を初年度とした15年後の令和11年度とします。

第2節 生活排水の排出の状況

1. 生活排水処理の流れと処理内容

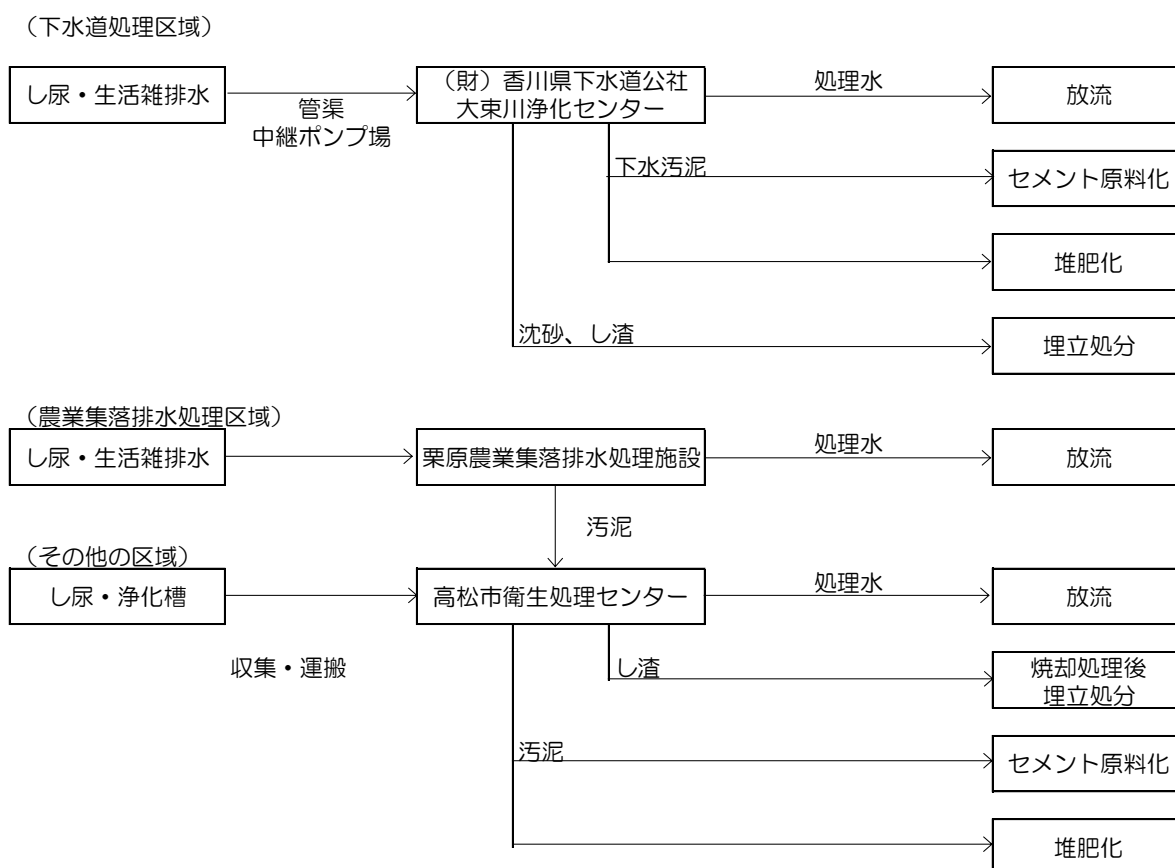
1) し尿及び浄化槽汚泥

各家庭及び施設において発生するし尿及び生活雑排水は、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽において処理されることが望ましいことです。合併処理浄化槽が未設置の場合には、し尿は便槽に貯留されるか、または単独処理浄化槽において処理される一方、生活排水は無処理のまま公共用水域に排出されます。

下水道の終末処理施設は、坂出市にある（財）香川県下水道公社大東川浄化センターで処理され、海域に放流されています。また、処理の過程で発生した下水汚泥は、セメント原料として利用されています。

一方、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水処理汚泥を含む。）については、高松市衛生処理センターで処理を行っています。ここでは、高負荷脱窒素処理を行った後に海域に放流されます。処理の過程で発生した汚泥はセメント原料に供される他、一部は堆肥化されています。

図表 3.2.1 本町の生活排水処理の流れ



2. 処理形態別人口の推移

平成 23 年度～令和 2 年度までの本町の処理形態別生活排水処理人口の推移を図表 3.2.2 及び図表 3.2.2 に示します。

処理形態別人口は、大きく非水洗化人口と水洗化人口に分けられます。また、非水洗化人口はし尿収集の対象としている計画収集人口と自家処理人口に分けられます。

一方、水洗化人口は生活排水処理施設の形態により分けられますが、本町の生活排水処理施設は中讃流域公共下水道、栗原農業集落排水処理施設及び浄化槽です。浄化槽は合併処理浄化槽と単独処理浄化槽に区分されます。

過去 10 年間の処理形態別人口の推移としては、大きくは非水洗化人口の減少と水洗化人口の増加が挙げられます。水洗化人口比率は平成 23 年度の 88.0%から 92.4%に増加しています。水洗化人口の内訳としては、公共下水道が約 33.7%を占め、合併処理浄化槽は 45.5%となり、下水道及び合併処理浄化槽の人口は増加傾向が続いている状況です。

一方、単独処理浄化槽人口は減少傾向にあり、令和 2 年度の水洗化人口に占める割合は約 20.3%となり、平成 23 年度～令和 2 年度の減少数は 3,113 人と大きく減少しました。

また、非水洗化人口は、単独処理浄化槽人口とともに減少傾向にあります。平成 23 年度における総人口に対する非水洗化人口の割合は、約 12%であったのに対し、令和 2 年度では、約 7.6%に減少しています。また、非水洗化人口の過去 5 年間における減少数は 1,200 人となっています。

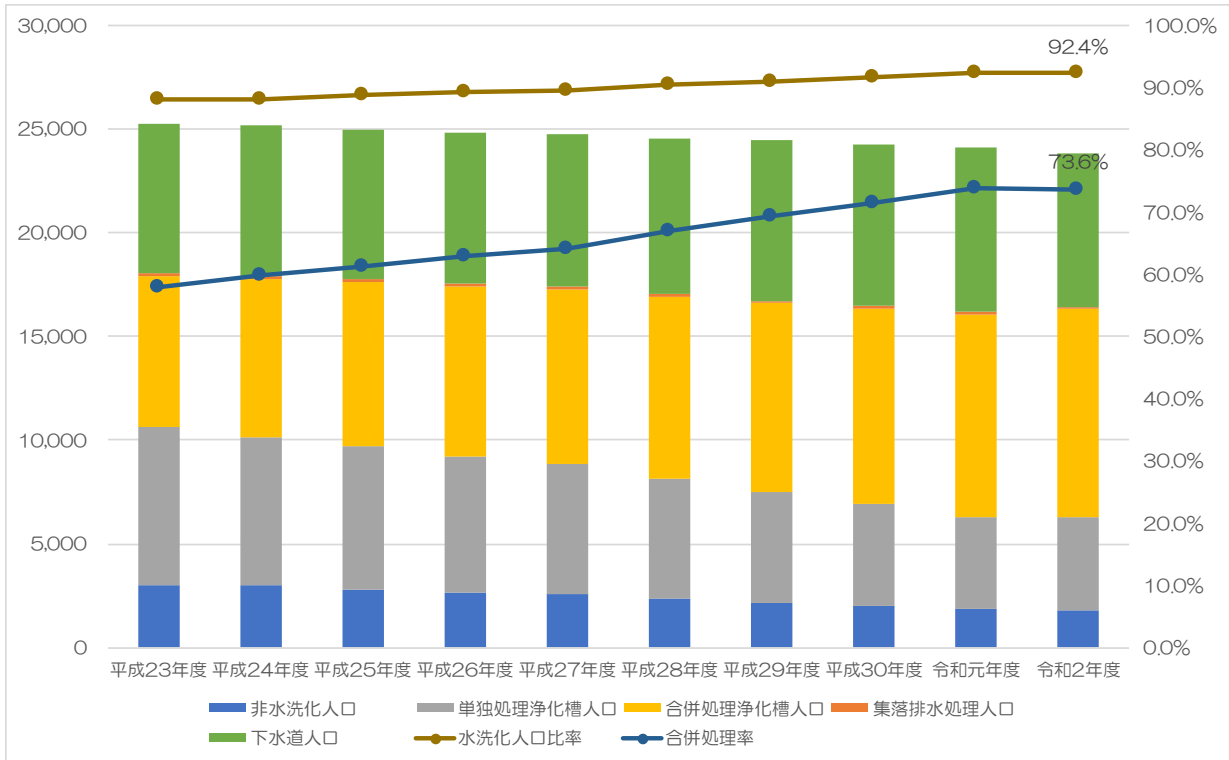
集落排水処理人口は、平成 23 年度まで 143 人となっていたましたが、令和 2 年度では 127 人と 16 人減少しています。

図表 3.2.2 本町の生活排水処理人口の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）

年度	人口計 (人)	非水洗化人口 (人)			水洗化人口 (人)					水洗化 人口比率	合併 処理率
		計画収集 人口	自家処理 人口	小計	下水道	集落 排水処理	浄化槽		小計		
							合併	単独			
平成23年度	25,274	3,025	0	3,025	7,201	143	7,324	7,581	22,249	88.0%	58.0%
平成24年度	25,222	2,981	0	2,981	7,300	133	7,658	7,150	22,241	88.2%	59.8%
平成25年度	25,013	2,816	0	2,816	7,266	133	7,902	6,896	22,197	88.7%	61.2%
平成26年度	24,857	2,676	0	2,676	7,311	132	8,186	6,552	22,181	89.2%	62.9%
平成27年度	24,755	2,567	0	2,567	7,366	132	8,403	6,287	22,188	89.6%	64.2%
平成28年度	24,586	2,353	0	2,353	7,533	132	8,805	5,763	22,233	90.4%	67.0%
平成29年度	24,458	2,173	0	2,173	7,721	132	9,111	5,321	22,285	91.1%	69.4%
平成30年度	24,290	2,001	0	2,001	7,808	132	9,449	4,900	22,289	91.8%	71.6%
令和元年度	24,093	1,829	0	1,829	7,887	120	9,777	4,480	22,264	92.4%	73.8%
令和2年度	23,860	1,825	0	1,825	7,417	127	10,023	4,468	22,035	92.4%	73.6%

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」

図表 3.2.3 本町の生活排水処理人口の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）



3. 収集・運搬の状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、現在町が許可した業者が町全域の収集運搬を行っています。令和5年度現在、し尿 2 業者、浄化槽汚泥 3 業者が許可業者として町内の収集運搬を行っています。

図表 3.2.4 収集・運搬体制

項目	し尿	浄化槽汚泥
区分	許可	許可
許可業者数	2 業者	3 業者
従業者数（人）	23	29
登録収集車輛	1.0t ×1 台 1.8t ×4 台 2.7t ×1 台 3~3.5t×8 台	1.0t ×1 台 1.8t ×5 台 2.7t ×1 台 3~3.5t×9 台
収集区域	綾川町全域	綾川町全域

※ 従業者数、登録収集車輛は、し尿・浄化槽汚泥両方に登録しているものがある。

4. し尿、浄化槽汚泥の排出状況、性状の推移

1) し尿、浄化槽汚泥の排出状況

①し尿及び浄化槽汚泥の排出量

平成 23 年度～令和 2 年度における綾川町のし尿及び浄化槽汚泥排出量を図表 3.2.5 及び図表 3.2.6 に示します。

し尿収集量は、平成 23 年度の 2,042kL に対し、令和 2 年度は 1,188 と減少し、過去 10 年間は常に減少傾向となっています。一方、浄化槽汚泥量は、年による変動がありますが、合併処理浄化槽人口を反映して増加しています。また、集落排水汚泥量は、30～75kL が処理されています。

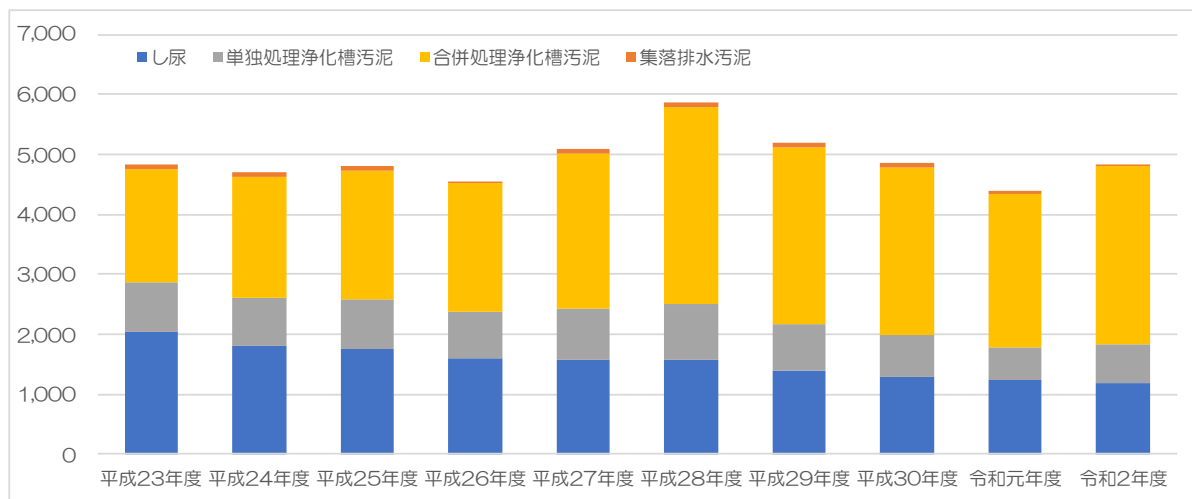
し尿収集量と浄化槽汚泥収集量を合わせた全収集量は、平成 28 年度をピークに減少し、令和 2 年度の全収集量は 4,827kL となり、平成 23 年度と同等となっています。

図表 3.2.5 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）単位：kL

年度	し尿		浄化槽汚泥 [※]				計	
	収集量	自家処理量		合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	集落排水汚泥	収集量	自家処理量
平成23年度	2,042	0	2,796	1,889	832	75	4,838	0
平成24年度	1,810	0	2,900	2,012	813	75	4,710	0
平成25年度	1,748	0	3,069	2,167	827	75	4,817	0
平成26年度	1,614	0	2,943	2,153	752	38	4,557	0
平成27年度	1,587	0	3,497	2,581	841	75	5,084	0
平成28年度	1,573	0	4,307	3,285	947	75	5,880	0
平成29年度	1,406	0	3,794	2,947	772	75	5,200	0
平成30年度	1,298	0	3,557	2,801	681	75	4,855	0
令和元年度	1,237	0	3,149	2,567	552	30	4,386	0
令和2年度	1,188	0	3,639	2,972	637	30	4,827	0

※浄化槽の内訳（合併、単独）については、推定によるものとした。
資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」

図表 3.2.6 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）単位：kL



②し尿及び浄化槽汚泥収集原単位

収集量実績より算出した本町のし尿収集原単位及び浄化槽汚泥収集原単位を図表 3.2.7 及び図表 3.2.8 に示します。

し尿収集原単位は、平成 23 年度の 1.85L/人・日より令和 2 年度には 1.78L/人・日となり、変動はあるものの過去 10 年間では総じて同等です。

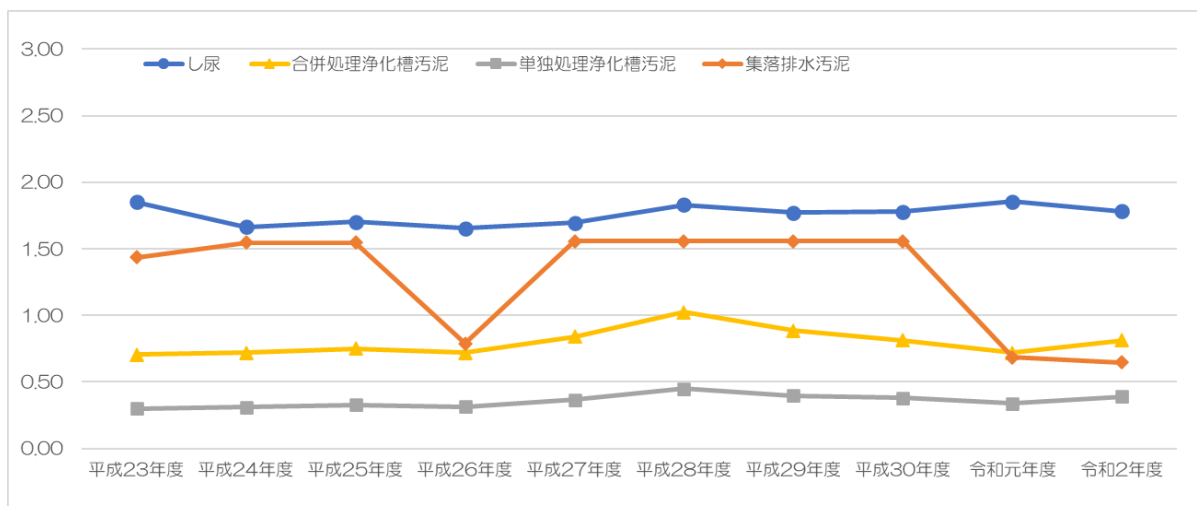
一方の浄化槽汚泥収集原単位については、収集量の傾向を反映して変動を繰り返す実績となっています。平成 23 年度以降は増加しており、令和 2 年度における浄化槽汚泥原単位は 0.68L/人・日、内訳としては、合併処理浄化槽が 0.81L/人・日、単独処理浄化槽が 0.39L/人・日と推定されます。また、集落排水汚泥は、人口が減少していることで収集量が減少し、令和 2 年度における収集原単位は 0.65L/人・日となっています。

図表 3.2.7 し尿及び浄化槽汚泥収集原単位の推移 単位：L/人・日

年度	し尿	浄化槽汚泥	浄化槽汚泥		集落排水汚泥
			合併	単独	
平成23年度	1.85	0.50	0.71	0.30	1.44
平成24年度	1.66	0.52	0.72	0.31	1.54
平成25年度	1.70	0.55	0.75	0.33	1.54
平成26年度	1.65	0.54	0.72	0.31	0.79
平成27年度	1.69	0.64	0.84	0.37	1.56
平成28年度	1.83	0.80	1.02	0.45	1.56
平成29年度	1.77	0.71	0.89	0.40	1.56
平成30年度	1.78	0.66	0.81	0.38	1.56
令和元年度	1.85	0.60	0.72	0.34	0.68
令和2年度	1.78	0.68	0.81	0.39	0.65

収集原単位＝年間収集量（kL/年）÷人口（人）÷365（日/年）とした。

図表 3.2.8 図表 3.2.7 し尿及び浄化槽汚泥収集原単位の推移 単位：L/人・日



2) 全国及び香川県におけるし尿及び浄化槽汚泥収集原単位との比較

し尿及び浄化槽汚泥の収集量実績より、各収集原単位を算出しましたが、この値を全国及び香川県と比較しました。

現在、比較が可能な平成23年度～令和2年度におけるし尿及び浄化槽汚泥収集原単位について、全国平均及び香川県平均の値と、本町における値を比較したものを図表3.2.9及び図表3.2.10に示します。

全国平均及び香川県平均と比較すると、本町のし尿収集原単位では、平成27年度までは全国平均と香川県平均の中間値でしたが、平成28年度以降は、全国平均、香川県平均より低い値となっています。一方、浄化槽汚泥原単位は、平成28年度を除き、全国平均より低い香川県平均よりもさらに低い値で推移しています。

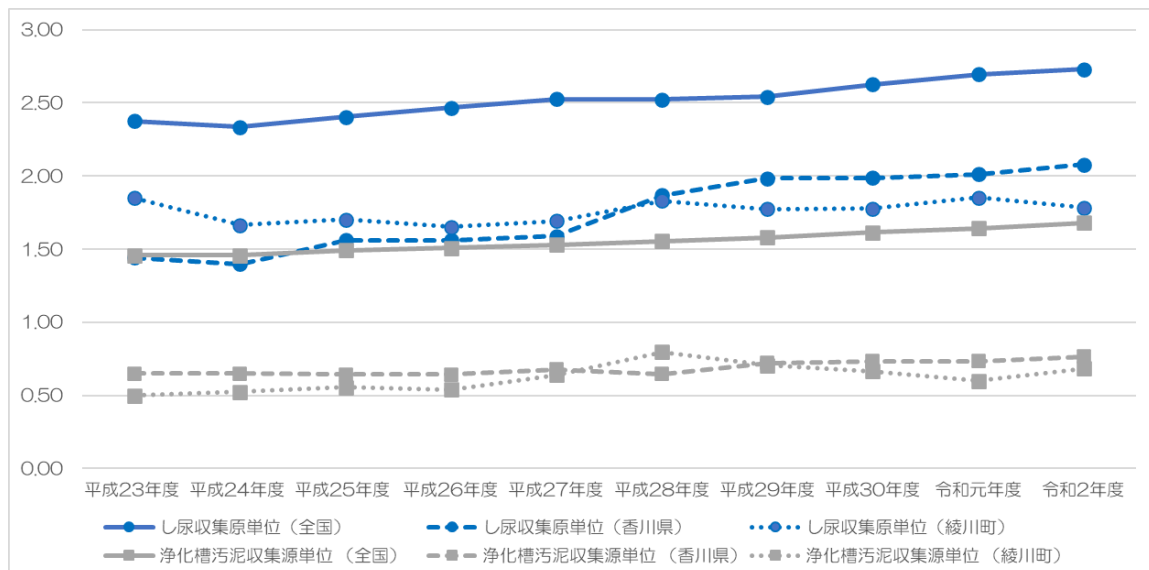
図表 3.2.9 国、香川県、綾川町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位
(平成23年度～令和2年度)

項目	単位	年 度					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
全国	人口	人	127,146,311	128,610,440	128,393,966	128,181,493	128,038,523
	非水洗化人口	人	9,459,762	8,956,898	8,328,736	7,809,621	7,266,946
	自家処理人口	人	111,510	106,857	86,654	82,720	70,205
	水洗化人口	人	117,686,549	119,653,542	120,065,230	120,371,872	120,771,577
	下水道人口	人	89,809,594	91,973,224	92,885,977	93,684,668	94,462,621
	浄化槽人口	人	27,591,332	27,390,955	26,874,958	26,385,618	26,014,799
	合併浄化槽人口	人	14,275,693	14,339,892	14,492,089	14,563,862	14,599,785
	コミュニティプラント人口	人	292,686	285,623	304,295	301,586	294,157
	し尿収集量	kL	8,101,114	7,544,417	7,227,593	6,954,089	6,632,900
	浄化槽汚泥収集量	kL	14,673,782	14,566,233	14,632,392	14,526,203	14,536,861
	し尿収集原単位 (自家処理除く)	L/人・日	2.37	2.34	2.40	2.47	2.53
	浄化槽汚泥収集原単位	L/人・日	1.46	1.46	1.49	1.51	1.53
	香川県	人口	人	1,009,522	1,014,715	1,010,940	1,006,483
非水洗化人口		人	142,712	134,465	117,428	111,864	106,586
自家処理人口		人	1,501	1,178	968	836	695
水洗化人口		人	866,810	880,250	893,512	894,619	896,196
下水道人口		人	376,301	383,539	396,628	399,593	394,129
浄化槽人口		人	490,065	496,272	496,466	494,517	501,561
合併浄化槽人口		人	257,512	257,512	275,463	274,819	291,025
コミュニティプラント人口		人	444	439	418	509	506
し尿収集量		kL	74,258	68,007	66,308	63,288	61,356
浄化槽汚泥収集量		kL	116,116	117,765	116,631	116,276	123,752
し尿収集原単位 (自家処理除く)		L/人・日	1.44	1.40	1.56	1.56	1.59
浄化槽汚泥収集原単位		L/人・日	0.65	0.65	0.64	0.64	0.68
綾川町		し尿発生原単位	L/人・日	1.85	1.66	1.70	1.65
	浄化槽汚泥収集原単位	L/人・日	0.50	0.52	0.55	0.54	0.64

項目	単位	年 度					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
全国	人口	人	127,924,238	127,718,374	127,438,270	127,156,017	126,739,787
	非水洗化人口	人	6,933,087	6,590,142	6,164,715	5,817,348	5,541,028
	自家処理人口	人	62,350	67,627	78,885	71,072	60,375
	水洗化人口	人	120,991,151	121,128,232	121,273,555	121,338,669	121,198,759
	下水道人口	人	95,056,442	95,702,906	96,286,831	96,775,336	97,199,825
	浄化槽人口	人	25,648,268	25,105,203	24,650,501	24,257,744	23,740,109
	合併浄化槽人口	人	14,630,470	14,559,963	14,506,510	14,381,228	14,420,961
	コミュニティプラント人口	人	286,441	320,123	336,223	305,589	258,825
	し尿収集量	kL	6,325,548	6,048,584	5,829,890	5,651,496	5,458,639
	浄化槽汚泥収集量	kL	14,553,755	14,485,829	14,518,789	14,526,668	14,554,353
	し尿収集原単位 (自家処理除く)	L/人・日	2.52	2.54	2.62	2.69	2.73
	浄化槽汚泥収集原単位	L/人・日	1.55	1.58	1.61	1.64	1.68
	香川県	人口	人	998,508	994,017	987,848	982,235
非水洗化人口		人	87,981	85,081	80,434	73,134	68,288
自家処理人口		人	596	460	430	400	388
水洗化人口		人	910,527	908,936	907,414	909,101	906,757
下水道人口		人	391,700	395,442	398,351	399,774	400,873
浄化槽人口		人	518,318	513,039	508,627	508,912	505,468
合併浄化槽人口		人	297,044	303,461	309,730	317,375	320,886
コミュニティプラント人口		人	509	455	436	415	416
し尿収集量		kL	59,541	61,240	57,979	53,439	51,527
浄化槽汚泥収集量		kL	122,078	135,119	136,403	136,150	141,009
し尿収集原単位 (自家処理除く)		L/人・日	1.87	1.98	1.99	2.01	2.08
浄化槽汚泥収集原単位		L/人・日	0.65	0.72	0.73	0.73	0.76
綾川町		し尿発生原単位	L/人・日	1.83	1.77	1.78	1.85
	浄化槽汚泥収集原単位	L/人・日	0.80	0.71	0.66	0.60	0.68

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」

図表 3.2.10 国、香川県、綾川町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位
(平成23年度～令和2年度)



3) し尿及び浄化槽汚泥の性状

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の性状として分析したものではありません。ここでは、一般的なし尿及び浄化槽汚泥の性状を図表 3.2.11 に示します。

浄化槽汚泥は、し尿に比べると有機物（BOD、COD）や窒素（T-N）、リン（T-P）が低いことが知られています。し尿についても、現在は簡易水洗が普及したため、各指標の濃度がやや低くなっているという現状があります。

今後は、生活排水処理施設として合併処理浄化槽の普及を推進していることから、比較的濃度が高いし尿の搬入量が低下し、濃度の低い浄化槽汚泥の搬入量がさらに増加することが考えられます。

図表 3.2.11 一般的なし尿及び浄化槽汚泥の性状

○し尿

項目		試料数	平均値	中央値 (50%値)	最大値	最小値	標準偏差	75%値 ^{注)}
搬入	pH (—)	129	7.6	7.6	8.9	6	0.43	7.9
	BOD (mg/L)	129	7,800	7,300	21,000	1,200	3,200	10,000
	COD (mg/L)	129	4,700	4,500	11,000	1,700	1,700	5,800
	SS (mg/L)	129	8,300	8,300	16,000	1,000	3,400	11,000
	T-N (mg/L)	129	2,700	2,600	5,000	640	870	3,300
	T-P (mg/L)	51	350	310	780	89	150	450
	Cl ⁻ (mg/L)	129	2,100	2,100	3,800	110	760	2,600
除渣後	pH (—)	78	7.5	7.6	8.4	6.1	0.47	7.8
	BOD (mg/L)	78	7,300	6,900	15,000	2,500	2,800	9,200
	COD (mg/L)	78	3,900	3,900	8,100	1,300	1,300	4,800
	SS (mg/L)	78	6,000	5,100	35,000	1,100	4,500	9,000
	T-N (mg/L)	78	2,300	2,300	3,900	700	660	2,700
	T-P (mg/L)	46	270	240	1,100	140	150	370
	Cl ⁻ (mg/L)	78	1,700	1,800	2,900	470	540	2,100

○浄化槽汚泥

項目		試料数	平均値	中央値 (50%値)	最大値	最小値	標準偏差	75%値 ^{注)}
搬入	pH (—)	129	6.8	6.9	8.2	5.1	0.61	7.2
	BOD (mg/L)	129	3,700	2,900	14,000	550	2,500	5,400
	COD (mg/L)	129	3,700	3,200	10,000	230	2,000	5,000
	SS (mg/L)	129	8,600	7,600	25,000	1,200	4,600	12,000
	T-N (mg/L)	129	800	620	3,000	92	580	1,200
	T-P (mg/L)	54	130	100	400	29	87	190
	Cl ⁻ (mg/L)	128	340	160	2,600	44	450	640
除渣後	pH (—)	80	6.7	6.7	8.9	5.3	0.62	7.1
	BOD (mg/L)	78	3,300	3,100	9,800	220	1,800	4,500
	COD (mg/L)	79	3,600	3,500	8,700	240	1,600	4,700
	SS (mg/L)	80	8,300	7,500	21,000	640	4,200	11,000
	T-N (mg/L)	79	780	650	2,300	210	400	1,000
	T-P (mg/L)	49	150	120	320	70	72	200
	Cl ⁻ (mg/L)	78	310	190	1,900	41	310	520

出典：(財)日本環境衛生センター「精密機能検査結果から見た現状と課題」平成 16 年度技術管理者等ブロック別研修会テキスト》注) 平均値と標準偏差からの計算値

5. し尿、浄化槽汚泥処理に係る費用

綾川町の平成21年度～平成25年度におけるし尿、浄化槽汚泥処理に係る費用について、図表3.2.12に示します。

し尿、浄化槽汚泥処理に係る費用は、人件費、処理費、委託費（収集運搬費及び処理費）等が計上され、歳出そのものは減少傾向にあります。令和2年度におけるし尿処理経費は、45,717千円となっています。

図表 3.2.12 綾川町のし尿等の処理に係る費用

年度	歳出（建設改良費＋処理維持管理費＋その他）												
	建設改良費					処理及び維持管理費							その他
		工事費	調査費	組合 分担金		人件費	処理費	車両等 購入費	委託費	負担金	調査 研究費		
平成23年度	56,780	1,449	1,449	0	0	51,330	1,850	0	0	49,460	0	0	4,021
平成24年度	54,105	0	0	0	0	50,172	1,850	0	0	48,322	0	0	3,933
平成25年度	51,834	0	0	0	0	47,632	1,850	0	0	45,782	0	0	4,202
平成26年度	77,731	2,932	2,932	0	0	70,879	1,850	0	0	69,029	0	0	3,920
平成27年度	88,708	0	0	0	0	84,766	1,850	0	0	82,916	0	0	3,942
平成28年度	49,045	0	0	0	0	48,505	1,854	3,674	0	42,977	0	0	540
平成29年度	63,955	0	0	0	0	63,415	1,854	3,359	0	58,202	0	0	540
平成30年度	62,031	0	0	0	0	61,491	1,854	4,293	0	55,344	0	0	540
令和元年度	40,921	0	0	0	0	40,376	1,853	4,302	0	34,221	0	0	545
令和2年度	45,717	0	0	0	0	45,167	1,852	3,737	0	39,578	0	0	550

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」

第3節 課題の抽出

綾川町における生活排水処理施設として推進しているのは、中讃流域下水道処理及び合併処理浄化槽の設置になります。下水道の整備は香川県により、合併処理浄化槽の整備は、住民や事業所により行われています。

合併処理浄化槽は、他の生活排水処理施設に比べて設置が比較的容易で処理効果の実証されています。

一方、下水道や集落排水処理施設、コミュニティプラントという集合処理は、ある程度住居が集まって街区を形成しているような場所に適しています。本町では、国道32号線及び国道377号線沿線周辺でまとまった処理地域を設定しています。他集落の住居数が限られるような地域での適用は、下水幹線の整備延長が大きくなる反面、加入者数が限定され、事業として町の負担が大きくなるというデメリットがあります。このため、そのような地域では、個別処理である合併処理浄化槽を設置したほうが、住民、町ともに負担が少なく済むというメリットがあります。

合併処理浄化槽における課題は、設置主体となる住民の協力になります。環境省では、現在合併処理浄化槽の設置のために循環型社会形成推進交付金を交付する制度として、「浄化槽設置整備事業」と「公共浄化槽等整備推進事業」の2種類があります。

前者は合併処理浄化槽を設置する個人に対して助成する市町村に国が交付金を交付するものです。後者は、市町村が設置主体となり、浄化槽を特定の地域を単位として整備する場合に国が交付金を支給するものになります。

本町が推進している合併処理浄化槽の設置は、前者の「浄化槽設置整備事業」に基づいたものであり、合併処理浄化槽を設置する個人に町が助成する制度を設けています。しかし、設置するのは住民であり、新規の設置基数は住民側の必要量に依存することになります。

下水道区域以外では、「浄化槽設置整備事業」を利用し、今後も住民主体ではあるものの、合併処理浄化槽の設置による水洗化人口比率及び合併処理率を向上させる必要があります。

今後も普及啓発活動を行い、住民に対し、生活排水処理への積極的な理解と協力を求め、既存の汲み取り式便槽や単独浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。

第4節 処理主体

本町では、集合処理である中讃流域下水道処理は、香川県が主体となって実施しています。また、栗原農業集落排水処理施設は本町が処理主体となります。

一方、個別処理である浄化槽（合併、単独）の処理主体は、設置者（住民及び建築物所有者）になります。また、し尿と農業集落排水処理汚泥を併せた浄化槽汚泥の処理については、高松市が主体となって処理を行っています。

これらの処理主体については、各施設を適正に維持管理を行い、地域の環境保全のために放流水質を良好に保つことが求められます。

図表 3.4.1 本町における生活排水処理主体

生活排水処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活雑排水	高松市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	各所有者
単独処理浄化槽	し尿	各所有者
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	綾川町
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	高松市

第5節 生活排水処理基本計画

綾川町においては、人口の減少傾向がある中で、下水道人口及び合併処理浄化槽人口が増加しています。本節では、各処理人口の実績から、将来の処理人口を予測しました。

1. 処理人口、計画収集人口の予測

1) 本町における各処理人口予測結果集計

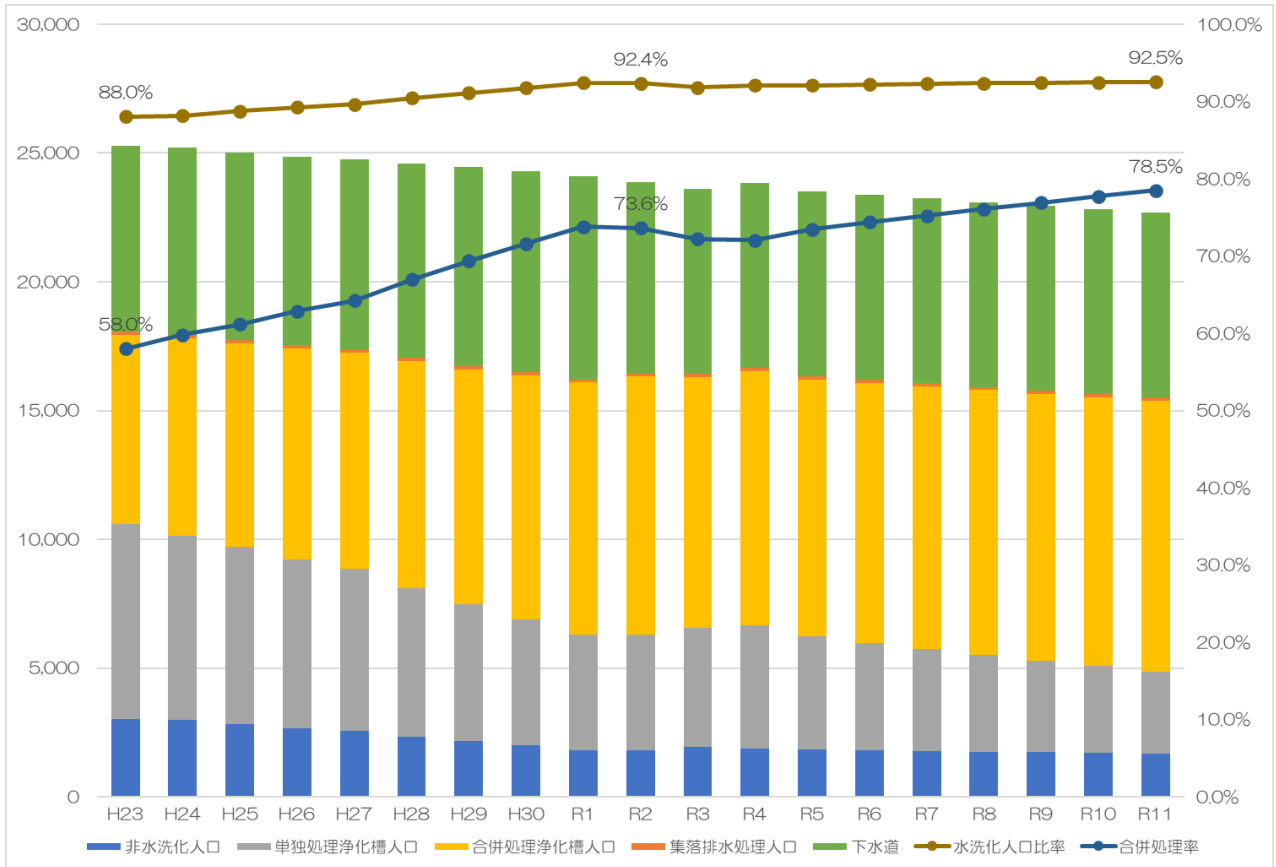
綾川町における非水洗化人口、水洗化人口（下水道人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口＋単独処理浄化槽人口）を予測したものを図表 3.5.1 に示します。図表 3.5.1 には、予測結果による水洗化人口比率、合併処理率を併せて示します。また、各処理人口のうち計画収集人口の推移と水洗化人口比率、合併処理率の推移を図表 3.5.2 に示します。

人口予測の結果、合併処理人口（下水道＋農業集落排水処理＋合併処理浄化槽）及び単独処理浄化槽人口を併せた水洗化人口は、計画目標年次である令和 11 年度には 21,005 人と予測されました。これは、平成 23 年度実績 22,249 人より少ないですが、人口減少に伴うものです。計画目標年次における水洗化人口比率は 92.5%と、平成 23 年度の 88.0%より増加すると予測されています。同じ理由により計画目標年次における合併処理率についても、78.5%と平成 23 年度の 58.0%より大きく増加すると予測されます。

図表 3.5.1 本町の各処理人口予測結果集計及び水洗化人口比率、合併処理率
(平成 23 年度～令和 11 年度)

年度	人口計 (人)	非水洗化人口(人)			水洗化人口(人)					水洗化 人口比率	合併 処理率
		計画収集 人口	自家処理 人口	小計	下水道	集落 排水処理	浄化槽		小計		
							合併	単独			
平成23年度	25,274	3,025	0	3,025	7,201	143	7,324	7,581	22,249	88.0%	58.0%
平成24年度	25,222	2,981	0	2,981	7,300	133	7,658	7,150	22,241	88.2%	59.8%
平成25年度	25,013	2,816	0	2,816	7,266	133	7,902	6,896	22,197	88.7%	61.2%
平成26年度	24,857	2,676	0	2,676	7,311	132	8,186	6,552	22,181	89.2%	62.9%
平成27年度	24,755	2,567	0	2,567	7,366	132	8,403	6,287	22,188	89.6%	64.2%
平成28年度	24,586	2,353	0	2,353	7,533	132	8,805	5,763	22,233	90.4%	67.0%
平成29年度	24,458	2,173	0	2,173	7,721	132	9,111	5,321	22,285	91.1%	69.4%
平成30年度	24,290	2,001	0	2,001	7,808	132	9,449	4,900	22,289	91.8%	71.6%
令和元年度	24,093	1,829	0	1,829	7,887	120	9,777	4,480	22,264	92.4%	73.8%
令和2年度	23,860	1,825	0	1,825	7,417	127	10,023	4,468	22,035	92.4%	73.6%
令和3年度	23,606	1,929	0	1,929	7,169	126	9,749	4,633	21,677	91.8%	72.2%
令和4年度	23,825	1,889	0	1,889	7,171	126	9,867	4,772	21,936	92.1%	72.0%
令和5年度	23,508	1,853	0	1,853	7,173	125	9,977	4,379	21,655	92.1%	73.5%
令和6年度	23,367	1,821	0	1,821	7,174	125	10,080	4,167	21,546	92.2%	74.4%
令和7年度	23,229	1,791	0	1,791	7,176	124	10,177	3,960	21,437	92.3%	75.2%
令和8年度	23,092	1,764	0	1,764	7,178	124	10,269	3,758	21,329	92.4%	76.1%
令和9年度	22,959	1,738	0	1,738	7,179	124	10,356	3,562	21,220	92.4%	76.9%
令和10年度	22,827	1,715	0	1,715	7,180	123	10,438	3,371	21,112	92.5%	77.7%
令和11年度	22,698	1,693	0	1,693	7,182	123	10,517	3,184	21,005	92.5%	78.5%

図表 3.5.2 本町の各処理人口予測結果集計及び水洗化人口比率、合併処理率
(平成 23 年度～令和 11 年度)



2) 将来予測における水洗化人口比率及び合併処理浄化槽率について

本町の水洗化及び合併処理比率を国及び香川県と比較したものを図表 3.5.3 に示します。

水洗化人口比率では、本町の令和 2 年度実績は 92.4%であり、令和 2 年度の全国・香川県平均よりも低い値となっています。将来人口予測により、計画目標年次である令和 11 年度には、本町の水洗化人口比率が 92.5%まで増加することとなります。

最終的には、水洗化人口比率が 100%になるよう、町全域での下水道接続率の向上及び合併処理浄化槽の普及を推進していくことを目標とします。

図表 3.5.3 全国、香川県及び綾川町の水洗化人口比率及び合併処理浄化槽率の比較

項目	全国	香川県	綾川町		
	令和2年度	令和2年度	平成23年度	令和2年度	令和11年度
水洗化人口比率 (公共下水道+浄化槽+コミュニティプラント)	95.6%	93.0%	88.0%	92.4%	92.5%
合併処理比率	88.3%	74.1%	58.0%	73.6%	78.0%

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」

2. 生活排水を処理する区域及び人口等

1) 下水道で処理する区域及び人口等

本町では、国道 32 号線沿線周辺の綾南処理区及び国道 377 号線沿線周辺の綾上処理区で平成 12 年度から公共下水道の供用を開始しています。

町内の公共下水道地域については、図表 3.5.6 に示す範囲となります。

処理人口は、令和 2 年度の 7,417 人から計画目標年次（令和 11 年度）には 7,182 人に減少すると予測されました。現在、中讃流域下水道（大東川処理区）では、本町の都市計画の見直しに伴い下水道整備計画を変更しているが、全体計画のうち未整備区域については、順次計画に着手することとしています。

図表 3.5.4 本町の下水道での処理を推進する区域及び人口等

下水道での処理を推進する区域		綾南処理区及び綾上処理区
人口	令和2年度 (実績)	7,417
	令和11年度 (計画目標年次)	7,182

2) 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等

合併処理浄化槽での処理を推進する区域は、図表 3.5.6 に示す浄化槽整備地域（無着色）になります。

本町は、市街地及び幹線道路を主体として設定されている下水道整備地域以外は、特に町南部において人口密度が低い状況です。このような地域では、下水道やコミュニティプラント等の集合処理よりも個別処理のほうが設置による効果が早期に現れるという利点があることから、積極的に合併処理浄化槽の設置を推進しています。

合併処理浄化槽人口については、予測期間全体では増加傾向をたどると予測されます。これは、合併処理浄化槽は今後も推進していくため、単独浄化槽から合併処理浄化槽への入替えなどが考えられます。その一方で町人口が今後減少傾向となるため、計画終了年次以降には、全体的に減少していくと予測されます。

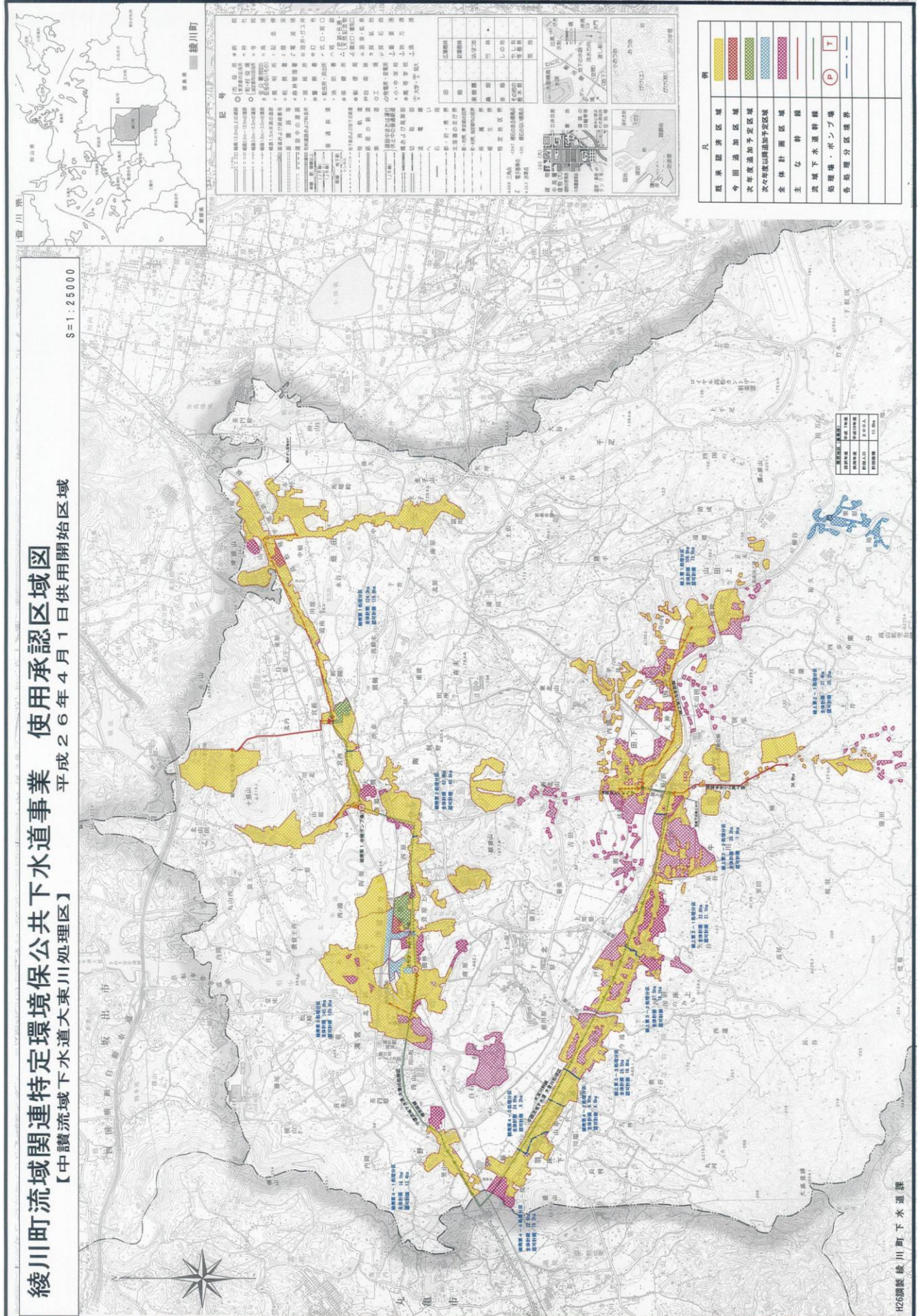
図表 3.5.5 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等

合併浄化槽での処理を推進する区域		下水道整備区域を除く町全域
人口	令和2年度 (実績)	10,023
	令和11年度 (計画目標年次)	10,517

3) コミュニティプラントで処理する区域及び人口等

本町では、コミュニティプラントは現在設置されていません。また、今後設置の計画もないことから、コミュニティプラントで処理する区域及び人口等はゼロとなります。

図表 3.5.6 公共下水道地域及び浄化槽整備地域



第6節 施設及びその整備計画の概要

1. 下水道

本町の下水道は、国道32号線沿線の綾南処理区と国道377号線沿線の綾上処理区が整備されています。

本町に整備された中讃流域下水道（大東川処理区）は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を目的として整備されています。綾南地区が平成5年3月、綾上地区が平成5年11月に中讃流域下水道（大東川処理区）の流域関連特定環境保全公共下水道として、認可を受けました。綾南地区は全体計画区域約384haのうち約110ha、綾上地区は全体計画区域約215haのうち約48haが事業計画の認可を受け、それぞれ下水道事業に着手しました。その後下水幹線及び支線の整備が進められ、綾南地区は平成11年5月に、綾上地区は平成12年6月に供用を開始しました。

綾南地区及び綾上地区とも事業着手後に区域の拡大、計画諸元の見直し、施行期間の延伸、流域下水道接続箇所の追加などの変更を経て現在に至っており、最近では、平成25年3月に認可を受けました。これは、近年の少子高齢化に伴う人口の減少傾向が著しいため、将来の人口減少を考慮した事業計画区域面積を合計520.4haより513.3haに変更するものです。令和2年度現在の本町における下水道計画概要を図表3.6.1に示します。

図表 3.6.1 本町における下水道事業計画

項目		全体計画		行政人口 (人)	綾南	17,280									
計画年度	接続方式	令和10年度	分流式		綾上	5,320	合計	22,600							
下水道計画区域 (ha)	綾南	第1	124.3	下水道計画人口 (人)	綾南	計画汚水量 (m ³ /日)	綾南	第1	2,600	日平均	1,110	日最大値	1,410	時間最大値	2,000
		第2	62.6					第2	950	第2	490	650	930		
		第3	145.9					第3	2,470	第3	1,400	2,310	3,520		
		第4-1	16.1					第4-1	170	第4-1	320	340	630		
		第4-2	6.6					第4-2	100	第4-2	50	60	80		
		第4-3	24.9					第4-3	380	第4-3	170	210	300		
		第4-4	22.6					第4-4	350	第4-4	160	200	280		
		計	403					計	7,020	計	3,700	5,180	7,740		
	綾上	第1	108.8	綾上	綾上	第1	1,650	第1	660	830	1,190				
		第2-1	37.4			第2-1	300	第2-1	800	830	1,570				
		第2-2	28.2			第2-2	170	第2-2	140	160	260				
		第3-1	32.6			第3-1	350	第3-1	140	170	240				
		第3-2	27.5			第3-2	210	第3-2	480	510	950				
		第3-3	26.5			第3-3	200	第3-3	90	110	160				
	計	261	計	2,880	計	2,310	2,610	4,370							
	合計	664	合計	9,900	合計	6,010	7,790	12,110							

資料：「綾川町流域関連特定環境保全公共下水道事業計画（中讃流域下水道大東川処理区）変更協議申出書（平成25年3月香川県綾川町）」による。

2. 合併処理浄化槽

本町における合併処理浄化槽の整備計画を図表3.6.2に示します。

合併処理浄化槽の整備計画は、現在まで「浄化槽設置整備事業」として実施しています。合併処理浄化槽を設置する個人に対し、国が交付する「循環型社会形成推進交付金」を利用した助成を行っています。「公共浄化槽等整備推進事業」は、市町村が浄化槽の計画的な整備

を図り、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、浄化槽を特定の地域を単位として整備する場合に国が交付金を支給するものです。

本町における「浄化槽設置整備事業」による浄化槽の設置基数について、図表 3.6.2 に示します。本町の「浄化槽設置整備事業」による合併処理浄化槽の設置は、平成 4 年度（旧綾南町、旧綾上町）から開始し、令和 3 年度までの設置基数は 2,015 基と年平均 65 基が整備されてきました。

令和 6 年度以降も現行の制度が継続するため、新たに整備計画を策定し、従来どおり合併処理浄化槽の設置を推進していくこととします。

図表 3.6.2 本町の浄化槽設置整備事業の概要

	実績	計画
整備計画年次	平成4年度 ～ 令和3年度	令和4年度 ～ 令和8年度
整備基数（基）	2,015 （総数）	463
全体整備計画人口（人）	7,788	1,160

※ 整備計画年次は浄化槽設置整備事業を最初に開始した年次から起算している

3. その他の処理施設

1) 農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設

本町では、下水道以外の集合処理として、栗原地区における農業集落排水処理施設が整備されています。令和 2 年現在、処理対象人口は 127 人、地区の水洗化人口比率は 94.5%となっています。対象地区の生活排水は、そのほとんどが同施設により処理されています。

図表 3.6.3 栗原地区農業集落排水処理施設の概要

名称	栗原地区農業集落排水処理施設	
供用開始	平成10年4月1日	
対象地域	綾川町山田上の一部及び東分の一部	
計画面積	11.8ha	
整備規模	定住人口（人）	187（127）
	年間総処理水量（ m^3 ）	10,667
	年間総汚泥処分量（ m^3 ）	30
	計画1日平均汚水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	54（24）
	計画時間最大汚水量（ m^3/h ）	7
管路延長（m）	2,978	

※（ ）内は令和 2 年度の値

2) コミュニティプラント

コミュニティプラントは、地方公共団体、公社、公団等の開発行為による住宅団地等に設置される汚水処理施設（地域し尿処理施設）として、設置、維持管理を市町村が行うものです。

環境省によると、「循環型社会形成推進交付金事業」の対象となるコミュニティプラントは、処理人口が100人を超えるものとされています。

第7節 生活排水排出抑制及び再資源化計画

日常生活において、炊事、洗濯、入浴、し尿などにより生活排水は発生します。個別の住宅等からの排水量は少なくても、地域全体で考えると、相当量の排水が周辺環境に排出されることとなります。

生活排水による周辺環境への汚濁負荷を低減させるためには、生活排水処理施設の設置により排出する水質を向上させるとともに、排出者である個人ができるだけ排出量を抑制する努力が求められます。また、この排出抑制は、地域全体で取り組む必要があり、生活排水に係わる行政、住民、事業者が目的意識を持って取り組む必要があります。

本節では、生活排水の排出抑制における行政、住民、事業者がとるべき方策について、また、生活排水処理に係る再資源化について述べるものです。

1) 行政における方策

行政における排出抑制については、住民や事業者等に対する普及啓発活動があります。

生活排水処理及び排出先となる公共用水域の保全に関し、生活排水の排出者である住民や事業者の理解と関心を得るため、PR用資材（ポスター、パンフレット）による普及啓発活動に努めます。

2) 住民における方策

住民における方策としては、日常生活での使用水量の低減と汚濁負荷の低減が挙げられます。

- ・排水口へのストレーナやネットの設置による固形物の排出防止
- ・油など汚濁負荷の高いものは拭き取るようにし、できるだけ流さない。
- ・トイレで使用する水量を減らす。
- ・風呂水を洗濯等に再利用する。

住民の取組として、上記の具体的取組などが挙げられます。また、生活排水処理を適正に行うため、し尿以外の生活雑排水を処理していない、くみ取り便槽や単独処理浄化槽においては、合併処理浄化槽に切り替えるよう努める必要があります。なお、浄化槽については、定期的な清掃や法定検査を適正に行い、浄化槽の機能を維持することが重要となります。

3) 事業者における方策

事業者における方策は、住民における方策と同様に、使用水量及び排水の汚濁負荷の低減を図ることとなります。特に排水量が多い事業所については、事業活動における排水量の低減のため、汚水が発生する過程の見直しや処理施設の適正な維持管理に努める必要があります。

また、公共施設など一般利用客の利用が多い施設については、施設側における排出抑制のほか、利用客に対しても理解と協力を促す必要があります。

4) その他民間活用による方策

現在の生活排水処理については、民間資本活用型社会資本整備（PFI）があり、集落排水処理施設やコミュニティプラントの設置及び維持管理に民間資本を活用するものがあります。合併処理浄化槽の設置についても、PFIの導入が検討されている事例があります。主な効果として、下記が挙げられています。

- ①浄化槽の設置・保守点検・清掃等の業務の一元化による市町村のコスト縮減
- ②浄化槽の面的整備の促進による水質改善
- ③民間事業者の資金・専門的知識を活用することによる地元企業・地域経済の活性化

5) 生活排水処理に係る再資源化について

生活排水処理に係る再資源化については、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設において行われている例があります。

処理施設における再資源化物としては、処理後に発生する汚泥が挙げられ、一般的には堆肥化が多く行われています。また、近年では、リン資源を枯渇から回避するため、リンの回収をし尿及び浄化槽汚泥の処理施設で行う技術も確立されています。

第8節 し尿・汚泥の処理計画

生活排水処理のうち、個別処理である浄化槽で発生する汚泥及び汲み取りは、一般廃棄物としてし尿処理施設又は汚泥再生処理センターで処理されています。本町では、合併処理浄化槽の設置推進により、浄化槽汚泥量が増加し、し尿が減少する傾向にあります。

本節では、人口予測結果を踏まえ、将来のし尿・浄化槽汚泥の収集量及び処理量の予測を示します。

1. 収集・運搬計画

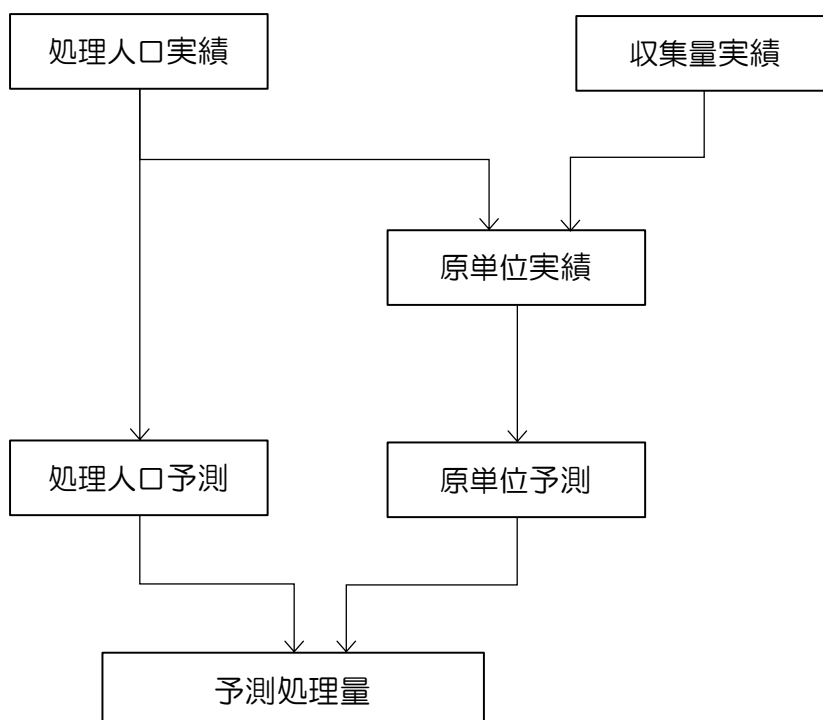
し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画として、計画目標年次における収集量を設定しました。

なお、収集・運搬の方法については、現在の収集運搬業者及び収集範囲が将来的に継続されるものとし、収集運搬業者の許可については、関係法令や許可基準に基づき実施するとともに、し尿等の排出量や既存の許可業者の収集運搬能力を勘案し、新規許可の制限を行うなど、適切な運用に努めます。

計画収集範囲は下水道接続地域を除く本町全域とします。集合処理として農業集落排水処理施設があり、ここからの汚泥は一般廃棄物としてし尿処理施設で処理されるため、計画収集範囲に含めるものとします。

収集量の予測は、第5節で示した各処理人口の予測、し尿・浄化槽汚泥の収集原単位の予測を用いて年間の収集量として算出されたものです。収集量予測の手順を図表3.8.1に示します。

図表 3.8.1 収集量予測手法



1) 収集原単位予測

収集原単位の予測は、過去の収集実績から、し尿及び浄化槽汚泥の収集原単位を算出し、それをもとに将来の収集原単位を予測しています。し尿及び浄化槽汚泥収集原単位予測を図表 3.8.2 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥収集原単位は、令和 2 年度までの実績により、し尿、合併処理浄化槽汚泥の原単位は増加傾向をたどると予測しました。

し尿原単位の増加要因として、非水洗化人口は減少するが、簡易水洗トイレの普及により 1 人当たりの収集量の増加が考えられます。一方、浄化槽汚泥原単位の増加要因としては、戸別浄化槽の収集量は一定であるが、世帯人口が減少していくと、1 人当たりの収集量が増加すると考えられることや下水道区域でない場所への観光客の流入や施設（店舗、企業等）の設置の可能性、浄化槽法定検査受験率（平成 25 年度 綾川町 55.5%）が今後向上すると、浄化槽の清掃が適切に行われ、収集量が増加する可能性があることなどが挙げられます。

計画目標年次である令和 11 年度では、し尿 1.80L/日、合併処理浄化槽汚泥 0.85L/日 単独処理浄化槽汚泥 0.43L/日と予測しました。なお、集落排水汚泥については、過去 10 年間で収集量の変化が大きく、令和 11 年度では 0.85L/日と予測しました。

図表 3.8.2 本町のし尿及び浄化槽汚泥収集原単位予測（令和 3 年度～令和 11 年度）

単位：L/人・日

年度	し尿	浄化槽汚泥		集落排水 汚泥		
		合併	単独			
実績	平成23年度	1.85	0.50	0.71	0.30	1.44
	平成24年度	1.66	0.52	0.72	0.31	1.54
	平成25年度	1.70	0.55	0.75	0.33	1.54
	平成26年度	1.65	0.54	0.72	0.31	0.79
	平成27年度	1.69	0.64	0.84	0.37	1.56
	平成28年度	1.83	0.80	1.02	0.45	1.56
	平成29年度	1.77	0.71	0.89	0.40	1.56
	平成30年度	1.78	0.66	0.81	0.38	1.56
	令和元年度	1.85	0.60	0.72	0.34	0.68
	令和2年度	1.78	0.68	0.81	0.39	0.65
予測	令和3年度	1.78	0.70	0.86	0.43	1.00
	令和4年度	1.78	0.71	0.87	0.43	0.98
	令和5年度	1.79	0.72	0.87	0.43	0.95
	令和6年度	1.79	0.73	0.88	0.43	0.93
	令和7年度	1.79	0.74	0.88	0.43	0.91
	令和8年度	1.79	0.75	0.88	0.43	0.89
	令和9年度	1.79	0.75	0.88	0.43	0.88
	令和10年度	1.80	0.76	0.88	0.43	0.86
	令和11年度	1.80	0.77	0.88	0.43	0.85

2) 収集人口予測

収集人口は、第 5 節で予測した各処理人口を用いています。収集人口予測を図表 3.8.3 に示します。

し尿収集人口は、処理人口予測のうち、非水洗化人口の計画収集人口と同一とし、自家処理人口はこれに含まれないものとします。

一方、浄化槽汚泥収集人口は水洗化人口のうち、下水道人口を除いたものとします。計画目標年次である令和 11 年度におけるし尿収集人口は 1,693 人、浄化槽汚泥収集人口は、合併処理浄化槽が 10,517 人、単独処理浄化槽が 3,184 人、農業集落排水処理人口が 123 人と予測しました。

図表 3.8.3 本町の収集人口予測（令和 3 年度～令和 11 年度） 単位：人

年度	し尿人口	浄化槽汚泥収集人口				
		合併	単独	集落排水処理		
実績	平成23年度	3,025	15,048	7,324	7,581	143
	平成24年度	2,981	14,941	7,658	7,150	133
	平成25年度	2,816	14,931	7,902	6,896	133
	平成26年度	2,676	14,870	8,186	6,552	132
	平成27年度	2,567	14,822	8,403	6,287	132
	平成28年度	2,353	14,700	8,805	5,763	132
	平成29年度	2,173	14,564	9,111	5,321	132
	平成30年度	2,001	14,481	9,449	4,900	132
	令和元年度	1,829	14,377	9,777	4,480	120
	令和2年度	1,825	14,618	10,023	4,468	127
予測	令和3年度	1,929	14,508	9,749	4,633	126
	令和4年度	1,889	14,765	9,867	4,772	126
	令和5年度	1,853	14,482	9,977	4,379	125
	令和6年度	1,821	14,372	10,080	4,167	125
	令和7年度	1,791	14,261	10,177	3,960	124
	令和8年度	1,764	14,151	10,269	3,758	124
	令和9年度	1,738	14,041	10,356	3,562	124
	令和10年度	1,715	13,932	10,438	3,371	123
	令和11年度	1,693	13,823	10,517	3,184	123

3) 収集量予測

収集原単位予測及び補正を加えた収集人口予測結果より算出した年度別収集量の予測結果を図表 3.8.4 及び図表 3.8.5 に示します。

し尿収集量は、収集原単位は増加すると予測されたが、非水洗化人口が減少傾向をたどると予測されたことから、減少傾向をたどると予測されています。一方、浄化槽汚泥収集量は、収集原単位、合併処理浄化槽人口が増加するため、当面は増加傾向になるが、令和 10 年度をピークに減少傾向に転じる予測です。これは、合併処理浄化槽人口は増加します

が、増加量は徐々に減少すると予測されたことに加え、単独処理浄化槽人口、農業集落排水処理人口が減少するため、浄化槽人口全体としては減少することによります。計画目標年次である令和11年度の全収集量は5,038kLと予測されました。

図表 3.8.4 本町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量予測結果

(令和3年度～令和11年度)

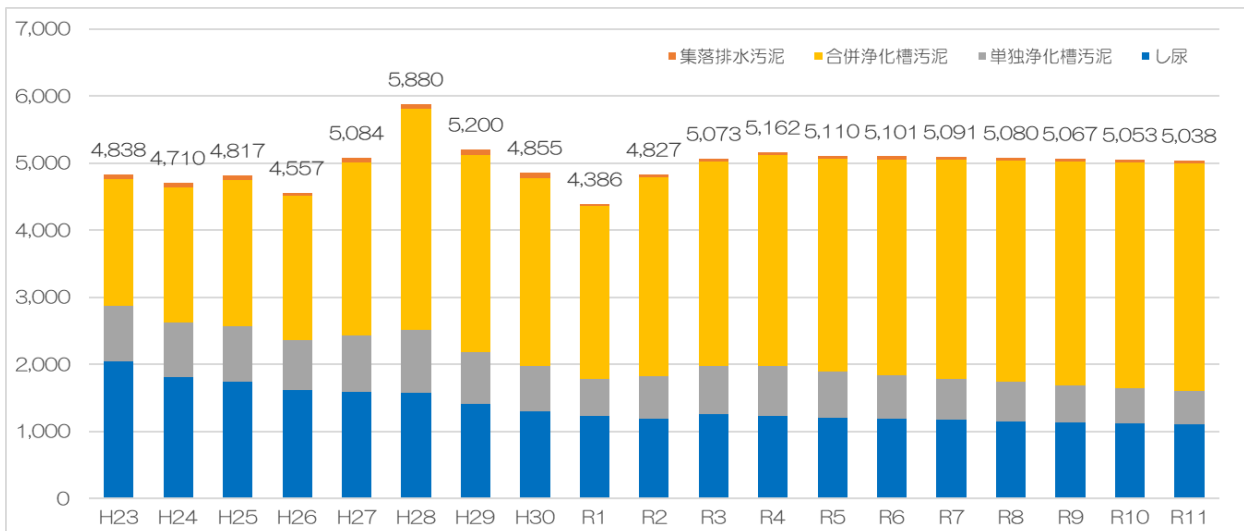
単位：kL

年度	し尿及び浄化槽汚泥						
	合計	し尿	浄化槽汚泥				
			合併	単独	集落排水処理		
実績	平成23年度	4,838	2,042	2,796	1,889	832	75
	平成24年度	4,710	1,810	2,900	2,012	813	75
	平成25年度	4,817	1,748	3,069	2,167	827	75
	平成26年度	4,557	1,614	2,943	2,153	752	38
	平成27年度	5,084	1,587	3,497	2,581	841	75
	平成28年度	5,880	1,573	4,307	3,285	947	75
	平成29年度	5,200	1,406	3,794	2,947	772	75
	平成30年度	4,855	1,298	3,557	2,801	681	75
	令和元年度	4,386	1,237	3,149	2,567	552	30
	令和2年度	4,827	1,188	3,639	2,972	637	30
予測	令和3年度	5,073	1,253	3,820	3,055	719	46
	令和4年度	5,162	1,229	3,933	3,147	741	45
	令和5年度	5,110	1,208	3,902	3,179	680	43
	令和6年度	5,101	1,188	3,913	3,224	647	42
	令和7年度	5,091	1,171	3,921	3,265	615	41
	令和8年度	5,080	1,154	3,925	3,302	583	40
	令和9年度	5,067	1,139	3,928	3,335	553	40
	令和10年度	5,053	1,125	3,928	3,366	523	39
	令和11年度	5,038	1,112	3,927	3,395	494	38

図表 3.8.5 本町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量予測結果

(令和3年度～令和11年度)

単位：kL



2. 中間処理及び最終処分計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、処理施設で浄化します。また、処理の過程では、固液分離により生じたし渣、汚泥等があり、これらも処理することとなります。

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、現在、高松市にある高松市衛生処理センターで処理されています。

高松市衛生処理センターは、昭和 62 年 4 月に旧高松地区広域市町村圏振興事務組合所管の施設として稼働を開始したし尿処理施設となります。その後、市町村合併等による組合の解散後、高松市に移管されています。本町では、旧組合から引き続き、同センターにし尿処理を委託しています。なお、本町からのし尿及び浄化槽汚泥は、高松市国分寺町にあるし尿中継施設（容量 500m³）に投入された後、高松市衛生処理センター中継所を経て、高松市亀水町の高松市衛生処理センターに運搬、処理されています。平成 28 年度からは、高松市衛生処理センター中継所から東部下水処理場に送られ、下水道との共同処理を行っています。

また、東部下水処理場で処理された脱水汚泥は、セメント工場に搬出し、セメント原料として、また、一部は肥料製造のコンポスト原料として再利用されています。なお、処理工程で生じたし渣は、一般廃棄物焼却施設で焼却されています。

本町のし尿及び浄化槽汚泥処理については、今後もこの体制を維持することとします。

第9節 その他の施策

1. 住民に対する広報・啓発活動

住民に対する広報及び啓発活動として、合併処理浄化槽設置の推進を図るため、設置費用の補助制度（「浄化槽設置整備事業」等）を条例化し、周知と利用促進の情報を町広報にて実施しています。

地域住民に対する積極的な広報・啓発活動としては、広報による浄化槽設置のための助成制度についての周知と公募が挙げられます。また、環境省・国などの普及・啓発ツールを使用し、教育機関における環境学習において利用することも働きかけをします。

2. 地域に関する諸計画との関係

本町で行われている流域下水道事業は、整備区域周辺の自然環境と良好な生活環境の維持をめざして実施するものです。この目的が達成され、長期にわたって維持されるためには、地域住民がこれらの趣旨を深く理解し、下水道処理に加入することが必要です。公益事業として健全な会計状態を維持し、管渠設備及び終末処理場が適正に維持管理されていく必要があります。

また、下水道整備区域以外の地域では、個別処理である合併処理浄化槽の整備により自然環境及び生活環境の保全をめざしています。

本計画は、上位計画である「第2次綾川町総合振興計画」の趣旨をふまえ、具体的な目標値を掲げることにより、生活排水処理の適正化とそれによる自然環境及び生活環境の保全をめざします。

第4章 まとめ

本計画では、本町における一般廃棄物（ごみ、生活排水）における現状を把握し、国及び香川県における計画に沿った将来計画を策定しました。本計画では、現状における課題の克服と将来の目標について、以下の内容を掲げ、これらの実現に向けて計画を推進することとします。

1. ごみ量の削減と分別収集の推進

本町の家庭系ごみはやや増加傾向であり、今後も当分はこの傾向が維持されていくと予測されます。削減目標を設定し、それを達成すべく、ごみ排出抑制、再生利用の推進について、事業系ごみの削減も併せて削減方法の検討、環境教育や自然環境保全活動を通じて普及啓発を図ります。

また、現在、資源化については、約 16.8%という資源化率を上げている。これは住民をはじめとする排出者の協力や集団回収への協力によるところが大きいが、現状を維持し、全体ごみに対する資源化率を向上させるべく、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応した分別収集体制を早期に整備します。住民、事業者に対しては、現在の資源化率の維持及び収集区分の徹底への協力要請を行っていくこととします。

2. ステーション設置要件の見直しと高松市の受入区分の見直し

本町においては、ステーション数が 18 世帯に 1 箇所と全国平均よりも高い水準で設置されています。これは自治会への参加の有無により住民がステーションを使用できない事案に対応するため、ステーションの設置戸数要件を引き下げているためです。ステーションの増加による種々の弊害を避けるため、今後はステーション設置要件の見直しを行っていきます。

また、収集区分については、従来家庭から排出される一時大量ごみ等の直接搬入ができない状態が続いていました。高松市との協議により、これを見直すとともに、高松市西部クリーンセンターへの受入品目を拡大しました。排出者には、新たな制度に対して理解を深め、自己直接搬入において節度を持ち、適正な搬入が望まれます。

3. 最終処分場の整備と他の自治体からの搬入への対応

本町一般廃棄物最終処分場は、残余容量のひっ迫により、最終処分場の整備計画が急務となっていました。現在の最終処分場周辺住民の理解と協力を得て、最終処分場の容量向上のための整備を行い、埋立期間の延長が実現しました。今後も、現在の最終処分場の周辺住民の理解を得て、現在の最終処分場を延命化することを町の基本方針として、今後、処分場容量を増加させるための計画・設計及び改修工事を行うことを基本とします。

また、本町への一般廃棄物の受け入れに対する環境保全協力金条例の適用が続いている現状を憂慮し、本町における一般廃棄物処理計画との調和を図り、環境負荷に対する段階的な負担増等を考慮した新たな制度を検討していきます。

4. 公共下水道事業及び合併処理浄化槽設置の推進

高松市に近い都会的な市街部と農業地域及び山林が混在する本町の生活排水処理施設は、国道 32 号線及び国道 377 号線沿線において、平成 11 年度から中讃流域下水道（大東川処理区）の流域関連特定環境保全公共下水道の供用を開始しています。今後、処理区域が拡張されるのに伴い、町としても水洗化を推進し、下水道接続率を向上させることにより、自然環境及び生活環境保全、並びに下水道事業の健全化をめざします。

他の地域では、集合処理としては、栗原地区農業集落排水処理施設が整備されています。こちらは対象地区内の整備がほぼ完了しています。今後は、適正な維持管理により良好な水質の維持を図ります。

また、個別処理では、合併処理浄化槽の設置を推進していきます。本町では、現在までに 6 割を超える合併処理率を達成しているが、生活雑排水の完全処理化をめざして住民への合併処理浄化槽に対する理解と助成制度に対し、一層の普及啓発を行い、新築住宅のみならず、既存の汲み取り便槽及び単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

綾川町一般廃棄物処理基本計画

【令和6年3月 改定】

発行：綾川町 住民生活課

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

TEL：087-876-1114（直通）